

には單に軍法事とあり、御感證文集、東武叢談など少異あり、日附も二月吉日、或は二月日とある中に、東武叢談には二月二日と明に日をしるす。今淺野文書に據る。

此時家康陣立陣備を定めて諸將を部署した。即ち左の如くである。

天正十八年相州小田原御陣御備

一之御先

- | | | |
|----------|----|-------------------|
| 酒井宮内大輔 | 相備 | 三州長澤衆 |
| 本多中務大輔 | 相備 | 菅沼織部 |
| 榊原式部大輔 | 相備 | 大須賀内膳 |
| 平岩主計頭 | 相備 | 岡部内膳 |
| 鳥居彦右衛門 | 相備 | 曾根下野 |
| 大久保七郎右衛門 | 相備 | 小笠原左衛門 |
| 井伊兵部少輔 | 相備 | 松平周防 |
| 二之御先 | | |
| 松平玄蕃允 | 酒宗 | 酒宗先きに吉原の守衛を命ぜらる。二 |
| 酒井與四郎 | 重忠 | 陣の先手に加はる事いかにあざらん。 |

此兩人五ノ字ノ指物ニテ御供

本多作左衛門 重次

内藤彌次右衛門 家長

柴田七九郎 康忠

大給少目 家梁

石川左衛門大夫 康通

御旗奉行

村串與三左衛門

權田織部

御長柄奉行

丹羽六大夫

彦坂小刑部

永井善左衛門

小宮山又七

保坂金右衛門

内藤源助

大御番

一松平忠左衛門

二松平善兵衛

三松平助十郎

四松平十三郎

第四節 家康の出陣 秀吉京都を發す

第拾八章 秀吉と北條氏との交渉

五荒川次郎九郎頼故組頭鳥居久兵衛下知

六水野清六頼故營沼藤十郎下知

大組百人

服部半藏

根來五十人

日下部兵右衛門

同 斷

成瀬吉右衛門甲府の留守たりし由見ゆ。小吉正成の誤

三十人

坂部三十郎

御先手一組廿人宛

加藤喜助

島田治兵衛

榊原小兵衛

高木九助

大久保治左衛門

水野太郎作

渡邊彌之助

御使番

三宅彌次兵衛

小栗又市

山本新五左衛門

大久保與市

阿部八右衛門

横田甚右衛門

城 織 部

初鹿野傳右衛門

鈴木久右衛門

石川右衛門八

山 田 彦 八

米津清右衛門

牧野助右衛門

川合次郎兵衛

内藤金左衛門

榊原甚五兵衛

犬 塚 七 藏

酒井與九郎

安藤彦四郎

曾 根 十 郎

遠 山 丹 波

此兩人五字指物にて御使番も相勤

第四節 家康の出陣 秀吉京都を發す

第拾八章 秀吉と北條氏との交渉

諸勢都合貳萬五千

内藤四郎左衛門

高木主水

梶三助

榊原隼之助

戸田左衛門

村上彌右衛門

梶金平

曲淵庄左衛門

御手洗越前

小田切大隅

右八人武者奉行ニ從、諸手下知

公事奉行

板倉四郎右衛門

黒田半右衛門

陣場奉行

久島織部

朝比奈彌惣右衛門

山本帶刀

御右

菅沼山城藏藤

久野三左衛門

松平勘四郎

御左

天野三郎兵衛

三宅惣右衛門

内藤三左衛門

御前

植村庄右衛門

戸田三郎右衛門

奥衆火之番衆百餘騎之支配

本多彌八郎

永井右近

加々爪甚十郎

阿倍善右衛門

牧野半右衛門

御後

松平因幡守

保科彈正忠

高力與左衛門

第四節 家康の出陣 秀吉京都を發す

遊軍 奥平九八郎

本田豊後守

菅沼小大膳

牧野右馬允

次に擧ぐるものは松榮紀事、武徳編年集成等に載する所である。参照のため附記し置く。

(開野舊聞真稿所載)

御備定

先衆七手

酒井宮内大輔家次

此相備 松平上野介 戸田丹波守 其外各縁者衆

本多中務大輔忠勝

相備 菅沼織部佑 松下黨 匂坂黨 參州高橋鈴木黨

榊原式部大輔康政

相備 大須賀オクニ後ニ出羽守 忠政ト號ス 岡部内膳正 同半彌 小笠原兵部少輔

平岩主計頭親吉

相備 曾根下野守 遠山丹羽守此兩人ハ御用トシテ五ノ字ノ指物ニテ旗本ニ召サレ。然レドモ御使番ニテハ是ナキトナリ 武河衆 津金衆

晴近衆 鳥居彦右衛門尉元忠

相備 木曾十三郎或ハ木曾仙次 郎義就ニモ 小笠原左衛門佐助或ハ掃部 助ニモ 此外信州伊奈衆 知久衆 坂西衆 各鳥居ニモ平岩ニモ副ヘラレ、引分ケ、岩槻、忍、松枝ヘ勤ク時ニハ、相備衆大形殘サル。

大久保七郎右衛門忠世

相備 諏訪安藝守 甲斐衆 信濃衆

井伊兵部少輔直政

相備 松平周訪守是ハ直政ノ小舅ニシテ 若キ故相備ノ如ク勤ル

二手之先衆 相備ナシ

一松平玄蕃頭家清 二酒井河内守重忠

三本多作左衛門重次 四内藤彌次右衛門家長

五柴田七九郎康忠 六松平和泉守家乘

七石川左衛門佐康通

御脇備

菅沼山城守定政 久能民部少輔宗能

松平伊豆守信一

此三手ハ御右備ナリ

天野三郎兵衛康景 三宅惣右衛門康貞

内藤豊前守信成

此三手ハ御左備ナリ

松平因幡守康光

保科肥後守正直

第四節 家康の出陣 秀吉京都を發す

第拾八章 秀吉と北條氏との交渉

高力河内守清長

保科ハ信州先方衆ナレドモ、公ハ御妹婿タル故如ク

御旗本大番組六手

一番五十騎 此頭松平忠左衛門 小頭シレズ

二番五十騎 松平善兵衛 小頭シレズ

三番五十騎 松平助十郎 小頭シレズ

四番五十騎 松平十三郎 小頭シレズ

五番五十騎 荒川次郎九郎

此ハ御一族ニテ參州八面ノ城主荒川甲斐守義等ノ子息ナリ。吉良氏ナリ。病氣故、小頭ノ菅沼藤十郎下知ス

六番五十騎 水野清六郎 小頭渡邊久左衛門

合戦ハ六番ニテ三合戦ナリ。何モ當番ノ面々、初合戦ニハ其次ノ初合戦ヲ救フ爲メ口傳。

右ノ外、奥衆、或火ノ番衆八十騎ホド、此衆ノ下知ハ

一永井右近大夫尙勝 二本多彌八郎正純

三加々爪甚十郎直澄 四牧野勘七郎勝成等勤ム

内藤四郎左衛門尉正成 高木主水正清秀

此兩人ハ家康公御同前ノ具足ヲ御免ナリ。就中此四郎左衛門尉ハ紅筋ノ羽織ヲ着シ、本

ノ采牌ヲ手ニ掛ル、總軍二萬五千餘ヲ右兩人總下知ヲ勤ム。

御旗奉行兩人

村越與三左衛門正成 權田織部丞兼清

御長柄三百本之奉行

丹羽六大夫 彦坂小刑部 永井善左衛門 穗坂金右衛門 内藤源助 多田三吉 小宮

山又七郎 是ハ小宮山内膳弟ナリ

家康公ハ御持鎗ナシ。御長刀一枝十文字一本ナリ。去ヌル丑ノ年、大和、大納言秀長ヨリ、胴

金ノ具足三百領、長卷ノ野太刀百枝進セラル。此時武田家ノ中間等御抱アツテ右ノ具足

ヲ進セ、長卷ヲカツギ御馬ノ前ヲ行ナリ。

御使番五ノ字之衆

一三宅彌次兵衛 二小栗又市

三石川右衛門八 四米津清右衛門

五山本新五左衛門 六鈴木久右衛門

七阿部八右衛門 八大久保與市郎

九犬塚七藏 十山田彦八

十一牧野助右衛門 十二河合次郎兵衛

十三榑原甚五兵衛 十四内藤金右衛門

十五城織部 十六初鹿野傳右衛門

十七横田甚右衛門

公、此番ハ大事ノ儀ト思召シ、廿五人ニ成サレ度是アルト云ヘドモ、前ノ曾根遠山添テ漸ク十九人ナリトカヤ。

久嶋織部 山本帶刀 朝比奈彌三左衛門

此三人ハ、陣小屋ノ作法、或ハ先衆二ノ手衆、脇備、後備ノ衆マデ陣場ヲ相渡ス役ナリ。陣取

レバ諸奉行ト一所ニ在リ。

第四節 家康の出陣 秀吉京都を發す

本多佐渡守正信 牧野讃岐守定成 阿部伊豫守正勝
此三人ハ、御旗本、先衆、何レモ申上ル儀ヲ執次ギ奏達スル役ナリ。陣屋ハ三人ナガラ御本陣ノ近所ニ在リ。

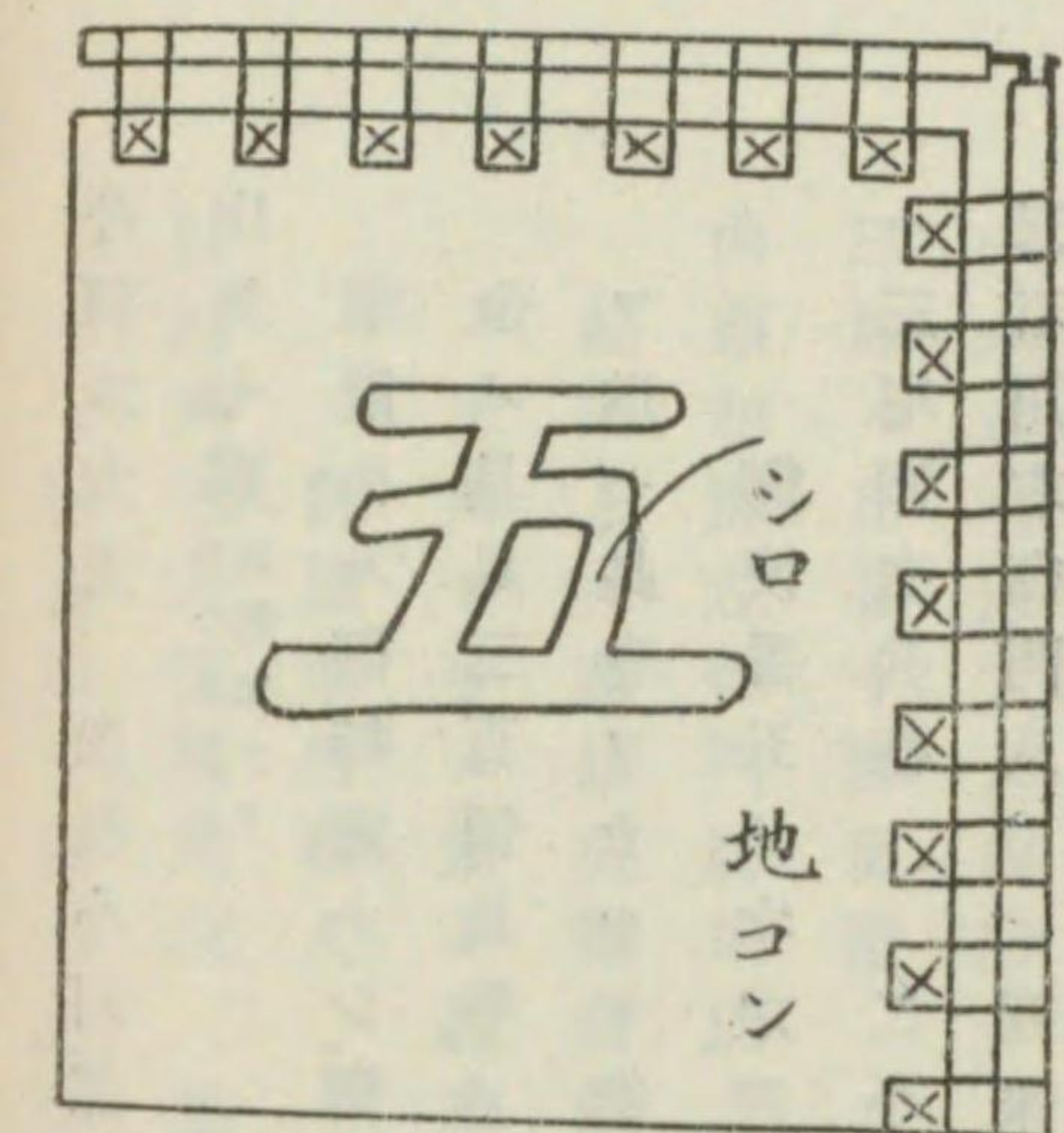
板倉四郎右衛門 淺井鷹兵衛 黒田半右衛門

此三人ハ、御旗本ヲ初メ、先衆、イヅレモ六ヶ敷出入ヲ能ク聞キ届ケ、扱ヲ爲シ、若シ下ニテ相濟ザル時ニ、右ノ佐渡守等三人ニ訴ル役ナリ。

本多豊後守廣孝 菅沼小大膳定利 牧野右馬允康成

此三頭ハ、二ノ御先衆トモ、又ハ脇備後備トモ仰ナク、只遊軍タリ。諸人ノ批判ニハ、二頭ハ定テ小荷駄奉行カ、一頭ハ陣場奉行カト不審ヲ爲ス處、後ニ本多、鳥居、平岩等、淺野、彈正少弼、木村常陸介ニ隨テ、岩槻、忍ノ城等ヲ攻ムル時、陣場ノ備アキタルニ、此三將ヲ御入成サスル。諸士卒皆手ヲ拍テ、是ニテ此遊軍ノ不審ハ晴レ、微妙ノ御智略カナト稱嘆セリ。

(松榮記事)



家康使番をして常に五ノ字の旗を用ひしめしは蓋しこの小田原陣に始まれるものゝ如く、貞享書上に「御使番之用ゆる五の字のさし物は、小田原陣の時、服部半藏正成黒地の四半に五の字を白くそめ出せしが御目にとまり、以來御使役の指物に用ひらるべければ獻る

べしとて、これより使番奉る者の内にて、殊に老功の徒に用ひしめられしなり」とある。爾來何れの陣にても、家康の本陣に並びて五ノ字の旗のある所、必ず使番の在る所であつた。
秀吉また禁令を發した。

禁制

一 軍勢甲乙人等亂妨狼藉事

一 放火事

一 對地下人百姓非分之儀申懸事

右條々若於違犯之輩者、忽可被處罪科者也

天正十八年正月日 秀吉 朱印

(淺野文書振假名、文)

駿河志料所載古文書中、宇津谷、村松、其他の禁制全く同文なれど、天正十七年十二月日の日附である。掛川志稿に遠州宇都郷のものを擧げられたれど、同じく天正十七年十二月日とある。更に關東に於ては大方天正十八年四月日五月日より六月七月に及んで居る。次第に軍を進むるに隨つて

その地方々に發したものである。秀吉更に彼の名高き一錢ざりの軍令を發した。

定

一軍勢味方の地にをいて濫妨狼藉之輩、一錢ざりたるべき事

一於陣所火をいたす族有之者はからめとり出すべし。自然令逐電は其主人罪科たるべき事

一糠屬わら新たき雜、さう子以下、亭主にあひことはり可取之事

右條々若令違犯者忽可被加御成敗者也

天正十八年正月日秀吉朱印

(淺野文書)

駿河志料、静岡縣史料に載する所、文意は相違せざれど、文句の上に多少異なる所がある。

また併せて掟書をも諸方に出した。これにも所によりて文句の上に多少の相違がある。

條々

一地下人百姓等急度可令還住事

一軍勢甲乙人還住之百姓家ニ不可陣取事

一對土民百姓自然非分之儀申懸族有之者、可爲一錢切、并麥毛不可苟取事

右若於違犯之輩者速可被加御成敗者也

天正十八年卯月 日朱印

參河の諸軍二月四日駿府に着く。五日先隊は江尻に陣す。家忠日記に

二月四日丙駿府迄參着候。御城へは暮過て出仕候はす候。夜雨降。五日

丑雨降。朝食板倉四郎右衛門所ニふる舞にて越候。晩に出仕候。江尻邊

迄も出陣候へ之由御意候。また前田利家が二月二十日附を以て伊達政宗に

遺れる書牘中に「北條表裡之緩怠曲事ニ被思召、則被成御動座可有御成敗

候。東海道之御人數駿河大納言家康被爲御先手、當月五日被打立候。其

跡押續御出勢に候」と云ふものである。

六日家康駿府に出馬する豫定なりしが雨の爲に延期す。十日家康駿府

を發して賀島に陣す。兵凡そ二萬五千。先隊は由比に陣す。二月六日寅雨

降にて殿様御出馬延候。七日卯江尻妙泉寺法花寺迄出陣候。酒井宮内大輔所に陣まはりに越候。十日午殿様賀島迄御出馬候。ゆい迄陣替候日記。十五日先隊吉原に進む。二月十四日戌雨降。酒宮内より我等人數越候。間明日吉原へ陣替候へ之由申來候。十五日亥吉原へ陣替候。旗本より成瀬小吉、深尾清十着到付ニ越候日記。十六日家康伊奈熊藏備前守忠次をして富士川に舟橋を架せしめ、諸將にその工を助けしむ。廿一日に工を竣つた。二月十六日子舟橋の竹す共あみ候。十七日丑舟橋の普請候。十八日寅舟橋の普請候。十九日卯同普請候。廿日辰雨降。同。廿一日巳舟橋出來候日記。忠次更に命を受けて駿遠參三國の道路の事を奉行した。

清見寺使僧を遣して家康の陣中を見舞はしむ附三

廿四日家康長久保に進む。二月廿四日申家康様長久保へ御出馬候日記。家康は先きに中納言秀次より贈れる船三艘の内、堅牢なる一艘を選んで國一丸と號し、これを向井兵庫頭正綱に保管せしめ、此度家康この船に乗じ清水港より蒲原へ渡海せりとも傳ふれど、家忠日記等にかゝる事を載せず。

廿六日秀吉のために領國內に修營せしめした茶屋大方竣工した。二月十三日酉吉原御茶屋道具あたり候。十六日子御茶屋の木取候。廿二日甲御茶屋之普請候。廿三日未大西吹、御茶屋地形引候。廿四日申御茶屋普請候。廿六日戌御茶屋之普請出來候日記。

二月十五日に本多豊後守廣孝上洛の事あり、晴豊公記に「二月十五日家康内衆本田豊後守上洛、前々より存候間兩種指樽遣候。家康、井伊侍從書狀出候。二月十六日日本田豊後守樽代百足持參、盃出見參申候也」とある。何の爲の上洛か明ならず、廣孝先きに秀吉の九州陣に従ふ、されば此度も家康廣孝をして秀吉の出陣を迎へしめたるものであらう。

二月一日毛利輝元、吉川廣家、小早川隆景、各その國を出で、上洛す。鍋島直茂これに屬す。

二月二十日に三好中納言秀次江州八幡山の城を發す。同二十一日に内大臣信雄駿府に着く。尾張の先鋒沼津に陣す。廿五日信雄並に蒲生飛驒守氏郷沼津に進む。二月廿一日巳内府様駿府迄御着候由候。廿四日申尾州衆先勢沼津邊ニ着候。廿五日酉内府様沼津迄御出馬候。晩雨降日記。

是日^{廿五}脇坂中務少輔安治、九鬼志摩守嘉隆、加藤左馬助嘉明、長曾我部宮内少輔元親等水軍を率ゐて遠州今切に着岸、廿七日清水港に入る附四、秀吉三月朔日京都を發せんとす。仍て豫め宿々諸城の守衛を命じたる諸將に對し、駄馬五十疋づゝをその宿々に集め置き萬遺漏なきやう朱印狀を發した。即ち急度被仰遣候。三月朔日就御動座、のりかけ馬、御とまりの所々にて五十疋宛入之條、其方領内御泊々々、右馬數を集置、至而其時手つまり無之様申付可相待候^{小早川}と云ふのである。秀吉の宿泊せんと定めたる箱根迄の宿々は、大津、八幡山、佐和山、大柿、清須、岡崎、吉田、濱松、懸川、田中、府中、清見寺、吉原、三枚橋であつた。

秀吉出征の日近づくを以て、後陽成天皇、聖護院大僧正道澄に勅して戦捷を祈らしめ、二月廿八日權大納言勸修寺晴豐を勅使として秀吉に馬及び太刀を賜ひ、正親町上皇もまた物を賜うた。

是日^{廿八}淺野彈正少弼長吉^{長政}先驅として京都を發す。天皇假樓に御して叡覽あり、御湯殿上日記に「二月廿八日あさの^野大しやう^正ちんだち^立けふにて、やぐらより御らんぜらるゝとある。」とある。

三十日浮田中納言秀家つゞいて京都を發す。天皇亦叡覽あり。御湯殿上日記に「二月卅日^{はる}びぜん^前さいせう^相殿ちんだち^立にて、やぐらより御らんじ給、見事なり。」晴豐公記に「二月三十日宇喜田宰相出陣、中々無^レ申斗候。四足御前相とをり也多聞院日記に「晦日東國御出陣、美麗事々敷トテ寺僧衆數多地下人各爲見物上洛云々」などゝある。

三月朔日秀吉京都を發す。小田原記に「其前日參内有て賜節刀、同出陣の祝に百韻連歌有、發句紹巴、關越て行するなひくかすみかな」と。天皇四足門前の棧敷に出御ありてその陣容をみそなはず、秀吉戎衣のまゝ棧敷へ上つて御暇乞を申上ぐ「三月一日^{はる}く^關ん^白はく殿^今けふ^日ちんだち^立にてさじ^棧き^敷まで御いとまご^おひに御まいりありめでたし、一だんと人しゆ見事なり^{御湯殿}上日記」三月一日天晴、今朝關白東國出陣、四足御前人數相通り申候。殿下計^{はかり}下馬、棧敷へ御いとまごい、具足にて御あがり候。院御所にては御さかづき參候。ことゝしき事共也^{晴豐}公記「殿下東國御出陣也云々。美麗前代未聞言語道斷也^{言經}卿記」三月二日昨日御出馬在之大津御泊云々。人數六千斗云々。奇麗金銀唐和財寶事盡タル事、中々不及言語之由各語了。消

肝式也多聞院日記など、取々にしるしてある。甫庵太閤記には、京中はもとより奈良堺大坂などより上りつどひ、棧敷を打つて見物したりとする。川角太閤記には、秀吉出陣の扮装をしるしていふ、上様聚落樂より御出被成候日の御出立は、朱具足、御腰物は六尺あまりのはく箔のし付、兩腰御柄打さめ敬の上大菱なり、あら繩の腕貫御掛被成候。大きなると土ひやう、但色は光明朱、御馬の上に御付被成、熊の皮の作り髭、白きくゝり頭布、先は御腰廻りへつき申程のなり、御馬鎧は庭鳥の毛、道中御出立は替り申候と聞申候。天下御出の日は右の通に候とあり。甫庵太閤記にも、其日の出立作り髭にかね鐵漿黒也、御太刀差添などことゝ敷若やかにものし給ひし粧なれば、御伽衆、御傍衆などは云ふにも及ばず、異形なる出立中々言葉も可及も覚え侍らすともあり。多聞院日記には、東國御陣立とて萬方震動也といひ、關八州古戦録にもまたしるして云ふ、關白豊臣秀吉公東國征伐ノ動坐トシテ二月十八日一本三月十八日參内シタマヒ節刀ヲ賜リ、退出シテ聚樂の館ニ入、首途ノ祝儀タリトテ臨江齋紹巴、由巳法橋等ヲ召出シテ連歌百韵興行アリ、發句

關越エテ行末ナヒク霞哉

紹巴

斯テ三月朔日帝都ヲ出馬シ給フ、殿下其日ノ出立ハ異體ヲ用ラレ、造リ髭ヲ懸ケ鐵漿か黒ク貼テ、唐冠ノ首鎧かヲ被リ金札こ緋緘の鎧ニ舒付ケノ太刀二振、金ニテ濃タル大弩と俵ノ空穂ノ上ニ征矢一筋刺テ、先年仙石權兵衛秀久ガ進ラセタル朱塗ノ重藤ノ弓ヲ握リ、金ノ瓔珞ようらくの馬鎧懸たる七寸許の駿馬に萌立如クナル紅ノ厚總掛ケ、大魁美麗ノ粧ニテ馬上ニテ打出給フ。近習伽衆馬廻甲冑花ヤカニ撰ツテ、異類異形ノ物嗜す金銀珠玉綾羅錦繡ノ飾リハ云ニヤ及フ、虎、蠟虎、猩々、緋、吾一増ニ風流ヲ事トシタルハ良ニ陣頭四邊ヲ拂ヒ行粧目ヲ驚カセリとある。なほ前に引いたる川角太閤記に云へる如く、道中所々に於て秀吉を始めその従士等の扮装をいろいろに變へたるものと見え、三月五日六日の誤か殿下秀吉公着御于尾州清須、次序、黄母衣ほろ二十二騎、次ニ金旗十本、次ニ吹貫旗百五十本、次ニ小旗衆多不知其數、次ニ駄金馬十疋每一匹三百枚、次ニ金錢五緡使五人掛頸一人一貫、次ニ普請具持三十人、次ニ長刀三十柄鞘金丸貫柄梨地、次ニ鑢三百本鞘虎皮柄梨地、次ニ鷹三十二居すゑ、次ニ馬十四馬衣唐織、次ニ刀六十鞘梨地、駕輿二丁、次ニ秀吉公騎馬蓋南蠻傘、扈從騎歩不知幾

百千也。同九日卯時義弘の子島津又一郎久保發日下部爲秀吉公供奉於熱田明神爲拜謁、則有可進前陣之命、仍隨其旨、伏拜于蓬萊寺藥師過鳴海、知鯉鮒兩宿、見八橋澤於弓手過矢矧宿、則有大川稱矢矧川、設長橋渡彼川、酉時到三州岡崎陣焉。路程十一里也。今日見秀吉公支度、着甲冑帶四尺計太刀、以腕貫大繩附總金大簍於腰、頂網代笠異形也島津久保譜など、もある。秀吉はまたこの大行軍の爲に、増田右衛門尉長盛をして三條の橋を石橋に架替せしめ、欄干には紫銅の擬寶珠十八本を建て、そのすべてに銘を刻した。

洛陽三條之橋至後代化度往還人磐石之礎入地五尋、切石之柱六十三本、蓋於日域石柱橋濫觴乎。天正十八庚寅正月日、豐臣初之御代、奉増田右衛門尉長盛造之。

三月朔日中納言秀次蒲原に着き、同三日沼津に進む。家忠日記「三月三日巳三好中納言殿沼津迄參陣候」

五日家康長久保の本營を修す丁未殿様御陣場普請候家忠日記

八日家康令して明後十日葦山表に砦を築かしめんとす。秀吉着陣前葦山城を一當嘗試みんと擬したるものであらう八日戊辰雨降。明後日十日ニ

よら山表御取出可有之御ふれ候家忠日記



六日秀吉清洲に至り三日滞在、祖父物語に小田原へ御出陣之時清須ニ三日逗留シ玉フとある。秀吉さきに山中法藏寺に禁制を發した。

禁制 勅願所

三河國山中法藏寺

一軍勢甲乙人等亂妨狼藉事

一陣取事

一對寺僧非分之儀申懸事

右條々若於違犯之輩者忽可被

處罪科者也

天正十八年正月日朱印秀吉

(山中法藏寺文書)

十日秀吉吉田に至る。家康小栗仁右衛門忠吉をしてこれを饗せしむ。この七日より雨降りつゞき止むべしとも思はれず、十一日秀吉吉田を發せんとす、伊奈熊藏備前守忠次諫めて、しばし此地に逗留あり、雨の霽るゝを待ちて軍を出し給へと云ふ。秀吉いはく、吾聞く凡そ軍行に河前に在りて雨降る、これを涉らざれば後必ず涉ることを得ざるべしと、今河前にあり是を以て吾これを涉らんとすと。忠次云く、河前に在りて雨降る時小軍これを涉るは可なり、大軍これを涉らば兵多く溺れ死なんと。秀吉大に感じ、こゝに留る事三日。備前權守伊奈氏碑銘には天正十八年豊臣關白東征相州北條氏、神君使忠次監參遠駿三州水陸事、殊諭曰富士川奔流急迅宜方舟繫速爲假梁、令士馬無沉溺之患、忠次巡視經營竭力其功漸成。既而關白至參州吉田驛、其從如雲。時霖雨大風、關白進馬自若、諸將皆雖欲其信宿畏關白不能言。忠次跪馬前啓曰、風雨烈士卒勞、暫停御轅於茲、關白叱曰、留連經日則前途大堰富士川可容易得濟哉、不如凌風雨而速往也、汝以謂何、忠次重啓曰、如小軍則宜任思慮、今四十萬騎之衆冒雨受風競濟大川、必有流沒之禍、若不幸有十人之溺則訛言以爲千

百人、此令敵得利增勢也。況戰期未刻日、則不如暫憩大駕休士卒、殿下威武赫々海内畏伏、豈以數日之遲速可拘勝敗哉、關白曰善哉汝言也。乃留滯吉田三日、而雨晴風靜大軍進登無滯、舟梁亦成大堰富士川不病涉也。衆皆喜曰、忠次一言合戰十萬士得三日之息也云々鷲峯文集と。十七日三月未關白様去十日ニ吉田迄御成候。彼地ニ十三日迄御逗留候由候家忠日記。十四日秀吉の爲に吉原に陣屋を築く十四日丙辰雨降。關白様來十六日ニ吉原迄御成候とて吉原御陣屋かけニこし候家忠日記。十九日秀吉の宇津ノ山を越ゆる時、此所の住民勝栗並に馬の杵を獻じた。是日秀吉將に駿府に着せんとす。石田治部少輔三成秀吉に向つて、家康北條氏と相謀りて異志ある由を語る。秀吉疑惑し手越驛に猶豫せる時、淺野彈正少弼長吉政長此事全く虚説にして事實にあらざる由を陳して頻に秀吉を諫む。秀吉乃ち駿府城に入った三月十八日庚申關白様田中迄御成候由候家忠日記。十九日酉辛關白様今日駿府迄御成候由候家忠日記。廿日家康長久保の陣營より來つて秀吉に面す廿日壬戌雨降。關白様駿府迄御成候て殿様御こし候家忠日記。

彼の本多作左衛門重次が、「關白殿御家人あまた居並びたる所にて、徳川殿の御後より参りて、立はだかり大に聲をいからして、やあ殿よ殿、あつばれ不思議を振舞ひ玉ふよ、國をも保たんする人が我が住む殿を打明けて暫しも人に借す事やある、その氣にては人の借らんといはんには、一定北の方をも借し玉はんするよな、かし玉はんするよなと藩翰罵り罵り立歸つたのは此時の事である。家康此時後藤松林をして秀吉に茶を饗せしむ。松林は家康の駿府に質たりし時、常に近侍して心から奉仕したる生三郎忠光である。家康の岡崎城に歸るや、松林駿州小島の舊領を棄て、岡崎に赴き、絶えず家康に勤仕し、はじめ小林と號し後今の字に改めた。此時用ひたる茶器は家康悉く松林に與へたりと。

廿二日家康長久保に歸る、廿二日甲殿様御歸候家忠日記秀吉の駿府城に入るや、草なぎの宮いづこの程にやと問たまふ、是より五十町計東にやと云ふ。

古を神もや思ひわすれずば我行末の恵たのもし

見が關

とゞめぬもいかでか過む清見がた波より霞ゆうべ曙

三保

諸人の立歸つゝみるとてや關にむかへる三保の松原

田子のうらを見給へば、かゝるさはぎにも恐で鹽焼いとなみあへりければ、

我もする世のいとなみは變られどしほたれ増る袖の憐れさ鑑

など所々に吟詠をのこした。

二十三日清見寺に入る。天野三郎兵衛康景これを饗す。參河の將士、謁するものあり、廿三日丑關白様清見寺迄御成候。御前へ出候家忠日記二十六日富士川に至る。こゝに先きに舟橋を架し渡した。また豊鑑に「富士川は船をならべ繩手を結合て橋をなせり、

引繋ぐ船のつなでも打はへて渡る危き浪の浮はし

と。石田三成亦渡る事の危き由を云ふ、淺野長吉長まづ渡る、秀吉之につゞきて吉原に着き、廿七日沼津三枚橋に入つた附五廿六日辰關白様よしはら迄御成候。廿七日巳關白様沼津迄御成候。見物ニ越候家忠日記こゝに石卷下野守を小田原に追還した。

廿七日に秀吉の沼津に着せんとするや、家康及び信雄これを浮島原に迎ふ。時に一の挿話あり面白ければ次に引く。秀吉沼津迄着れしかば、君康は織田信雄と同じく浮島が原の邊まで出まして待ちむかへ給ふところへ、秀吉が前驅餌差鷹飼どもうちつれて通るうちに、稻富喜藏といへるは君康かねてしろしめすものなるが、御前を平伏して過ぎがてに、殿下もやがて來らせ給はん、いと異様なる御行装なり見給へといひさしてゆく。その折甲斐の曲淵庄左衛門御供に候せしが、三尺餘の朱鞘の太刀に大鍰かけてさしたるを御覽じ、御みづからの御佩刀とさしかへ給ふ。かくするうちに秀吉が馬既に近づきぬ。そのさま金の唐冠の兜に緋をどしの鎧を着、緋純子の袖なし羽織に紅金襴のくさり袴、作髭をし金の大熨斗付の太刀二振はき、金の土俵のうつばに征矢二筋さしてたひ、金の瓔珞の馬鎧かけたる駁の馬に乗られしが、君と信雄の立せらるゝを見て、俄に馬より下り、慰勞の詞をのべ、彼の團扇もて君の御刀の柄をたさへ、近頃よき御物すきかなとほゝゑみながら、いざ同じく參らんと連立て數町ばかりたはせしが、諸大名追々出迎へたてまつれば、殿下はもはや御

馬にめさるべしと聞え給へば、秀吉さらば軍中に禮なしとかきく、御ゆるし蒙らんとて又馬にうちのりぬ。外々の大名へはみな馬上より聲かけて通られしとぞ天元實記とあり。更に云ふ、按に一説にこの時秀吉馬より下り、太刀の柄に手をかけ、信雄家康逆心ありと聞く、立上られよ一太刀まいらんと云ふ、信雄は面あかめて何とも云ふことならず、君康は秀吉が左右の者に向はせられ、殿下の軍始に御太刀に手をかけ給ふことのためでたさよ、いづれもほぎたてまつれと高聲に仰ければ、秀吉又といふ詞もなく重ねて馬に打乗て過行ぬ。その時見しもの、君康のいさゝか動し給はざる御様に感じけり。又小田原の陣中に君康と信雄と秀吉が陣にたはして還らせ給ふ時、秀吉十文字の鎗の穂をはづし、御名を呼かけて追かくれば、君康右に持せ給ひし御刀を左にもちかへ立ておはしければ、秀吉大に笑ひ、鎗を持かへ罇の方を君にむけたてまつり、これは年比己が秘藏せし品なれば、今日參らするとて、なげ出されしかば、君康おもひもよらざる賜物とたしいたゞかせ給ひて持歸り給ひしとぞ。信雄はじめ秀吉が追かけしさま見て打驚き、君にもかまはず早々急ぎにげ出ぬ。

これよりいよいよ、秀吉が爲に見限られしとぞ東照宮御實紀所載と。

三月廿八日秀吉三枚橋の城を出で、家康と共に山中を巡視し、長久保城に入りて諸將を會す廿八日庚午山中筋物見關白様御越にて、長久保城へ御成候家忠日記かくて地圖を披いて箱根韮山の地勢を按じ、軍議を凝し攻撃の部署を定む。此時秀吉家康に向つて、此の軍勢を以て韮山城を、彼の軍勢を以て山中城を攻めしめん、若し北條氏の主力出で、戦はんには先鋒は家康に憑入るべしと云ふ。家康答へて、九年以前にわれ一萬の兵を以て北條氏の三萬に對し、能くその手並を知る。されば此度も必勝を期すと雖も、險難の山間地、敵に如何なる謀略あらんも測られず、若し我軍破れなば二の合戦の備立肝要なりと云ふ。秀吉笑つて、二の合戦は秀吉自らこれに當らん、家康を以て先鋒とし、秀吉二の備を率るば、本朝は云ふに及ばず唐天竺の軍勢なりとも恐るゝに足らず、されど北條氏の主力出で、戦はざる時は如何にすべき、家康曰く、山中韮山の内何れか陥らざらんや、我れ豫て山中城の北方に元山中と稱し、樵夫の通路あるを知る、一城陥らばその勢に乘じ、彼の間道を経て相州の地に攻入り、

酒匂河原に屯して八州諸將の通路を切取らん、その時殿下は小田原城を圍攻め給ふべし。秀吉曰く、元山中よりの途に敵城無きか、家康云ふ、鷹の巢、足柄、新庄の三城あれど、大軍を望み見ば必ず城を棄て、奔逃すべし、若し籠城する事ありとも一舉にこれを攻落すべしと。かくて軍議を終へた。石田三成また、密に家康の先鋒たる危険を云ふ、増田長盛秀吉を諫めて家康の爲に辯疏甚だ力めた。

かくてこの軍議並に部署を定めて秀吉はその夕暮三枚橋の城に還つた。渡邊勘兵衛武功覺書に「其日ハ又三枚橋へ被打入」とあり、豊鑑にも暮方に沼津の城に歸りたまふとある。

参考附記

附一 兵糧米ノ事ハ、江州水口ノ城主長東大藏少輔正家惣司トシテ、下奉行十人差副ラレ、今年中ニ、先以テ現米廿萬石、諸代官ノ面々ヨリ是ヲ受取り、年明ナバ船積シテ駿河國江尻清水ノ湊マテ運漕ナサシメ、其地ニ倉庫ヲ建置キ、悉ク納置、著到ノ諸軍勢へ割渡スベシ、此外ニ、伊勢、美濃、尾張、參河、遠江、駿河ノ内ニテ、米穀ヲ買入、追々ニ右兩所ノ藏入ヲナサシメヨトテ、黃金壹萬枚、長東大藏少輔ニ相渡サル。是ニ依テ、有司東西ニ奔走シテ、征馬役夫ヲ促シ、兵器主用ノ營ノ外更ニ餘裕ハ見ヘザリケリ。
(關八州古戦録)

長束大藏大輔を首として、其下之小奉行十人被仰付、年内に代官かたより二十萬石請取、來春早々より船に積、駿州江尻清水に令着船、藏を立入置、惣軍勢に可相渡旨也。并黄金壹萬枚被相渡、勢尾、三、遠、駿五ヶ國にゐて兵糧を買調、能に令沙汰、小田原近邊の船着へ可相届旨被仰出、何も十一月初旬より方々之催し急なりけり。
(甫庵太閤記)

附二 當寺山林竹木不可伐採、并寺家門前諸役令免除訖。山屋敷八貫文之所、如先々被下置之條、全

可寺納、光室總旭爲菩提、無相違寄附之間、勤行等不可有怠慢之由候也

天正十八年八月廿二日

秀吉 朱印

駿河國

瑞龍寺

(瑞龍寺文書)

天正十八年八月二十二日、秀吉駿府ニ至リタマフ云々。當國安倍郡井宮、郷瑞龍寺ハ、秀吉ノ妹神君ノ簾中トシテ、在世時、佛詣ノ地、簾中當春逝去ニ依テ、秀吉悲涙淺カラズ、住僧ヲ呼、寺領ノ印章ヲ賜リ、南明院光室ノ追福ヲ修セラル。
(武徳編年集成)

瑞龍寺殿御寶塔并尊牌。法謚瑞龍寺殿光室總旭大禪定尼南明院殿當寺には瑞龍寺殿と稱し奉る。
(駿河志料)

附三 當表在陣爲見廻、預使隨而妙心寺塔頭輪番被相勤之由、御苦勞共候。將又爲音信踏皮送

給候。祝着候。委細者全阿彌可申候。謹言

二月廿一日

花押 家康

清見寺

(駿河志料)

附四 去廿五日、至于遠州今切、湊着岸之由、注進得其意候。日和次第清水に可乘旨尤候。見合無越度、様可仕候。今度御惣先手着船之段、無油斷、勸神妙候。明日被出御馬候條、猶以路次迄追々注進待思召候。尙長束大藏少輔、山中橋内可申候也

天正十八年庚寅二月晦日

秀吉 朱印

脇坂中務少輔とのへ

(古文書集)

去月廿九日之注進狀、四日於柏原披見候。廿七日至清水着船之由、被聞召届、無油斷、勸切々御申越候義、感恩召候。九鬼相談、伊豆地躰早舟ニ而可見斗之由、可然候。今日大垣へ被爲成候。尙以追々可致言上候。猶長束大藏少輔、山中橋内可申候也。

三月四日

秀吉 朱印

脇坂中務少輔殿

(古文書集)

附五 天正十八年三月十九日、秀吉卿駿府着陣に付、當地之儀は御居城之儀たるに因り、格別とある思召を以て、兼てより淺野彈正方へ仰越され候は、今度秀吉卿下向あられ候道筋旅宿の城々に於ては、此方よりの取賄ひも申付べしと存候處に、堅く無用之由其許より申越るゝに付、其意に任せ置候へども、駿府の城の儀は、我等居城の事に有之候へば、格別と存候間、供の衆中までも輕き料理を申付にて是あるべき間、此旨御心得られ給り候様にとの御内意の趣を、長政、秀吉公の内聞にも達し候にや、仰下され候思召の趣、御尤に奉存候、然るに於ては、秀吉にも御満悦たるべきの返答に付、前方より御馳走の御支度も有之所に、駿府到着の

第四節 家康の出陣 秀吉京都を發す

日に至り、石田三成虚説を構へ、東照宮北條と御志を通じ給ふの由を呷き、左右なく城に入る事を止む。太閤暫く猶豫あるに因り、長政是を聞て、此事偽りなり、信じ給ふべからずと諫めければ、太閤忽ち心解けて入城あり、此等の事最御旨に叶ふ。又太閤の行軍の勞を思召し、伊奈熊藏忠次をして富士川に舟橋を架けしめ、諸軍勢を渡させ給ふ時に、三成又此事により、太閤に申旨ありしかば、復た疑心を懷く。長政諸勢に先立ちて舟橋を渡り、人をして其由を告げしむ。太閤大に喜び是を渡りて直に沼津城に入る。

(興本傳集)
淺野系譜

第拾九章 小田原陣

第壹節 山中城・葦山城の攻撃

天正十八年正月廿日小田原城中軍議を開く、北條安房守氏邦進み出で、獻策して云ふ、氏政は小田原城に留り守り、氏直自ら出で、沼津城を攻落し、この地を旗本の根據地と定め、吾と陸奥守氏照と鬪引して何れか先鋒を承り、富士川を隔て、上方勢と戦ふか、さなくば氏直麾下の兵を率ゐて三島の邊まで出張し、先鋒は黄瀬川を堺して相戦はん、味方は地の利を知り敵は不知案内の地なり、家康は勿論の縁邊なればその間には當家一味の策を廻らさるべしと、評議區々にして容易に決せず、所謂小田原評定となれるを、松田尾張守憲秀ははじめ憲秀、のち康秀入道して鳳栖と號す、いつもながらの差出口して此策を沮止し、小田原城の天下無雙の要害たる事、箱根足柄の險の難攻不落なる事、城内物資の豊富なる事を説き、遂に山中・葦山を堅固に修營し、此兩城に於て上方の大軍を防禦せん事に議一決した。

氏邦甚だ慊らず、去つて居城鉢形城に入つた。傳統的の退嬰主義は遂に北條氏を滅亡に導いた。

葦山城はかねてより北條美濃守氏規居城として籠り、山中城は小田原の前衛として箱根路を扼せる重要な地たるを以て、城將松田兵衛大夫康長秀清に更に北條左衛門大夫氏勝、同新八郎氏成、同新藏繁廣、間宮豊前守康俊、朝倉能登守景澄信重等を援軍として守らしむ。城兵約四千餘人。氏政は氏勝に兼氏の刀、康俊に國吉の刀、景澄に脇指を與へて籠城の功を勵ます。間宮は必死を期して忠義を抽んづべしと誓ひしが、朝倉は退いて親しき友に向つて、山中の城は普請完からずして多勢を支ふべき城に非ず、然るにこゝに老臣を入れ給ふは我等を棄殺しにせらるゝなり。北條氏の滅亡は近きに在りと嘆いたと云ふ。

秀吉は廿八日山中城邊を巡視し、長久保に入つて軍議を終るや、その夕小姓組の隊長福原右馬助高直を招き、汝行き向つて命を傳へよ、尾張内府、蒲生氏郷、細川忠興、福島正則以下は葦山の攻手として居残るべく、近江中納言大將にて相組の諸將、明朝辰刻午前八時より山中城へ攻掛る用意すべし。

家康は長久保より本山中を越え北方の高山をわけて小田原へ押詰むべしと。家忠日記に「三月廿八日庚午山中筋物見關白様御越にて、長久保へ御成候」とある。長久保城中に於て軍議を終へ、直に福原直高をして各軍の部署を傳へしめたのである。

仍て近江中納言秀次を總帥としたる中村式部少輔一氏、田中兵部少輔吉政、堀尾帶刀可晴晴吉、山内對馬守一豊、一柳伊豆守直末等三萬五千の兵は山中城を攻め、尾張内大臣信雄の軍一萬七千、織田上野介信包、蜂須賀阿波守家政、福島左衛門大夫正則、細川越中守忠興、蒲生飛驒守氏郷、中川藤兵衛秀政、森右近大夫忠政、戸田民部少輔勝隆、生駒雅樂頭親正、筒井伊賀守定次等二萬七千餘の軍は葦山城を攻め、別に堀左衛門督秀政、池田三左衛門輝政、木村常陸介重茲、丹羽五郎左衛門長重、長谷川藤五郎秀一、等一萬八千餘人をして、日金山を南に出で、山中城攻撃軍の右翼たらしめた。

三月廿九日寅刻午前四時には早くも山中城寄手の先鋒軍を發した。巳刻午前六時に及び、中村一氏の土渡邊勘兵衛了と云ふ者、大鳥毛の捺物を押立て斥候として打つて出で、附城として築ける岱崎だいさきの壘甚だ手薄なりと見て、

一氏の兵を招いて城に攻入るこの渡邊勘兵衛の先登についで、藪内匠助忠綱つゞいて打入り、成合半左衛門、高尾助八郎、坂井兵衛門、吉田武兵衛等また進む。秀吉早朝より三島の本陣を出で、山中城西方の峯頭に上り、更に秀次の陣所の山上に在りてこれを見る。この頃小田原より斥候として山上郷右衛門顯將、諏訪部民部左衛門定吉來りけるが、北の方には徳川勢充滿し、南の方日金越よりは長谷川藤五郎、堀左衛門督、木村常陸介、池田三左衛門の軍夥しく續く。これを見たる斥候等は、かゝる有様にては今夜中に小田原迄押通るとたぼえたり、歸路を斷れぬ前に急ぎ引取るべしと、二十騎ばかり指物差連れ乗返すを見たる秀吉は、城兵落行くとおぼゆるぞ、諸勢一同に攻寄せて乗取るべしと下知した。小田原記に「小田原より山中の城合戦無心許とて、山上郷右衛門、諏訪部を物見に差越給ふ。山中の城東の山上より敵陣を見渡せば、南の方より日金の方長谷川藤五郎、木村常陸介、堀右衛門等押す有様山越に夥く見ゆる。又北の方の山の木の間より、家康衆一騎打つゞきて押行躰てい中々數萬の様に見えしかば、如何様此躰にては今夜の中には小田原まで山の中を人衆押と見えたり、急ぎ歸り其用

意すべきとて、軒轅に行きし二拾騎許の者旗を指連歸登りければ、關白岱崎より遙に下の山にて是を見、あれ見よ城は早落去して人數除と見えたるぞ、押舉れと下知し給ふとある。是に於て中村の軍並に堀尾、山内の軍一齊に攻詰め、岱崎の出丸忽ちに攻破られ、守將間宮康俊拒ぎかねて自殺し、その子間宮式部少輔、間宮源十郎、從兵百餘人皆戰死した。

一柳直末美濃輕海の城主は弟四郎右衛門監物直盛と共に搦手より攻登り、一番に三丸の塀に乘上りたる所を、鐵砲に中りて戰死した年四十八。寄手の諸勢ます／＼奮闘し、ついで三丸を攻取り二丸を攻破る。二丸の守將北條氏勝は、寄手の兵倉庫に入りて財寶を爭奪ふ間に乗じ、弟新八郎氏成、朝倉能登守景澄等と纒に遁れ出でしが、道を誤りて伊豆の方に落行き、山の中にて自害せんとせしを諫められ、小田原へ歸らんも無念なりとて、一族郎從十八人髪切すて、久野の方を廻りて居城玉繩の城に奔入つた。本丸の守將松田康長は惡戰苦闘を續けて遂に討死し、池田民部少輔、椎津隼人正、行方彈正、佐々藤左衛門、栗木備前守、山下兵庫助、山岡左近大夫、山中大炊助、片山大膳大夫、川尻民部少輔を始め五百餘人皆城に殉じ、午の刻正午に

及んで山中城全く陥つた。家忠日記「三月廿九日辛未山中筋をしこませられ候。山中城中納言衆のりくづし候」としるす。さてこの山中城攻撃軍の中には家康軍の先鋒も加はり、特に戸田左門一西と青山帙之助定義とは眞先かけて城に乗入つたのであつた。落穂集に「山中落城の晩方、戸田左門御本陣へ罷登り榊原式部少輔へ逢て申けるは、今日城攻の刻、御家中先手の面々は中村式部少輔殿手の者どもと同時に城際まで馳付候。中にも拙者と青山帙之助兩人儀ハ、城へも一番に乗入、中村殿御家來藪内匠と申者に互に言葉をかけ合申候。然る所に山中の城の義は、中村殿家中にて渡邊勘兵衛と申者一番に城を乗取候との御沙汰に相究候よし、更に左様の次第にては御座なく候。中村家中に於ても内匠をはじめ五三人計も拙者ども一所に乗入候が、その中に烏毛のさし物渡邊勘兵衛のさし物仕り候者とは御座なく候云々」としるす。この事榊原康政より家康へ言上したるが、遂にこの兩人先登の功は世に顯はれずに終つた。

秀吉は直に朱印を以て山中落城の次第を京都に報じ、大和大納言秀長參内してこれを奏聞した。晴豊公記に「四月五日夜中に關東より關白朱印、

大和大納言より持參奏聞申候。中山大納言兩人のあて所なり。前月廿九日午刻に山中城中納言孫秀次七郎乗崩、城主其外人數千餘討捕之、追討うちとる數をしらざる由候。則箱根峠取つめ、小田原おしつめ、程あるまじき由の朱印也なほ多聞院日記に「卯月八日、去廿九日東國及一戰、ハコチ山北ニ山中城力崩ニ打落、人數數多討死云々。實否如何ともある。秀吉また山中落城の即刻、島津龍伯、同義弘、加藤清正、鍋島直茂等に事の由を報じた附一

氏直松田康長の長子助六郎直長に書を與へて、その父の討死を悼み、名跡相違無く相續せしむるのみならず、なほ別て引立召仕ふべき由を通じた附二

山中城は東海第一の險難箱根に在り、縱令秀吉百萬の兵を以て攻寄すとも容易く陥れ難しと期したるに、僅に半日にして忽ち落城の報に驚いたる小田原城中、意氣甚しく沮喪した。

徳川氏の軍は、榊原康政を先隊として長久保城を發し、元山中路の險阻を凌いで箱根の方に押廻る。山中所々堀切ありて行軍甚だ艱むを、甲

州より召集したる黒鍬の者ども道を作りくして進み行く。既にして山中落城の煙見えなれば、城中より逃出づる敵を討取れと敵の前路を遮つて二百餘人を討取り、葦川箱根を経て二子山麓に進出す。こゝに坂部三十郎廣勝、久世三四郎廣宣を斥候とし、牧野右馬允康成をして鷹巢城を攻めしむ。城將稻見某城を棄て、奔る。康成の兵追撃して數十人を討取る。家康此城中に宿營した。家康の別隊井伊直政は、佐野より進んで湖尻峠を越え宮城野に向つた。宮城野には松田尾張守憲秀を守將として、上田上野介朝廣、原式部大輔胤政、土岐右京大夫頼春、荒川豊後守國清、福島伊賀守勝廣、芳賀伯耆守綱可、正木正兵衛弘正等籠れるが、山中城陥ると聞いて小田原に退かんとする所を、井伊隊の先鋒松平周防守康重に追撃せられて多くの死傷を出した。是に至りて湯本の守り亦潰えた。

鷹巢城に宿泊せし家康の本隊は、四月朔日宮城野に進んで井伊隊と合し、二日には更に進んで小田原城の西北諏訪の原に陣した。四月一日申雨降。二里ほとをし候。箱根山近所に陣取候。二日酉二里ほどをし候。甲信の兵を率ゐたる平岩親吉、鳥居元忠、内藤信成等の一軍は、御厨、竹下

を経て新庄、足柄の城を攻めた。新庄の守將遠山左衛門景政、足柄の守將佐野右衛門佐氏忠等皆小田原に奔る。仍て是等の城を收めて諏訪の原に進出して本隊と合した。

三日に家康は多古に移り、先隊は井細田に陣して酒匂村を警戒し、更に九日に今井に陣を進めて小田原城東を圍み、陣營を建て塹濠を築く。三河物語に「家康は見やぎ野へかゝらせ給ひてく久野の原へ出させ給ひ、それより今井いまい、い色つしき、濱の手をうけとらせ給ふ」とある。また家忠日記「四月三日甲戌小田原迄をしこみ候。四日乙亥城ちかく陣取候。晚雨降。六日丁丑取出道具取候。七日戊寅晚より雨降。取出普請候へばやと候。八日己卯雨降。九日庚辰城近く取よせ候。夜雨降。十日辛巳堀普請候。十一日壬午城鐵炮たけとりよせ候。十二日癸未普請候この普請の事五月まで引つゞく

秀次等の軍は四日朔日に鷹巢城に入り、二日久野に移り、三日荻窪山に陣した。

秀吉は朔日に宇喜多秀家等の軍と箱根に陣し、秀家の軍は三日に水之尾方面に進んだ。

日金越より箱根南方の險阻を傳うて進める堀秀政、木村重茲、長谷川秀一、池田輝政の軍は、二日に片浦に出で、根府川の寨を抜いて三日に早川村に着いた。これより先き秀吉は、四月朔日附を以て、日金越の軍勢の備立をしるしてこれを家康に報じた。

備御定之事 搦手の備次第、神君へ書付被進候也

一番 柴田上左衛門守尉、溝口伯耆守

二番 堀子田八右衛門尉、神物

右二備前々可爲一日替事

三番 羽柴北庄侍從

四番 木村常陸介

五番 羽柴東郷侍從

六番 羽柴岐阜侍從

右鐵炮之者共見合可差遣者也

卯月朔日 御朱印秀吉

駿河大納言殿

(御感證文集)

これについて武家事紀に説明していはく「此書ニ據リ、村上、柴田等六隊ノ兵、別ニ日金越ニ由ラシムトナス。思フニ秀吉ノ此書ヲ家康ニ致セシモノハ、家康小田原口ノ先鋒タリ、今村上、柴田等ヲシテ日金ノ間道ニ由ラシメ、家康ノ兵ト皆小田原口ニ會スルヲ以テ、豫メ之ヲ報知セシナラシ」と。此説の如く此時家康の軍隊は既に宮城野に進出して居る。されば豫め日金越の軍隊の部署をしるして家康に通知し置き、小田原に會せん時の用意となせるものであらう。

初め山中城陥り、箱根の諸城悉く潰ゆるや、氏政氏直軍議を凝して云ふ、敵軍既に箱根を越ゆ、須らく、畑、すくも澤、石橋の險を扼して一戦を遂ぐべしと。例によりて松田憲秀曰く、今や我軍諸城の陥るを聞いて士氣振はず、城を出で、大敵を迎へんは策の得たるものにあらず、往年上杉謙信、武田信玄兵を小田原に發せる時、氏康軍を城中より出さずして堅く拒ぎ守る、爲に敵軍糧食缺乏し軍を退けんとす。此機を見て城中より兵を出して追撃し、常に大に利を得たり。近境隣國の戦に於てすら此の如し、況んやこれは西國中國の兵、長途の陣に勞しやがて糧食盡きて氣

屈せん、この困憊に乗じて兵を發せば、石を以て印を壓するが如くなるべしと、誠しやかに申ければ、運命や盡けん權威にやおもねりけん、老臣ども尤々と評議しける小田原記とある。松田の心中は兎も角も、城中の將士が先きにも既に機を逸し、今また城外の險を扼して一快戦を試みんとする勇氣も無く、縦令良策なりと信ぜざる迄も、尤々と評議し了へたるに至つては、士氣の不振作斯の如し、勝敗の數既に此時に定まる、北條氏滅亡は唯時期の問題となつた。第五節に引きたる榊原康政より加藤清正への書中に「箱根山之被越切所時も一合戦之無心馳、一夜討程之無行、弱々と籠候。究運と乍申、餘ニ無言甲斐相見へ候」と述べ、敵ながらもあまりにその不甲斐無さを慨嘆したのである。

これより葦山城攻撃に移る。

葦山城寄手の氏名は先にしるしたるが、茲に葦山城取巻衆として毛利文書に載する所のものを擧げ置く。

葦山城取巻衆

壹萬七千人 内大臣殿

以上

三千二百人 羽柴津中將

四千人 羽柴松坂少將

千二百人 羽柴郡上侍從

以上八千四百人

二千七百人 羽柴丹後侍從

二千百人 羽柴金山侍從

二千人 中川右衛門大夫

二千五百人 山崎岡本くみ

以上九千人

千五百人 羽柴伊賀侍從

二千二百人 生駒雅樂頭

二千五百人 蜂須賀阿波守

千八百人 福島左衛門大夫

千七百人 戸田民部少輔

以上九千七百人
合四萬四千百人

(毛利文書)

かくていよいよ織田信雄總大將となりて三月廿九日より總攻撃に移つた。籠城の主將北條美濃守を初め、横井越前守、小机修理亮、波多野勘解由左衛門、根府川太郎次郎、小野寺善九郎、三浦與一左衛門、廣瀬孫兵衛等究竟の士七百三十餘人、雜兵二千九百十餘人拒ぎ守る。氏規智勇兼備の將なれば、寄手の仕寄しより豚と類るをつらねて四方より攻め寄るを、間近にをびき寄せて矢玉をつるべ打つて散々に討惱ます。蒲生氏郷の先陣蒲生左門郷可は、銃丸の爲め槍の柄を打折られて、餘り玉左の眼に中り瀧の如く流るゝ血を物ともせず、自ら鉛子を抜取つて猶先登に進む。明石左近將監全登、前野但馬守長康は、城の西門十八町口に突撃したるが、波多野、根府川、小野寺、廣瀬の諸士三百餘人、城門を開いて打つて出で驀地に突いて懸り、寄手谷底に突落されて死する者多く甚だ危し、福島正則はそれ救へと闘を揚げて攻かゝるを、氏規七百餘騎を率して寄手を中に包まんとして火の出づるばかり戦ひ、福島勢捲し立てられてまた危し、寄手總攻撃の機

を誤り、關八州古戦録に云ふ如く「此砌諸隊一同ニ四方ヨリ攻懸ラバ、城ハ落ベカリケルヲ、大將信雄下知ナキ故諸勢是非ナク見物シテ扣居タリ」けるが、稍ありて信雄總攻撃の命を下したれど、機を見るに敏なる氏規は早くも兵を收めてやすくと城に入つた。然るに可兒才藏吉長、福島丹波治重、長尾隼人重勝、林龜之助等附入にせんと城門近く殺到した。氏規最後に立留り、長刀を振つて真先に馳向ふ寄手を六人まで湟の中に薙落した。かくてこの攻撃は寄手の失敗に終つた。細川忠興はその將細川玄蕃興元、松井康元の二隊をして城南天狗峯を襲はしめ、その出丸を焚きたるが、葦山城は容易に陥るべくも見えざれば、四月五日秀吉は、織田信雄、同信包、蒲生氏郷、細川忠興を召して小田原攻圍軍に加らしめ、福島正則、蜂須賀家政及びその他の諸將を留めて持久の陣を張らしめた。この城の落不落はさまで大局に影響を及ぼさざるを以てある。

この葦山城攻の時、家康の水軍向井兵庫正綱、伊豆の田子壘賀茂郡田子城を攻め矢疵を受けたるが、守將山本信濃守常任附三支へかね、城を棄て、逃亡した。また本多重次は同國阿蘭里安良の壘を攻抜き、守將梶原

備前守景宗、三浦五郎左衛門茂信没落した。

此際家康は、伊勢大湊の小濱與惣次郎をして志摩、伊勢、尾張、參河の船三百艘を廻航せしめ、また松坂の間屋角屋七郎次郎の船をも廻漕せしめて附四物貨の輸送を圖り、以て陸地と相應じた。

東海の要鎮下田港へは、四月朔日九鬼大隅守嘉隆、長曾我部宮内少輔元親、脇坂中務少輔安治、加藤左馬助嘉明等の水軍に、毛利氏の士吉見廣頼、能島、來島、海賊等加はり砲撃を開始した。城主清水上野介康英に清水淡路守、高橋丹波守、これに援將として江戸攝津守朝忠籠城し、堅く守つて降らざる事五十日に及びしが、武峯の出丸を奪はるゝに及んで遂に拒ぐ事を得ず、城を開いて林際寺に退いた附五安國寺惠瓊秀吉の命により船手の狼藉を禁じた。

制札

深居庵

右 當船手軍勢亂妨狼藉等之事、堅令停止畢。若於背此旨族者、則可處嚴科者也。

天下様依御下知、執達如件

卯月廿一日 天正十八年

安國寺 花押

(大梅寺文書
静岡縣史料所載)

參考附記

附一 急度染筆候、中納言山中城へ今日廿九日執懸、即午刻乘崩、城主之事者不及申、首千餘討捕、其外追打不知數候。然者明日朔日、箱根山峠に爲陣取、到小田原表、可手遣候條、落居不可有程候。尙追々吉左右可申聞候也。

天正十八年三月廿九日

御朱印 秀吉

羽柴薩摩侍從とのへ
島津修理大夫とのへ

(薩藩舊記集)

鍋島文書所載、鍋島加賀守宛同文。

諸家感狀記所載、加藤主計頭宛大方同文。

附二 今度於山中、父右兵衛大夫、本城暫相拘、堀粉骨走廻、遂討死候。寔前代未聞之仕合無比類候。仍名跡之事、知行同心被官已下、於何事不相替、可令相續候。父御用立候上は、別而引立可召仕候。仍如件。

天正十八年卯月十七日

松田助六郎殿

判氏直

(古文書)

附三

一 當浦出船之時、便船之人堅令停止候。無相違者以虎印判可被仰出間、能々相改可乘之事
 一 他國船於著岸者、不撰大小、何船成共、人數荷物等相改、押置、即刻可及注進、無其儀、一自脇聞
 届候者、代官名主可處罪科事一は若
 一 萬乙號商船、敵地へ罷越者有之者、即刻可致披露、兼而可被制事
 以上

右條々嚴密ニ可申付、若妄申候者、領主可處越度、仍浮目狀如件

癸酉

七月十六日虎ノ朱印

安藤豊前入道奉之

山本信濃殿

(山本縣史料所載)

附四 乍恐申上大湊由緒之事

享保拾壹年十月三日

一天正拾八年、關白秀吉公、相州小田原城主北條家御征誅之刻、權現様爲御上意、小濱與惣次
 郎様より、大船三百艘、相州表に指廻し申様にと、急度被爲仰付、伊勢、尾張、參河、志摩、四ヶ國
 之廻船、廻文を以相催し、相刃に指廻し候。船割之帳奉入御覽候。角屋七郎次郎船及一所相
 廻申候御事
 (大湊町役場所藏文書)

附五 此度下田之地、就楯籠、任申上旨、一跡實子福千世、相續不可有相違者也、仍如件

庚寅 二月十一日天正十八年

宗悦 奉之

清水淡路守殿

(清水縣史料所載)

此般下田出城、林際寺迄同心之儀、誠以忝候。内々我等在寺之間者、一同ニ可有之候處ニ、我々
 儀者煩に付而、爲養生一身之體ニ而在寺之由、各に申理候處ニ、何も在寺候得は、世間取成も
 如何に候間、何方之寺方へも、以一身有山林尤候。拙者以異見山林之間、爭拙者ヲ被見捨ニ可
 有之哉、自然後日横相有之共、拙者可申立候。猶以此度晝夜及五十日、防戰御走廻之所、涯分可
 申立者也、仍後日之狀如件

寛五月三日天正十八年

上野入道

高橋丹波守殿

康英 花押

同 左近殿

參

(高橋縣史料所載)

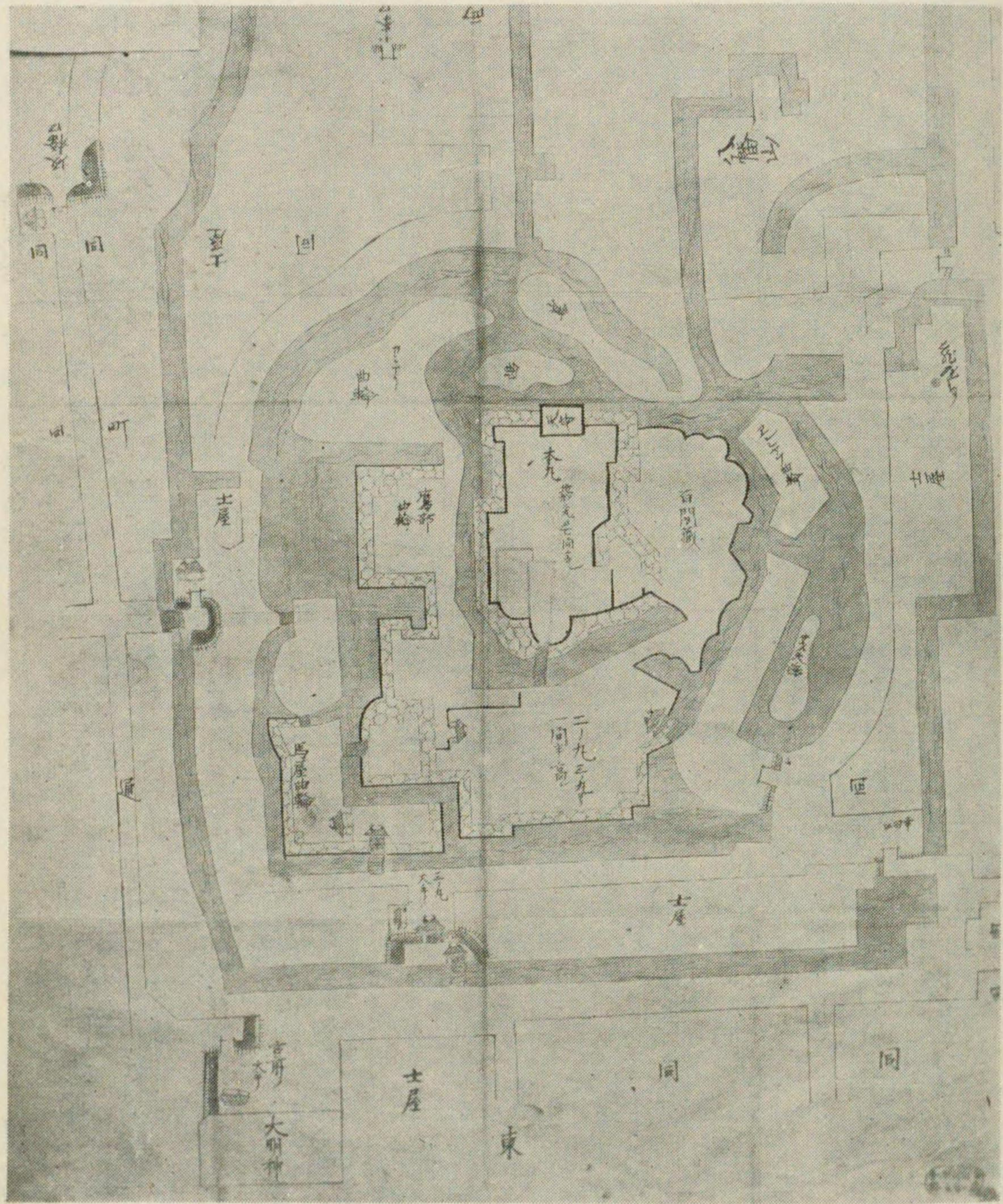
第貳節 小田原城包圍

さて秀吉はいよ／＼小田原攻圍の備成りたるを以て、四月五日に本陣
 を湯本早雲寺に移す秀吉が卯月十四日附眞田安房守並にその子源三郎宛の書狀に、而
 去五日被移御座候とあるは、早雲寺に移れるを云うたのである。 渡邊勘兵衛武功覺書に
 して翌六日に湯本の南なる芝山に諸將を會した。渡邊勘兵衛武功覺書に
 は、小田原表へ四月五日に被押出、其儘寄口の陣場を被定、六日より仕寄
 被仰付候。太閤様は六日に湯本を御本陣と被成候。則六日に湯本の南に

當り候大きな芝山にて、諸大名不殘御目見有之、其山より小田原を御覽被成、城中は御目の下にて、様々御手遣候様子被仰渡候由。已上とある。これに小田原表へ四月五日に被押出とあれど、秀吉の軍の小田原へ攻入つたのは、家忠日記並に榊原康政の書狀共に三日となす。これが正しいのである。また秀吉の早雲寺に本陣を置いたのは五日である。

小田原城を包圍せる寄手の軍の配備は、東面に駿河大納言家康の軍、榊原、大久保、酒井、井伊、本多、鳥居、平岩、内藤、成瀬、松平、牧野、大須賀、小笠原、岡部等酒匂川を後にして本營を今井に置き、先鋒は蘆子川山王に沿うて陣列を布き、海岸近く山王原、網一色にも備を置く附一家忠日記に據れば、かはるゝ陣營の造作と要害の警備とに日も足らぬ有様であつた。即ち四月十二日未普請候。十三日申同普請候。十四日酉雨降。同普請候。十五日丙同普請候。十六日亥同普請候。十七日子同普請候。同普請候といふが廿二日巳同普請出來候。廿三日午雨降。廿四日未又普請候。廿五日申同普請候。廿六日酉同普請候。やらい木取候。廿七日戌材木取候。廿八日亥材木取候。五月二日寅普請候。酒井宮内大輔所へふる舞候てこし候。晚

小田原城圖



(藏氏雄時根中 縣分大)

に小性衆振舞候。三日卯癸同普請候。四日辰甲同普請候。

さてこの家康陣の北につゞいて尾張内大臣信雄の軍、澤井左衛門尉、天野周防守、土方勘兵衛、瀧川下總守等四月九日に葦山より陣を移す本營を多古に置き、先鋒は井細田口に陣した。次に蒲生飛驒守氏郷、久野口に向ひ、つゞいて羽柴少將秀勝、城北には近江中納言秀次、荻窪山に屯し、その西に宇喜多宰相秀家、水之尾口に陣を張り、つゞいて織田上野介信包、細川越中守忠興、松山に陣し、引つゞき池田三左衛門輝政、丹波五郎左衛門長重、堀左衛門督秀政、長谷川藤五郎秀一、木村常陸介重茲、海岸にまで引廻して陣を取り、秀吉の本營は三萬二千人、湯本口早雲寺に在る。なほ酒匂口には長曾我部、加藤並に徳川、及び羽柴秀長、宇喜多秀家の海軍、早川口には九鬼、脇坂、來島出雲守通總、並に毛利輝元の海軍を配置した。鎌倉九代後記に「左陣は長岡越中守忠興、津侍從織田信兼、浮田宰相秀家、近江中納言秀次、其手中村式部少輔一氏、堀尾帶刀吉晴、一柳監物、山内對馬守一豊、次大垣少將秀勝、松ヶ島侍從、蒲生氏郷、尾張内府信雄、同家中澤井左衛門尉、天野周防守、土方勘兵衛、雄久、羽柴下總守勝雅、其次大權現の御陣所なり。御

家人榊原式部大輔康政、大久保七郎右衛門忠世、酒井左衛門尉忠次、同
 宮内大輔家次、石川左衛門大夫康通、井伊兵部少輔直政、松平周防守康
 重、牧野右馬允康成等、各東南の海邊まで陣を取る。其續き海上には、
 加藤左馬助嘉明、長曾我部土佐守元親、又大権現の舟手の輩、兵船を浮
 て圍をなす。右陣は長谷川藤五郎秀一、堀左衛門督秀政、池田三左衛門
 輝政等、西南の海際まで陣す。其續海上には、九鬼大隅守嘉隆、脇坂中
 務少輔安治等、舟をならべて陣す」とある。其總勢十二萬餘と稱す。

御取巻書立

一番

長宗我部 加藤左馬介 菅野平右衛門尉

此三人東ノ舟手

二番

家康さま

三番

内府様

四番

松坂侍従

五番

中納言様

六番

備前宰相様

七番

津侍 従

八番

岐布侍 従

九番

羽柴左衛門尉殿

十番

羽柴藤五郎

十一番

木村常陸

十二番

脇坂中書 來島兄弟

此兩三人舟手

御座所西ノ山

にら山責衆

四國衆兩三人

但馬守 明石左近

中川右衛門大夫

森右近

稻葉右京進 山崎志摩

岡本下總

已上

(毛利文書)

また小田原記には城内の守備をしるして去程に北條にも兼て用意の事なれば、先大手なれば、宮城野口には松田入道父子大將にて、松山の城主上田上野介、臼井城主原式部大輔胤成、榎木其外里見人數、上總、萬木、境、小瀧、とう金、小金、相馬勢二萬三千騎にて堅めたり。同湯許本湯の口には千葉新介、但し國胤は逝去して子息新介幼少にて原名代して八千餘騎、竹の花

口浦竹には北條陸奥守氏照、成田下總守氏長、皆川山城守、壬生上總介、一萬五千餘騎也。其外井細いさい田口は太田十郎氏房、久野口も同人也。其外小峰には北條左衛門佐氏忠、早川口には右衛門佐氏堯光大將分にて其外數萬騎固めたり。其外北條新太郎、同彦太郎、伊勢備中守、同備後守、大和兵部大輔、山角上野守、同紀伊守、同四郎左衛門、同左近大夫、多目彦八郎、山中主税之助、福島伊賀入道道醉、石卷勘解由左衛門、南條山城守、同左京大夫、同民部、同左馬助、小西隼人、富永内膳、大藤左衛門尉、依田大膳正、荒川豊前守、大森甲斐、清水太郎左衛門、遠山右衛門尉、大道寺孫九郎、安藤備前守、同兵部、同彌兵衛、梶原三河守、内藤左近大夫、相馬次郎、上田常陸守、酒井左衛門、芳賀伊豫守、同伯耆守、朝倉右京進、伊藤左馬助、大藤式部大輔、原豊前守、荒木兵衛尉、羽田、安中、佐倉、市川、長南、大須賀、高井、内藤、大和守、小幡、小泉、安中、左近將監、由良、信濃守、長尾、但馬守、已下、關東の諸軍勢數萬騎、小田原の城に楯籠る。此所北條五代の在城にて、兵糧、水、木、卓、散、玉、樂、矢、種も有、縦日本一州攻來、五年三稔攻戰ふとも無、左右落城し難くこそ見えにけれとある。籠城の總勢六萬と稱して居る。なほ諸口については新編相模風土記稿所載のものを長けれど次に引き置く。

本丸 東北二方に門あり、西方に三重の^東堀あり、主圖合結記に、本丸は二丸は二丸天正落城の時、氏直室の^東堀を此所に置奉り、板部岡江雪齋を留めて守護せしむ。

摩利支天社 堀樓の下にあり。

二丸 本丸の東に續けり、東北二方に門あり、南にあるものは^東譙門なり、巽隅に二重の堀樓あり、主圖合結記に、二丸は三丸より地形一問高しと云ふ。

三丸 二丸の東に續けり、東方に大手口ありて譙門を設く、^西坤隅の一門を欄檻橋口と云^外門は關隘橋町なり、或は箱根口とも云り、北方に一門あり、幸田門と云^{門外に幸田の地名あり}、永祿四年上杉輝虎當城を攻し時、この門外まで押寄せし事見ゆ、^西乾隅の一門を谷口門と云へり、古へ蓮池門と云るは此門なるべし、永祿の亂、上杉輝虎小田原蓮池門まで押寄、大道寺駿河守政繁持堅めし事所見あり、同十二年武田信玄亂入の時も、蓮池門まで攻入、對陣に及しことあり、此郭内に侍屋敷あり。

辨天社 三丸西方に沼池あり、其中嶼に祀れり、大永二年北條氏綱勸請して城内の鎮守とす。

城米曲輪 本丸の北に續けり、南に一門あり、本丸に達す、^東巽に木戸門あり、二丸に通ず。

鷹部屋曲輪 二丸の西寄につゞけり、坤隅に二重の堀樓あり、此郭の東門を出て三丸に至る、已上の諸郭は皆四方土居を築廻し、塀をかけ、壕塹あり。

雷曲輪 鷹部屋曲輪の西につゞき、地形漸く高く、三方空塹を廻し固とす。

鹽焔曲輪 城米曲輪の北に在り、爰も地形高く、枯壕を廻して要害とす、^{按ずるに、板橋村舊家石屋}甲原若去の後、東照宮城内を^{舊左衛門の家業に天正小}鑿し給ふ時、小田原石もて^{鑿み築きし}雷曲輪を^鑿上覽あらせられ、^{共工人を召れしかば、中興の祖善左衛門拜謁せしこと見ゆ、蓋當時此郭内にありしなるべし。}鍛冶曲輪 雷曲輪の西北に在り、田園など開けたり。

八幡社 此郭の乾の邊山上に在り、北條氏康の建立と云。

小峰 鍛冶曲輪の南にあり、明應年中大森氏城主たりし頃、一族當所に住せしこと武州多摩郡氷川村舊家の家乗に見ゆ、天正籠城の時、北條左衛門佐氏忠固めし所なり、寄手此口より人夫をして地中に堀入、櫓一個所を崩せり。

濱手門 大手口の外、宮前町に出る路頭にあり、門内に番所を置く、更鐘 門内西方にあり。

江戸口 府内東方の入口にて東海道の大路に値れり、木戸門を設け、門内に番所あり、古へ山王口と云、或は酒匂口とも云へり、^{門を出づれば山王社あり、山王原村に屬す}天正の役に、御當家の御責口にて、本多豊後守康重仕寄を付しなり、又榊原式部大輔康政伏兵を置き、敵兵を討つ、此口の邊に出丸あり、山王笹曲輪と云し、事當時の記に往々見ゆ。

上方口 府内西の出口にて木戸門あり、門内に番所を置、古は箱根口といへり、^{箱根山中に遠する口なり}天正籠城の時、松田尾張守入道鳳栖父子將帥として此口を固む、此頃の物に湯本口と載たるも、今の地形を以て考ふれば同所なるべし、されど正しき考證を得ず、蓋天正の役に、千葉新介氏胤が陣代原郷成此口を固めしが、最初に破れて上總刑部なる者討死す、是より諸方の口々破れて皆城内に引退。

水尾口 上方口の北につゞきし口なり、^{此口を出れば水野尾村に至る}古へ宮城野口といひしは是なり、天正の籠城に、箱根口より此口迄の間、松田尾張守の持口なり、松平周防守康重此口に向て合戦し、敵の首級多く得たり、又小笠原安藝守信元も同く功あり。

早川口 箱根口の南につゞき、^{早川村に出る口なり}熱海道に値れり、永祿十二年八月武田信玄當城に攻る時、此口の前を押通りし事あり、天正の籠城に北條右衛門佐氏堯此口を固む、寄手には

脇坂中務少輔安治、九鬼大隅守嘉隆、加藤左馬助嘉明等、船手の大将として攻寄たり。
 井細田口 外郭北の出口なり。木戸門を設け門内に番所あり此の門を出て、秋久保村を過り井細田村に至る。甲州海道に値れり。永祿十二年武田信玄當城に押寄せし時、石卷下野守康敬、福島伊賀守入道道隨此口を堅む。天正の籠城に太田十郎氏房の持口なり。寄手は羽柴下總守雄利受取れり。此口より和議を調へ氏直出城あり、遂に落去に及びしを以て、土俗破れ口と呼なせり。
 谷津口 井細田口の西につゞけり谷津村より郭外に出る口なり。古へ久野口と云しは是なり。天正の籠城に、岩槻城主太田十郎氏房、井細田口より此口までを固む。今も此口の内岩槻臺と稱ふる地あり。

已上所載は皆外郭の虎口なり。此餘天正籠城に、竹花口は北條陸奥守氏照已下諸將持固し事見ゆ。今其地詳ならずとされど、府内竹花町の邊、井細田口の南につゞきし所なるべし。

又濫取口にて、敵兵夜討の時、寛助兵衛爲春敵の鎧を奪取し事あり寛永譜曰、爲春小田原陣にも、管て敵兵夜討の時、爲春敵の鎧を奪取る。管沼その鎧を取て大權現の高覽に備ふ。こゝに於て、御勘氣を許さる。又城兵鈴木大學繁修、此口に於て討死せし事所見あり酒匂村民新左衛門の家系に、祖先鈴木大學繁修、天正和談の時、北條美濃守氏規此口より入城せんとせし事あり、濫取は山王口の北につゞきし口にて、此口の内に今も濫取の地名あり。北條氏の頃は、櫓を置しと云傳ふ。此口何の頃か廢せり。凡外郭の固めは、外塹を廻らせしかど、稻葉美濃守正則領主たりし頃、田圃に開墾して今は土居を廻らせるのみなり。(新編相模風土記)

秀吉はさきに山中城を乗崩すと共に、直に薩摩の島津龍伯、並に義弘、加藤清正、鍋島直茂等にこの由を報じたる事は先に述べたるが、小田原城を包圍するに及んで、更に其狀況を詳細に本願寺並に鍋島飛騨守直茂等

榊原康政畫像



(藏家爵子原榊)

に報じた附二

これより先き四月五日、北條氏邦の士久永但馬守等、鉢形城より密に城中に入らんとした。榊原康政兵を酒匂口に伏せてこれを討つた。康政の士鈴木喜大夫重友、伊藤雁助直宗、並に大須賀忠政の士渥美源五郎勝吉挑戦ひ、遂にその中の一人にて最も烈しく抵抗したる山岸主税助を生捕る。家康山岸の勇を愛し、これを康政に預け置く。秀吉康政に感状を與へた附三家康は伊藤雁助に、籠手と筭に餅を指して筭ともに與へた。四月八日の夜、北條氏の將皆川山城守廣照百餘人を率ゐて城を出で、家康に憑りて秀吉に降る。小田原記十六日の事となすは誤である。皆川かねて家康と舊交あり、恐く家康に誘はれたのであらう。秀吉の眞田安房守同源三郎へ與へたる書狀中「去八日夜も、下野國皆川山城守侍以下百餘引具走入、命を相助候様にと御詫言申上候。是は先年御馬太刀をも被納候者之義候間、無是非被成御免御助、則家康へ被遣候。此以後は、縦北條刎首候而持來候共一人も御助被成間敷と被思召候古今消」と云うて居る。ついで安中左近大夫景繁も城を出で、上野厩橋に奔つた。

九日家康の軍小田原城に逼る。城中より頻に矢を發し砲を飛ばし、安部左馬助忠吉火砲に中りて疵を蒙つた。此日長曾我部、加藤等の水軍酒匂川口に向ひ、火砲を以て城櫓を打崩し、元親の士池六右衛門が十八端帆の大黒丸と稱する舟に乗つて下知するを見たる秀吉は深く感賞した。元親記に「四國衆は船手にて伊豆崎を乘廻し、酒匂佐川口の請取にて、元親、加藤左馬助殿同口に陣取を堅め要害を拵持れたり。此時元親卿大黒丸と云十八端帆の大船、池六右衛門船大將して伊豆崎を乘廻し、鹽懸りして元親卿よりの一左右を待、此船櫓衆二百人乗たり、石火矢二挺、拾寸の鐵炮二百挺、弓百挺、鎗二百本、長刀六十枝、熊手、火矢の道具數限なく入たり。扱鹽時を得一左右有之、船を飾りどらを打ち具を吹立て、船子共拍子を揃へ板を踏鳴し喚呼て城の南表へ押入。諸陣より先是を見物す。濱の手の櫓を二つ石火矢を以打崩し、要害を打取り敵持口を外したり。扱時の聲を上よとて、御本陣より具を吹立て諸軍一同に時の聲をあげ續放をしたり。三時許は地にへして肝魂も消ゆる計なり云々」とある。

此頃秀吉より、秀忠を陣中に招いて小田原城包圍の状況を見學せしめ

ては如何と家康方に申來る。家康乃ち秀忠を駿府より召寄す。秀吉喜び自ら秀忠に甲冑を撰せしめた、其比秀吉ヨリ被申越ハ、秀忠君ヲ被呼寄、此陣ヲ見セラレ可然ト一儀ニ付、公即被仰遣、秀忠君駿府ヨリ參陣、秀吉甚奔走シテ御貝足ヲ進セラル或説、秀吉則御貝足ヲ召サセ、トナリ、創業記考異、本書この條を四月五日の後に敘す。三河記は三月廿八日、武徳大成記、武徳編年集成四月四日となす。

また此頃參河大樹寺より家康軍中の勞を慰するため種々の贈物を獻じた。家康即ちその近況を報じてこれを謝した附四こは獨り大樹寺のみならず、家康分國中の諸社寺その他それ々々、或は自ら來り或は使を發して慰問する所があつたのであらう。

松田尾張守憲秀は、嫡子笠原新六郎政堯の勸に因りて密に逆心を挿みしが、堀左衛門督秀政に便りて密に秀吉に告げて曰ふ、小田原の西南に當り笠懸山と稱する險阻の地あり、小田原城中を直下に俯瞰して攻むるに利ある要害の所である。こゝに本陣を定めらるべし。此後も時を窺ひ委細に内應すべき由を申來た。秀吉乃ち此處に石垣を築き矢櫓を揚げさ

せ、杉原の白紙を一面に張立てさせ、前面の松林を切拂はせければ、白壁の城櫓忽然として顯はれ出で小田原城中大に驚く。これより此山を石垣山とも白壁山とも云ひならはした。當代記に「秀吉公湯本之寺ニ令居給、自五日^四城之向之高山ニ石垣ヲ築被立、家門敵城ヲ直下給、敵是ニ氣ヲ屈」とあり。小田原記に「松田尾張守武勇に於て勝たる人なれとも、天性奸佞至極の大慾深き人にて、子息新六郎政堯に勸められ、忽ちに謀反を起し譜代の主を傾けんとす。此入道が先祖松田左衛門尉頼秀^{北條早雲}寺へ忠有しより此方、君臣數年の舊交を忘れて加様に有處、誠に武運の冥加盡けると聞人爪弾をしけると也。松田竊に關白殿へ申けるは、城の西南の角石垣山と申は、嶮難の地屈竟の要害なり。宮根山の前より樵夫の通ふ路の候、それより竊に御人數を被上御陣を被召、小田原を目の下に御覽候はゞ、當方の人數不思寄所なれば驚入可申、其時我等内通して御勢を引入可申と念比に申入る。關白殿大に悦、先使の僧に引出物給り、小田原滅亡唯松田才覺に有べしとて、頓而卯月朔日より人衆を石垣山の松森の間へあげ、陣屋を作り矢倉を上、四方の壁を杉原にて張しかば、一夜の

中に白壁の屋形出來ける。扱普請出來ければ、關白殿陣屋有^{おもてむき}面趣の松の枝どもすかしければ、小田原勢肝をつぶし、こは彼の關白は天狗か神か、加様に一夜の中に見事なる屋形出來けるぞやと、松田の誨へたるとは夢にも不知、諸人恐怖の思ひをなすも理り也とある。仙石^出家譜に「天正十八年四月九日殿下陣營ヲ石垣山^{或ハ笠掛山トモ云フ}ニ移サレ、陣中妓樂ヲ許シ長攻ノ意ヲ示シ給フとあれど、その本營を構へてこれに移れるは六月廿六日の事である。後に云ふ。

秀吉此山へ上り折柄時鳥の啼ければ啼たつよ北條山の郭公と詠んだ。また嘗て家康を伴ひて山上に立ち、家康の手を執りて、見給へ北條家の滅亡も程有るべからず、さらば關八州は君に進らすべしと云ひ、いざ共に小便せられよと敵城の方に向ひ打連れて小便をした。今の世に關東の女童、關東のつれ小便と稱へて吉兆の事に云傳ふと關八州古戦録に云ふ。關東移封の事を定めたる月日等後章に云ふ。

小田原城内に於ては、籠城と決したる其際より、この一城に秀吉の大軍を引受け長きにわたつて相對峙する覺悟なれば、防備についても萬遺

漏無きを期し、北條五代記に「此城堅固にかまへ廣大なる事、西は富士と小嶺山つゞきたり、二の山の間^に三重に堀をほり、小嶺山を城中に入、早河の河をかたとり、南の濱邊へたしまはし石垣をつき、東北は沼田堀をほり築地をつき、東西へ五十町南北へ七十町、廻りは五里四方、井樓矢倉すきもなく立たき、堀逆茂木を引かせ、持口々々に大將家々の旗をなびかし、馬じるし差物色々様々にありて、風にひるがへすよそほひ吉野立田の花紅葉にやたとへんと、城内の堅固と區域の擴大と軍容の盛んなるとを述べて「總かまへ役所のめぐり、往還の道の横三十間程有て、武者の立所せばからず、陣屋はぬりごめの小路をわたり、人數しげき事稻麻竹葦のごとし。夜は辻々のかどりを焼きたゞ白晝にことならず、諸侍干戈を枕として甲冑をしとねとし、役所の物共は弓鐵炮をすきまもなく放つによりて敵近く取よりがたし」と、陣營の設備警戒の疎ならざるをいひ、更に「扱又夜警固として、旗本衆六百人甲冑を帶し、弓鐵炮鎗を手々に持ち、歩行にて晝七午後四時頃時分城の大手四門に集て勢そろひし、三百人つゝ、二手に兩方へ分て、夜もすがら惣がまへをめぐる、持口の大將は夜毎に

警固の衆に出向つて對面し禮義に及ぶ。扱又晝は百人づゝ兩方へ分て夜の如く警固也。氏直公定たかるゝ軍法に、敵夜中に至ていづれの持口をせむるといふとも、他の持口より加勢すべからず、夜警固の者ばかり馳加はるべし、いづれの持口も人數多し、あへてもて城中散亂すべからず、晝は持口の役人計はかり矢ざまに大鐵炮をかけおき放つべし、其外の者どもは籠城退屈なきやうにおもひ／＼心のなぐさみ仕るべし」と、以て警備に萬全の策を立てたる事が知らるゝ。

勅使權大納言勸修寺晴豊、四月廿九日京都を發して小田原に下り、秀吉に宸翰並に物を賜ふ。右大臣今出川晴季、權大納言中山親綱等亦同伴した。御湯殿上日記廿九日はるゝ、勅きくてい殿勸くむんしゆ寺殿、中山殿勸ちんへ御くだりにて御いとまの事御申、くむんしゆ寺大納言殿はこなたよりのちよくしなり勸とある。勅使等の歸京は六月三日である。同じ日記に「三日、ちん勸よりちよくし勸のしゆ御のほりにて」と載す。

さて長陣には種々の流言を生むものである。家康信雄相謀り、北條氏と通じて叛旗を翻さんとする由の風評が立つた。是に於て秀吉は、四月

十五日伊達染の小袖に緋純子の羽織を着け、脇差ばかりを帶して刀を從者に持せ、從へる信雄も小早川隆景も脇差ばかりを差し、兒姓四五人ばかりを引具して家康の陣所を音信れ、午の鼓うつ比より夜中迄遊宴し、其後更に家康を伴ひて信雄の陣に至り徹夜遊び明した。是に至つて流言忽に止んだ附五かゝる風評の起る所以がいづこにかあつたのであらうか「織田信雄ひそかに君康に勧めまるらせしは、こたび秀吉の下向こそ幸の事なれ、北條と謀し合せ前後より挟み討たば、かならず志を得んと云ふ。君康秀吉我を信じてこそ我が領内をも心ゆるし通行すれ、いかで反覆の事して信義を失はんやと仰らる。またこの陣に、關白わづか十四五騎ばかりにて居られし時を見て、井伊直政、唯今こそ秀吉を討つべき時なれと密にさゝやきけれど、君康家かれこたび我をたのもしきものに思ひて來りしを、籠の内の鳥を殺さんやうなるむごき事はせぬものぞ、天下を知るはたのづから運命のありて、人力の致す所にあらずと仰ければ、直政もえうなき事いひ出しと思ひ面赤めてありしとぞ明良洪範寛元開書とあれど、信雄は兎も角、平素思慮深く能く家康の心中を察せる直政にして、輕々し

くかゝる言を發せりとは思はれず、恐く家康と信雄とのかねての關係を知れるものが、包圍の兩陣の相連續せるを危み、また北條氏直が家康の壻たる親あるを以て、此際家康にして信雄と謀り、小田原城と内外相應じて事を擧げんには、關西軍に對して致命的大事なりと疑惧し、これがいつしか流言となりて傳播せるものと考へらるゝ。家康に取りては全く迷惑千萬の事であつた。

秀吉また五月雨の鬱陶しさに諸將の倦怠を憂ひ、茶湯や酒宴を催してその徒然を慰め、其心を新にせん事に力めた附六細川家記に「秀吉公小田原在陣中の徒然に、數寄屋を圍ひ、利休に命じて橋立の壺、玉堂の茶入を飾り、家康公を茶湯に招し、御相客には、幽齋君、法橋由己一由巴、又由也、利休、又信雄、忠興君、氏郷、景勝、羽柴下總守勝雅などに前波半入を加へ、御茶を賜り、或時は和歌連歌の御會等有之候などもある。

五月三日に、井細田口、久野口を守る太田十郎氏房氏直は弟は、夜襲を企て、敵味方の眠を覺さんと、廣瀬尾張守重信を首將として夜半久野口に出づる所を、蒲生氏郷の斥候町野萬右衛門幸和發見し矢を發して退く。

廣澤の軍、氏郷並に土方勘兵衛雄久の陣の境なる柵を破つて討入つた。氏郷長槍を振つて接戦し、蒲生左門郷可、上坂源之丞郷治、田丸中務少輔直昌、玉井數馬貞忠等奮戦す。敵遂に郭内に引入る。氏郷虎口まで追蒐けしが、敵早く扉を閉ざして火砲を放ちしかば氏郷も本陣に引取る。此戦に氏郷鎧の胸板の下に三四所槍疵を受け、鯨尾の冑に立つ矢二條、長槍の柄にも五所所の切込あり、激戦たりし事が知らるゝ。

五月廿七日に越前北庄城主堀左衛門督秀政、早川口の陣中に歿した年三十八。攻圍軍右軍の總帥であり、實に秀吉の謀臣であつた。秀吉のいたく哀惜したるもことわりである。

小田原の攻圍は全く持久戦に入つた。されど城中倦怠の氣は既に萌し、六月六日の夜には濫取口を守る和田三浦の黨並にその部下百五十人、其持口に火を放ちて家康の陣に來り降つた。家忠日記「六月五日亥夜雨降。敵陣より和田三浦家中上下百五十人、持口火かけ候て二番之番ニのき候」と云ひ、六月七日附秀吉の加藤清正への書中にも「昨夜和田家來之者百餘、家康へ相理（こころい）、小屋々々火を懸走出候。雖可被（たが）成誅罰候、家康へ兼て心合

之由候條被助置候とある。

彼の松田尾張入道憲秀は、その一族を集めて議して曰く、小田原の落去近きに在るべし、先きに堀左衛門督に依りて秀吉へ内應せんとしたるに、秀吉吾に伊豆相模の二州を興ふべしと約す、仍て明十五日（六月）の夜、細川忠興、池田輝政、堀秀治（秀政の子）の兵を城内に引入れんと決した。各その用意あるべしと告げた。古今消息集に、此度の憲秀の内應に就いて、堀秀治より憲秀に送りし返簡といふものを載す附七これに伊豆相模永代可被扶助旨候とあればこの約束は事實である。かくて嫡子笠原新六郎政堯、三男松田彈三郎秀也、憲秀の壻なる内藤左近大夫、松田肥前守等皆同意した。次子松田左馬助直憲は容貌美麗にして心優なり、仍て氏直の寵を蒙る。この議を聞いて大に驚き、固くこれを諫むれども聽かず、仍て偽りて同意し、日を十六日に延期せしめ、密に本城に赴いてその謀を氏直に告げ、因て以て父の罪を贖はんと請うた。氏直且つ驚き且つ怒り、北條陸奥守氏照、板部岡江雪齋をして憲秀を詰問せしむ。憲秀百方辯疏したれど骨肉の間より洩れたりと聞いて即ち罪狀を自白した。家忠日記に「六月十六日

丙城中に松田調儀候へども、弟返忠候てちがい候。松田成敗にあい候由候とある弟とあるは子の誤か、或は笠原政堯に對して弟といへるものか氏直乃ち政堯を誅し、憲秀、秀也等を禁獄して、憲秀の陣に布施善四郎、大藤左衛門尉等を入替へ堅くこれを警衛せしめた。十六日に至り、豫ての約によりて池田、細川、堀の諸將軍を進めたるが、旗の紋印悉く相違せるを見て、憲秀の隱謀露顯せるものと察し速に兵を收めた。去程に松田尾張守入道が内通して、六月十五日彼か持口より人衆を可引入よし議定す。同十四日の晩、一味の族笠原新六郎、二男松田左馬助、三男彈三郎、内藤左近、松田肥前守を振舞、尾張守、新六郎此事を語り、面々其用意せよ、明日長岡越中守、池田三左衛門、堀久太郎が人衆を我等が役所へ可引入由申す。二男左馬助大に驚き、こはそも何事に加様に淺猿き事被仰候哉、譜代相傳の主を傾け何程の榮花をか可開、唯思召留り給へと苦々敷申す。新六郎を始め父入道大に怒り、加様に思立も汝等を世にあらせんと思に有、不忠不孝の申様かなと以の外に腹立す。左馬助迎も此事の留るまじきと思ければ、先申延んと存、さらば御同心申べし、去ながら十五日は不成就日なり、十六日の夜に被成可然と申す。

當座の人々可然とて延にけり。されども左馬助には氣遣をして、横目を付置ければ登城すべき様なし、我聞に入風氣とて籠り居て、小姓を近付鎧櫃の中に入られ、彼の小姓を付て城へ荷にはせ參り、座敷にて櫃より出此由被申上、氏政、氏直大に驚き、又は左馬助が忠を感悦し、則江雪齋を使として松田入道父子を呼上召籠て、役所へは人衆を置替しかば、上方衆相圖時尅に成て押詰けれども、朝より旗の色も替り中々可引入やうなし、謀にや有けんとして中々用心きびしくぞ仕たりける小田原記獨り憲秀のみならず、異志を抱ける者に忍城主の成田下總守氏長もあつた。秀吉は六月廿日の夜に、その右筆山中山城守長俊に命じ、連歌の道の上に因て豫て相知る小田原大窪口を守る成田氏長に密書を發して降服を勧めた。氏長その勸に應じて返書を致す、秀吉家康と謀り、家康の手より氏長の書を氏直に送り、城内の諸將既に斯の如く叛心あり、籠城久しきに堪ふべからず、速に和を請うて本領安堵を圖るべしと云ひ遣す。家忠日記に「六月廿日寅城中之調儀之由候。夜すがら具足にて待候」とあるはこれを指したのであらう。氏直この書を見て驚き氏政に示す、氏政も

驚き怒り、氏長を召す。氏長病と稱して使三度に及べども來らず、氏政醫田村安栖を使として汝が逆心既に顯はる、速に處決すべしと申渡す。氏長遁れぬ所と覺悟し、我が持城忍は京勢のため十重廿重に圍まれ、城中に籠れる者今や死を待つのみと承り、その命を助けんため秀吉へ降參せんとせしなり、謀露顯の上は速に首を刎らるべし、忍城中三四千人の命に代らんこそ本望なれと答へた。氏政氏直思へらく、今直に氏長を誅せば城中必ず騒動すべし、成田を城外に出さざるやう計ふべしと、山上郷右衛門に八千の人数を添へ、成田が陣營の四方に柵を結廻らし嚴しく警戒せしめた。かゝる事ありとは知らず、忍城に於ては後節に述べる如く、なほ堅固に防戦してしばし敵を惱まして居つた。

六月廿二日井伊直政、松平周防守康重小田原の篠曲輪に攻入つた。北條五代記に「愚老相州三浦の住人、小田原に籠城す。東ほう蘆子川濱手の角矢倉を持口とす、是より一町ばかり上總がまへの外に、福門寺と名付る一町四ほう程すこし高き地形あり。是は昔寺の跡なるによつてかく名付也。是に又堀をほり土手芝手をつけ堀をかけ、城の内より橋を一わたりし

是を出曲輪と名付、山角上野守の嫡男四郎左衛門尉、次男左近大夫父子三人の持口の内にあり。然に秀吉公小田原へたし寄るの時節、此出曲輪有て益なしと。堀を破りすて曲輪と稱し、橋をばかけたき、晝は城中より出て土井に鐵炮をかけ置き放つ、此蘆子川にもては源の家康公のせめ口なり、此捨曲輪に當て井伊兵部少輔直政攻寄るなりとある。豫て松平康重の攻口より、甲州の金堀を召寄せて地道を穿ちて此曲輪を堀崩さんとした。其上堀水を海口へ切つて落し、地を乾して攻戦の便を圖つた。此時家康は直政に向つて橋が橋がと云ふ、直政何とも心得ず、或は橋下の水の深淺を問はるゝならんかと、橋下に杙を立てゝ水の深さを測り、其杙を刻み我身も水際におり立ちてよく見極め、さて事の由を家康に申す。家康尙も橋が橋がとばかりに他を云はず、直政いよゝゝ心得ず、いたく案じ煩ひ、四十八時を経てハタと思ひ當る事あり、夜中忍んで彼の橋を踏み見るに、橋桁弛みて渡るに危し、急ぎ家康の前に出でゝかくと此由を申す。家康その事にこそあれよく思ひ得たりと満足の體であつた附八かくて今宵に及び、暴雨俄に至りて堀入りし土居崩壊し堀柵共に顛

倒した。時こそ來れと直政の屬將近藤石見守康用、堀に懸橋を架し埋草を以て堀を埋め、石見が子登之助秀用一番に乘入り、向坂傳藏業眞、近藤勘助季用、同金左衛門用政、鈴木三郎大夫これにつゞきて何なく篠曲輪を乗取る。直政彼の橋の下より城中に向ひ自ら鐵砲を放つ、藥強かりければ筒裂けて左の指を傷く、されど事ともせず曳々聲を揚げて攻入り、康重の兵又つゞいて乗入る。此所を守る山角紀伊守定勝その子四郎左衛門弟左馬助等、螺貝鐘を打鳴らし松明を投出し拒ぎ戦ふ、前に引きたる北條五代記にいへる如く、凡そ小田原城中の軍令に、物頭足輕六百人に弓鐵砲を持たせ、申の上刻午後四時頃に大手四門門ぎはに集りて勢揃し、三百人づゝ二手に別れ、終夜總構を巡視し、晝は百人づゝ廻る事とし、敵何時夜討に入るとも他の持口より出で、救はず、夜廻の者馳加はりて援くべしとの事故、山角父子が手勢散々に討なされ、寄手篠曲輪より城中に乗入ると見る處に、夜廻の兩組六百人、ドツと喚いて横合より突いて懸る、小林正之助正次奮然として一番に槍を合せ、山田十大夫重利、小幡直次郎在直脇五左衛門、辻甚内等力戦し、小笠原安藝守信元亦奮戦す。雨は降り

止みたれど、如法闇夜の中に敵味方入亂れてこゝを先途と亂闘す。直政の軍續く味方もあらざれば、戦疲れたるを見て直政自ら揚太鼓を打ち、兵を三段に分ちて小林勝之助を後殿として靜に引取らんとす。これを見たる山角父子はヒシヒシと追詰來るを、取つて返して甲州の士細田勘三正時拒ぎ戦ひて主従百餘人討死した。小林勝之助は槍を突折りしが、池野水之助の従士の堀に落たるを引上げて靜に引き來る。直政深くその勇を賞した。はじめ直政地の利を測り、西郷藤左衛門、椋原治右衛門に三百人を附けて伏せ置いた。城兵もとより之を知らず、足を亂して追蒐來るを遣り過して、関を揚げて後より突いてかゝれば、近藤登之助、向坂傳藏返し合せて斬り捲る。城兵散々に打破られ、山角父子辛うじて遁入りしが、郎等廿七人同じ枕に討死した。今夜直政の勢打死三百餘人、城兵の首四百餘級を獲た。尙城兵の狼狽して堀に轉墜して死する者三百餘人に及んだ。家忠日記六月廿二日辰夜雨降、井侍從敵丸乗のり備くづし候といふものである。

翌日直政敵の首級を家康に獻じた。家康これを秀吉の許に送る。秀吉

深くこれを賞し、當所の在陣殆んど百日に及ぶ、その間弓鐵砲の迫合または湟壘を隔てゝの打合のみにて、目立ちたる働無かりしに、味方より攻入つて靦面の勝負を決したるは此一戦に歸したりと、近藤登之助、向坂傳藏を本營に召し、登之助に南部黒の馬、紅裏の胴服を賜ひ、傳藏に最上栗毛鞍置馬を賜うた。登之助時十七歳、家康より小林勝之助に薙刀を賜うた。北條五代記に「小田原籠城百餘ケ日、弓鐵砲にてせめたゝかふといへ共、終に敵味方一人はだへあはせず、然所に其夜の戦に、敵には家康家中井伊兵部少輔、城中には山角上野守父子三人、萬士にぬきんで合戦し、天下に譽を得後代に名を残せり」と云ふ。兎角精神上の弛緩を來す持久陣に、かゝる力強き攻撃戦は、一服の興奮劑を與ふるものとして士氣を鼓舞する事が多かつたのであらう。

家康が海道一の弓取の名を負ひ、騎馬に長じたる事は有名なる事實であつた。君家にはかねて海道一二の健騎にてたはしますとて、その頃世にかくれなく申傳へけり。小田原陣の折、丹羽宰相長重、長谷川藤五郎秀一、堀久太郎秀政の三人、秀吉が先陣打つて、日金越より小田原に押寄せん

とて小高き所より谷際を見下して在し折しも、こなたの御陣押なれば、皆打寄つて海道一の馬のりが乗ざま見んとてたゞすみ居たり、谷河二條流れ、細き橋かけたる所に御人數行かゝると、みな馬にて渡る事叶はず、下馬し歩行になりて越たり、君家にも橋詰までおはすと、同じく馬を下り給ひ、御馬をば橋より上の方廿間ばかりの所を、口とりの舍人四五人して引すぎ、君家は歩行者に負はれ給ひながら橋を過給ひぬ。彼の三人の士卒ども、はじめより目を注していかゞし給ふと思ひ居たりしに、この御さまを見て、これが海道一の乗ざまかとて咲はぬ者なし、流石三將は、さて／＼かくまでの御功者とは思はざりき、實に海道一の馬乗とはこの事なるべし、馬上の功者は危き事はせぬものぞとて大に感じけるとぞ紀君言行録とあるは名高き談柄であり、所謂本間孫四郎の棧の教訓を得たものであるが、家康またこの陣中に於て、用意の周到なる一端を發揮して居る。山中落城後、第二陣に在りし羽柴秀次が、家康の陣を超えて先陣を打たんとせる時、先陣に立たれんとせらるゝは神妙の事ながら、敵は地戦、味方は客戦にして地の利に闇し、その上今日日没に及んで山

下に陣を取るは兵法の忌む所、今夜はこの箱根山の半腹に屯し、明朝先陣を打たれんこそ然るべけれど云ひ送れる如き、秀次元來年少性急、功にあせつて思慮を欠き、爲に屢々秀吉の訓戒を受けて居る。況んや今回は山中城を陥れし餘勢を以て、家康の陣を越えて直に小田原城下に進出せんと圖つたのである。先きに秀次の軍を駿河に出すに當り、秀吉は書を與へて、諸事家康の指揮を受け、その意見に任せて行動すべきやう諭せるも、よくその性質を知れるからである附九而して家康の此度の戒告も、恐く秀吉の意を體せるによつてあらう。

更に家康は、井伊直政が酒匂河原に陣取るを見て、敵城近く備を立つるには、樹蔭を後にして敵に勢の多少を見透されざるを要とす。然るを味方の足數まで見ゆる所に備を立つるは以ての外なりと叱責せる如き、敵城近く巡視せる時、味方の者城際を通るを見て、敵もし城より打つて出なば、逃るは元より見苦し、されば遂に討死の止む無きに至るべし、城の巡視は城際より乘廻し、横より見るが作法なりと云ひしが如き、内藤正成、高木清秀、渡邊守綱、同重綱、寛正重等の陣立を見て、かゝる攻圍の際

は敵白晝には打つて出ぬものなり、夜討より外に術なく、夜討も城よりは出でずして、他所に隠れ居て味方の陣の後より攻かゝり、軽くかけ破りて城に引入らんとするものなり、されば城際の陣取は裏を表の如くに取るものなりと戒めし如き、笹郭笹輪を巡視して後、大久保忠佐、高木清秀に本陣の小屋を掛けしめし時、城に向ひし所を厚く、後を薄くするを見て、敵は虎口より出づべし堀越には出ぬものなり、故に後を厚くするが古法なりと云ひしが如き、皆その一例である附一〇その他なほ一二の話柄を附記したく。

参考附記

附一 急度申入候。仍内々此口可被押かと待入候處、早川口へ被相向之由候。其表之様子承度候。當手之儀、敵惣構向之山崎ニ陣取候。敵一人も不相見、無正躰候。諸事行等同事可申合候。尙期、面

謁之時候。恐々謹言

卯月五日

家康 花押

淺野左京大夫殿

附二 爲見廻使者、殊幔幕帳今日四日於豆州箱根山到來、誠遠路之懇意令祝着候。抑此面事、去月廿七日三枚橋着陣、廿八日山中城葦山之體見計、廿九日兩城取卷、中納言山中城同午刻攻崩、始城主松田兵衛大夫以下頭數二千餘討捕之、其外追討不知其數候。翌日朔日箱根山ニ相移候

第貳節 小田原城包圍

第拾九章 小田原陣

四三六

之處、足柄之城、鷹巢城、久野、ねふ川之要害退散候。家康、中納言、大柿少將、備前宰相、五萬餘、自箱根口打入、小田原十町十五町之間ニ陣取候。又あたま口より、羽柴北庄侍從、同東郷侍從、岐阜侍從、松任侍從、木村常陸介三萬餘、船手之人數貳萬、是又小田原十町之間ニ陣取候。來八日尾州内府、津中將、羽柴丹波少將、松坂少將、あたま口より差遣、同日殿下も小田原表へ可進馬候。條早速如存分可申付候間、可御心安候。猶淺野彈正少弼可申候也。謹言。

卯月四日 秀吉 朱印
本願寺殿

(本願寺文書)

爲見舞、給十、帶十筋到來、被入念遠路品々懇情被悅思食候。當面之事、去月廿七日至三枚橋被成御着座、廿八日山中、葦山之體被御覽斗、兩城一度ニ被取卷、則近江中納言ニ被仰付、山中城即時ニ責崩、城主松田兵衛大夫以下、首二千餘討捕之、其外追討不知其數候。翌日、鷹巢、足柄、ねふ川城々、退散候。御先手御人數、小田原五町十町之間ニ陣取候。舟手の衆、小田原濱手押寄候。四方取詰候。葦山之事、御人數三四萬にて被取卷、堀をほりまわし、塀柵を丈夫相付、鳥之かよひも無之被仰付候。上野國事、眞田、景勝、羽柴、筑前守、松井城ニ付城申付、小田原へ可罷通之由被仰付候間、五三日中可着陣候。相運寺ニ被居御座候。氏直首を可被刎段、眼前候。猶増田右衛門尉可申候也。

卯月七日 秀吉 朱印
鍋島飛騨守とのへ

(鍋島文書)

附三夜前、敵城中へ入候處、執合、數多討捕候由、誠以心懸神妙被思召候。猶有馬法印、長束大藏大輔

可申候也

卯月六日 秀吉 朱印
榊原式部大輔とのへ

(古文書集)

康政自ラ敵ニ當ツテ干戈ヲ揮ハズト雖モ、軍謀ニ長ジ、且人品尤高シ。秀吉治世ニ及ビ、陪臣諸家名アル者多シト雖モ、人品康政ヲ以テ第一トス。公家常ニ論人臣ニ及プトキハ、我家ニ康政アリト仰ナリ、殊ニ御先手ヲ承ルガ故ニ、幕下ニ於テ勇戦ヲ志アル輩、多ク康政ガ與力タランコトヲ欲シ、彼ニ屬スル者又多シ。

(武家事紀)

附四 猶々此表之儀急速可令落着候。隨而種々送給候而悦之至候。以上

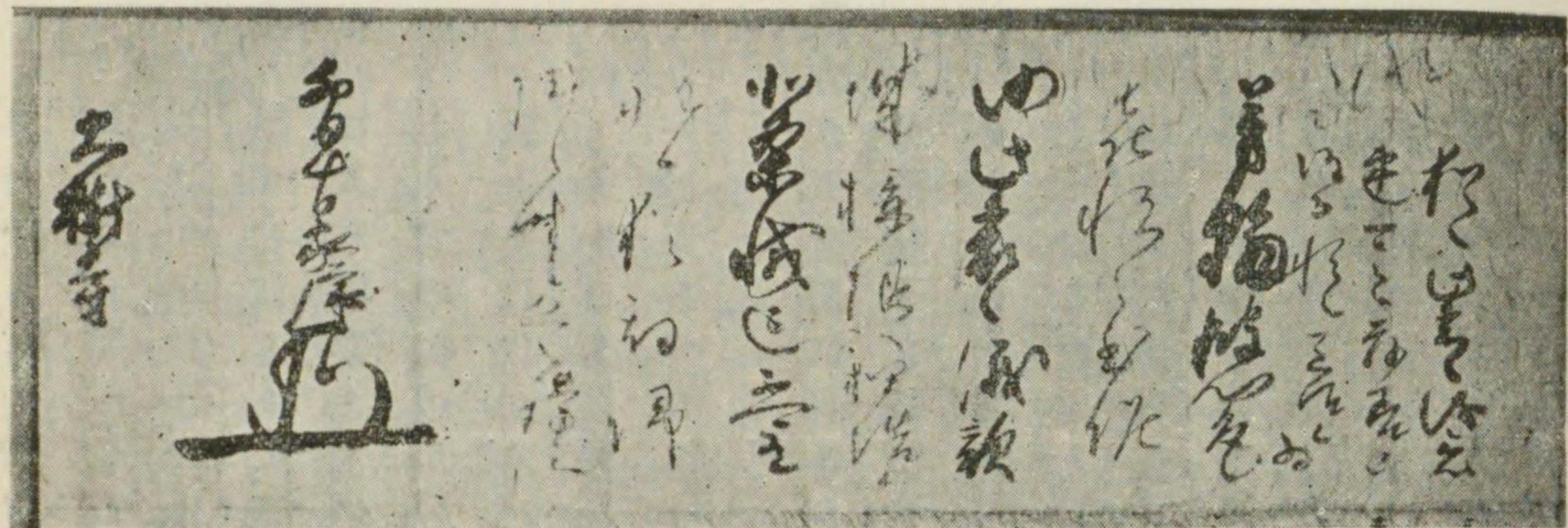
芳翰披閱喜悅之至候。仍此表之儀、敵城構限へ押詰候。北條滅亡不可有程候。猶期歸陣之時候、恐々謹言。

卯月十日 家康 花押
大樹寺 (大樹寺文書)

附五長陣の間に、さまざまの流言ども出きて、君康と信雄と、北條に同意有て、諸陣を焼拂ひ、城よりも同時に討て出るなど、根も無き事紛起してやまず、秀吉小早河左衛門督隆景のすゝめにしたがひ、

第貳節 小田原城包圍

四三七



みづから君の御陣を巡視すとて、伊勢染の小袖に、緋純子の羽織を着、脇差ばかりさし、刀をば従者に持せ、信雄、隆景、其外陪従の者も皆脇差ばかりさし、高聲に雑談しつゝ、御本陣に参られ、午の鼓うつ比より、夜中まで宴樂あり、其後又信雄が陣へも、君と隆景と、秀吉にしたがひておはし、また重ねて君と信雄とを秀吉の本陣に招請せられ、晝のほどは申樂行はれ、夜に入り酒宴まうけ、人心漸穩になりければ、浮説もいつとなくやみしなり。これ北條は、まさしく君の御ゆかりにははしませば、かゝる雜説も出來しゆへに、君ひそかに秀吉と仰合せられ、かくははかられしとぞ。このときの小唄とて後にまで傳へしは

人かひ舟は沖をこぐとて、も、うらうら身をしづかにこげ、我等を忍ばゞ思案して、高いまどからすなをまけ、雨か降るといふて出逢はん

(落穂集)

附六 又五月雨は日をかされて止もやらず、總陣何共なう困れ果たるやうに、秀吉ほの聞給ふて、早歌さうかをうたひ、おどりをかけ引つし給ひしかば、上下の氣うきやかに新しく成て、幾年を経るともいかでか勞せんやと、こゝもかしこものゝしり出にけり。或時は敷寄屋すきやをあらまほしうかこひなし、橋立の御壺、玉堂の御茶入をかざり、家康卿を請じ入、相客に細川玄旨齋、由巳法橋、利休居士、或時は信雄卿、忠沖忠興、氏郷、景勝、羽柴下總守などに、前波半入をくはへ、御茶を賜りしが、十六七歳二十計なる青女房に、きうじ給仕をさせ、種々の名酒を以て數興をつくし、右のわかきはらに杓をとらせつゝ、こ小唄うたを所望せよかしと宣ひしを幸に、半入さし出、一ふし望み侍りしに、聲うるはしくうたひ出でしかば、滿座一入うきやかに、長陣の勞を奪れたるやうに、われかれなく見えしを、殿下見給ひ、立ておどれよと仰しかば、四五人立つゝ、手しておどり侍りければ、金の扇の匂ひいとけやけきを、十本計取出したび給へば、一入

其しな彌増、座中蒸し渡り、とんどろく、とゝるなるかまも、とゝるなる釜も、湯がたぎる、たぎるやたぎるとうたひしかば、御釜のふたもわきかへり、拍子を合するやうになん有し。寔に自然なるべしや。

(甫庵太閤記)

イトッサへ長日ノ長陣タルニ、五月雨サへ降續キタレバ、諸陣打シメリ、物寂シキ儘、殿下ノ陣營ニ假初ナル數寄屋ヲ補理しりハレ、喫茶ノ會ヲ興行アリ、橋立ノ壺、玉堂ノ茶入ノ如キ取出シテ、大神君ヲ始メマイラセ、北畠信雄、上杉景勝ヲモ請待マシ、長岡三位法印父子、小早川隆景、津川三松兵衛、斯波右兵衛、佐義冬、前波半入、羽柴下總守、雄利、有馬兵部卿、法印、道安、安國寺惠瓊、長老、施藥院法印、全宗、由巳法橋、利休居士等ヲ相加ラレ、折々ノ會席アリ、其比陣中ニテ舊キ新シキヲ取交へ、ハヤリ詞、ザレ歌ナド云觸シケル中ニ、西行法師ノ詠トテ、孰モ渠モ口號ケル歌星ヒトツ見ツケタル夜ノ嬉シサハ

月ニモマサル五月雨ノ空
扱又近習外様ノ若者儕ニ課セテ、ハヤリ歌音曲ヲ促サレケレバ、素ヨリ上方生立ノ面々、得たり賢シトテ、有フレタル小歌ニ様々ノ新作ヲ加ヘテ、水無月ノ初比ヨリハ、爰ノ山彼ノ平ニ群レ出テ、涼ミカテラニ謠ヒソヨメキ、鬱散ヲソシタリケル。後ニハ殿下ヲ初トシテ、尾張内府、黃門秀次、宇喜多秀家、蒲生氏郷ナドマデモ、手拍子ニテ小歌ノ遊興アリ、サレドモ羅ハ未ダ張行ナカリシ。小田原城中是ヲ聞テ、寄手ハ長陣ニ礙ヲ下シ、カ、ル遊樂ニテ日ヲ暮セリ、此一舉ノ落着何ノ日ニカ有ヌベキト、氣ヲ屈シ心ヲ勞シテ、退屈セヌハナカリケリ。

(關八州古戦録)

附七 芳翰並御使者口上之趣、即殿下へ令披露處、尤忠節之段悦思召候。然ば伊豆相模永代可被扶助旨候。彌被極御分別、重誓紙等之儀委しく沙汰候て、頓而可被仰越候。恐々謹言

六月八日反逆ニテ、秀吉へ内通ノ答、徳ト

北條家衆松田尾張守

(古今消息集)

附八 笹曲輪を攻られんと議せられし時、其橋をわたして距離の様なるものあり、井伊直政を召して橋がくるとばかり仰あり、直政さまに思ひめぐらし、橋の下の水の深淺を試みよとの盛慮ならんと思ひ、橋下に杖を立て、水痕の及ぶ所を驗として御覽に侍へしかば、とかうの仰も無く、又橋がくるとばかり宣ふ。かされて直政其所に久しくたすみ檢視するに、橋桁殊更撓みけるを見て、心づき、急ぎ馳せ歸りてかくと申あぐ。君聞しめし、さればその事よと仰らる。おほよそはじめ命ありしより、直政が思ひ得しまでは四十八時ばかり經しとぞ。

(東武實錄、前橋聞書)

一小田原陣ノ時、牧野右馬允家來稻垣平右衛門、石船ヲアツメモセ、釘ヲ拔、カスガイヲ放テ、ソレノ二分テ置、一所ニトリテオク。人コレヲ見テ、キタナクシワキ事カナト云。笹曲輪ヲノリシ時、右ノ船板ヲ橋ニワタシテ釘鉸ヲウチツケシユヘ、自由ニワタリノリシ、人皆其功者ヲ感ズ。

(武功雜記)

附九 明後廿日出陣之由尤候。至于三枚橋着陣次第、注進可申上候。彼表之儀、諸事家康令相談、任異見無越度様ニ才判專一候。少之儀も切々可申越候。聊油斷有間敷候也。

二月十八日 秀吉 朱印

近江中納言とのへ

(桑原所藏文書)

去朔日、到神原着陣之由注進、今日六日於清須披見候。家康信雄内府令相談、先手へ可令陣替旨、何様ニも家康指南次第、無越度様才判專一候。度々如被仰出候、陣取丈夫に申付、御着座可相待候。伊豆浦處々放火、おむすの城まで退散之由、得其意候。猶黒田勘解由、長束大藏大輔可申者也。

三月六日 秀吉 朱印

近江中納言殿

(武家事紀)

附一〇 宮城野口、竹浦口を攻められし時、かれて先鋒は當家、二陣は秀次と定められしに、秀次打こして前に進まんとす、よて村越茂助直吉をもて、秀次が方へ仰つかはされしは、秀次先陣うたれん事、年若き御心にはさもあるべし、いと神妙の御事なり、わが陣頭を開て通すべし、家康もその餘勇を求めて勝利を得んと思ふなり。但敵は地戰、味方は客戰にして、地の利にくらし、その上今日日暮に及んで、山下に陣取るは兵法の忌む所なり。今夜はまづこの所に屯し、明朝先陣打たればしからんかと仰つかはされしかば、秀次且感じ且恥て、其夜は箱根山の半腹に陣取、終夜篝火を焼いて夜をあかしけるとぞ。

(天正記)

井伊直政、酒匂川のかたに向ひしに、森を後にして陣せよと命ぜられしに、河原に陣取りしを御覽じて、大に御氣色を損じ、敵城近く備を立るには、樹蔭を後にして敵に勢の多少

第貳節 小田原城包圍

を見透されざるをもて主とす。さるを味方の足敷まで見ゆる所に備ふるは、以の外なりと仰ければ、直政さきに御誼ありしゆゑ、そが通りに備を立てしなりと申せば、御馬上にて小刀をぬかせ給ひ、御腰物にて打ならし給ひ、此かれの罰を蒙る法もあれ、わがいひしはかしこにあらざるものと仰られ、小刀を打折つてすて給ひしとぞ。

又その邊を巡視ありて、酒匂川の端に下らせ給ひ、海ばたより城内を俯視してかへらせ給ふとき、供奉の者、城際を通るを見給ひ、敵もし城より打ていで、味方討死もせば、敵に勢を添ふべし、又逃去らんも見苦し、汝等はしれたる事をするものかな、城の巡視は城際より乘廻し、横より見るこそ作法なれと宣ひしとぞ。

又諏訪の原御本陣とせられ、内藤四郎左衛門正成、高木主水助清秀、渡邊忠右衛門守綱、寛助大夫正重、渡邊半藏重綱を殘し給ひ、汝等はこゝに陣取れとて、御みづからは年若き者五六騎召具して、巡視に出給ひ、還御の後、内藤等の陣取の様見そなはし、汝等年頃軍陣になれし者なれば、少しは心得つらんと思ひしに、などかく不束かななる様よと、散々に御叱ありて、陣取をかへしめ給ふ。かゝる圍城のうちよりは、白晝は打てぬものなり、夜討より外の術なし、夜討も城よりは出すして、異所に隠れ居て、我陣の後より打かゝり、軽くかけ破りて城に引入らんとするものなり。されば其心得して、城際の陣取は裏を表のこくとくにとるものなりと仰られしとぞ。

(三河之物語)

笹郭を御巡視ありし後、大久保治右衛門忠佐、高木主水助清秀に命ぜられ、本陣の小屋をかけしめられしに、城に向ひし所を厚く、後を薄くかくるを御覽じて、敵は虎口より出づべし、堀越には出ぬものなり、故に後の方を厚くとるが古法なりと宣ひて、改められしとぞ。

ぞ。

(東武實錄、前橋聞書)

松平石見守康安は、この役に大番頭奉りて供奉しけるが、あるとき、君、城中に向ひ、御みづから矢を放ち、遠近を試み給ふに、侍臣等城中まで御矢入りつと申せば、城中までは程遠し、弓勢のよばん様なしと宣ひ、康安をめし、汝は聞及びし精兵なり、試みよと仰あり、康安射しに、多くは土居にて落ぬ、數矢のうちになゞ一筋城牆を貫きしがあり、よつて左右の者に仰せらるゝは、康安が弓勢すらかくのごとし、さるを汝等わが矢城中に入しと云ふは、全く詔諛のいたす所なり、かまへてかゝることは申さぬものぞといましめ給ひしとぞ。

(家譜)

第參節 關東の諸城陷る

秀吉の小田原討伐の軍を起さんと決するや、豫め關八州の地圖を作らしめ、併せて小田原城をはじめ、北條氏に屬する關東諸城の名稱位置、並に諸城主の姓名、及びこの麾下の兵數等をしるして討伐軍の諸將に頒布した。こゝに毛利文書に載する關東八劔城々覺を掲げ置く。

關東八劔城々覺

相州
一 小田原城

氏直

馬廻

七百騎

第參節 關東の諸城陷る

第拾九章 小田原陣

玉繩城 北條左衛門大夫 七百騎
 三浦見崎 北條美濃守 五百騎
 田原城 大藤長門守 五拾騎
 つくいの城 内藤 百五拾騎
 伊豆 北條美濃守

一同 下田城

清水 籠原 城主覺書の方には、清水、伊豆下田城、方には、相州三浦城、伊豆にら山、武ヶ所、五百騎と載す。

武蔵 一同 岩月城

北條 十郎 千五百騎

一同 松山城

北條 陸奥守

一同 竹山城

同

一同 水見城

同

一同 關宿

同

一同 栗橋

同

一同 小山

同

一同 江之本

同

一同 川越城

同

一同 江戸城

同

同六ヶ所 四千五百騎
 大道寺九郎右衛門尉
これには馬廻の兵數を載せざれど、城主名の覺書には、大道寺九郎右衛門尉父子、同孫九郎、川越城、松枝城、合せて千五百騎と載す。
 遠山右衛門尉 千騎

上野 一同 碓氷の城
 一同 一はちかたの城
 一同 くらかね
 一同 ふかや
 一同 みのわ
 一同 前橋
 一同 沼田
 下野 一同 松枝城
 一同 皆川城
 一同 とちき
 一同 とみたの城
 一同 なんまの城
 一同 みぶの城
 一同 かのまの城
 一同 日光山
 一同 江戸崎城
 一同 龍ヶ嶺
 一同 木原

成田 千騎
 北條安房守
 同
 同
 同
 同
 同
 六ヶ所 五千騎
 大道寺孫九郎 川越城の條参照
 皆川山城守
 同
 同
 同
 四ヶ所 千騎
 みぶ中務
 同
 三ヶ所 千五百騎
 土岐美濃守
 同 兵衛助
 進藤 城主名覺書にも兵數を載せず
 城主覺書亦載せず

第參節 關東の諸城陷る

第拾九章 小田原陣

下總 一 さくら 千 葉 助 三千騎
 一 白井城 原 大 炊 助 二千五百騎
 一 しがれ井城 高木 七百騎
 一 ぶつの城 十嶋 百五十騎
 一 とう大城 坂野刑部大夫 百五十騎
 一 かふらきの城 蕪木駿河守 三百騎
 一 矢はきの城 小 窪 五 郎 三百騎
 同 坂井右衛門尉 百五十騎
 同 とうかれの城 同 左衛門尉 三百騎
 同 とげの城
 同 長南城
 一 池わ田城
 一 うつみの城
 一 まん木城
 一 鶴賀城
 一 へびうらの城
 同 太田城
 同 江戸城
 同 大山城

三ヶ所 長南刑部大夫 千五百騎
城主覺書の方には、長南城、いけはたの城、久之城三ヶ所とある。

同 小田城 以上、五千騎
 一 藤澤城 小 田 武 晴 一 十崎城
 同 きあまり城 一 土浦城 以上、三千騎
 同 ゑひう嶋城 一 府中城 一 ぼっへの城
 同 府中大條 一 結木 晴 友 一 下妻城
 同 柿のうの城 一 結木 晴 友 以上、三千騎
 同 結木城 一 山川城 一 下妻城
 同 下たての城 一 山川城 以上、三千騎
 下つけ 宇津宮友綱 一 川崎城
 同 もうかの城 一 上之れつの城 一 川崎城
 同 増子城 一 笠間城 以上、三千騎
 同 からす山城 奈 須 隆 祐
 同 千穂城 一 大田原城 一 柵山城
 安房國 一 岡本城 以上、千五百騎
 一 さぬきの城 一 小いとどの城 一 つくろふみの城
 一 かつらの城 一 ねつ木城 一 ねきの城
 以上、三千騎

第參節 關東の諸城陷る

同 小田城 以上、五千騎
 一 藤澤城 小 田 武 晴 一 十崎城
 同 きあまり城 一 土浦城 以上、三千騎
 同 ゑひう嶋城 一 府中城 一 ぼっへの城
 同 府中大條 一 結木 晴 友 一 下妻城
 同 柿のうの城 一 結木 晴 友 以上、三千騎
 同 結木城 一 山川城 一 下妻城
 同 下たての城 一 山川城 以上、三千騎
 下つけ 宇津宮友綱 一 川崎城
 同 もうかの城 一 上之れつの城 一 川崎城
 同 増子城 一 笠間城 以上、三千騎
 同 からす山城 奈 須 隆 祐
 同 千穂城 一 大田原城 一 柵山城
 安房國 一 岡本城 以上、千五百騎
 一 さぬきの城 一 小いとどの城 一 つくろふみの城
 一 かつらの城 一 ねつ木城 一 ねきの城
 以上、三千騎

(毛利文書)

さて北國勢所謂搦手の軍は、かねての部署の如く、前田羽柴利家は其子肥後守利長と共に二月十六日金澤を立ち、上杉羽柴景勝と共に、真田安房昌幸父子、松平修理大夫康國兄弟と信州に會し、總兵三萬五千、三月中旬八日となすもあるより松井田城を攻圍した。此時松平康國その弟康貞は、信州相木の白岩の砦を攻めてこれを陥れた。先きに信濃田口城主依田能登守昌朝は、依田信蕃に攻められて關東に奔り北條氏に依つた。是に至り伴野刑部貞吉と共に舊臣を糾合し、相木に據つて北條氏に應じた。この由三月十五日に康國の許に報あり、仍て三月十六日の夜これを乗崩したのである。

家康此由を秀吉に注進せしめたるを以て、秀吉三月十八日に書を家康に遣つて康國等の功を賞した附一

松井田城要害の地たるを以て容易に陥らず、是に於て長圍の策を施し、その間に附近の諸城を攻略した。

此際秀吉は、上杉景勝に書を發して小田原方面の状況を報じ、併せて松井田表に於ける形勢を問ひ、油斷なく活動すべきやう命じた附二

金山の由良信濃守國繁並に足利の長尾但馬守顯長の母赤井氏は、先きに北條氏のために國繁、顯長を小田原に拘留せられ、あまつさへ館林の領地を削られたるを怨み、國繁の子由良新六郎貞繁、渡瀬左衛門佐繁詮、小保方隼人正繁正等三百餘人を率ゐ、利家、景勝の陣に參じて先隊に加はらん事を請うた。

さて四月十九日に前田、上杉等の軍は再攻撃を開始し、櫓樓を焼き水道を絶つた。是に至つて城中策盡き、翌廿日に城將大道寺駿河守政繁、その子新四郎重直出降り、東國攻の嚮導たらん事を請うた。小田原記に「上州松枝城には、小田原老臣大道寺駿河守政繁籠りしが、北國の諸勢に取巻かれ不叶と思ひけん、四月十日恐く廿日の誤降參して城を渡し、先驅の人衆に馳加はる。此大道寺は本國近江の住人成しが、彼の四代の先祖北早雲寺條と同じく下向して小田原を取立てし七人の中なり、今又三家老也。されば盡未來際迄もかく替り果まじきに、何の恨有てか降參不義のことあるにや、但時の命を捨難きに如此有けん備と諸人に「くまぬはなし」とある。かくて上州の安中、板鼻、大戸、伊勢崎、本莊、厩橋、箕輪等の諸城相ついで陥つ

た。四月二十二日前田利家は大道寺政繁を伴ひて小田原の陣に至り秀吉に謁した。

四月二十一日北條左衛門大夫氏勝、剃髮染衣家康の營に來つて降を乞うた。氏勝山中の落城を恥ぢて玉繩城に籠り、死を決して小田原の招にも應ぜず、家康能く氏勝を知る、是に於て氏勝と識ある本多忠勝の士都筑惣左衛門爲政、松下三郎左衛門を玉繩に遣はして諭し降さんとしたれど聽かず、仍て爲政等の知人にて鎌倉郡植木村の龍寶寺に在る良達或は龍達を城中に入れて再び諭さしむ、氏勝遂に命に應じ來り降るに至つたのである。北條左衛門大夫氏勝は山中の城攻落され無念双ひなけれども、多勢に無勢力不及、居城相州玉繩の城へ引籠と、打残たる家の子郎等を集め、此城枕として討死する外はなしと一遍に思ひつめて居たりしに、氏直より御使あり、栗田と云侍也。山中の義全く未練の働に非ず、早々小田原へ籠可有と有しかとも、氏勝も家子郎等も無面目や思けん、唯此城にて死とのみ申て終に小田原へ不參、栗田小田原へ歸、左衛門大夫は心替りと見え候、日比の振とは殊の外替り候と申す。果して如此。爰に又家康

卿ひさ日比左衛門大夫を知給ひしかば、本多中務内に都築彌左衛門惣左衛門松下三郎左衛門等、左衛門大夫と知人なれば、兩人を使として關白殿へ降參可然と有しかとも、重代の武恩難捨し、其上何恨有て唯今敵に可成とて合點なかりし處に、松下三郎左衛門が門族に龍達和尚と云禪僧あり、其比左衛門大夫が墓所の寺龍寶寺に住持して、氏勝師資の契り不淺、松下彼僧と相談して可然に取繕ひ申ければ、左衛門大夫忽齷り、同廿一日家康卿迄參、出家入道の姿になり、黒衣に袈裟かけ家康卿同道にて關白へ出仕し、本領安堵の御教書を被下小田原記良達或は龍達を、この小田原記には松下三郎左衛門の門族にして氏勝の師となせど、本多下野守並に北條安房守貞享書上には、共に都筑惣左衛門の伯父となす。これが正しいのであらう。

江戸城は遠山左衛門佐景政の居城である。景政初め新庄の城を守りしが、守を棄て、今小田原に籠り、その弟川村兵衛大夫秀重を留守とした。景政の甥或は弟、或は甲州浪人など、ともある遠山丹波守直景或は直宗、この實名明でない、真田隱岐守信尹信昌家康に志を通じ、戸田三郎左衛門忠次を招き、景政の兵を追出し江戸城

を忠次に開渡す。時は四月廿二日氏勝の降れる翌日である。家忠日記「四月廿二日巳關東城々御味方に參候由候、戸田三郎右衛門江戸へ被越候」とある。

さて家康は秀吉に策を進め、先づ關東の諸城を攻略し小田原城の手足を斷つべきを以てした。秀吉大に然りとなし、四月廿六日淺野彈正少弼長吉政長木村常陸介重茲、家康の將士本多忠勝、平岩親吉、鳥居元忠、これに赤座久兵衛直保等を軍監として、一萬三千の兵を率ゐて關東のいまだ陥らざる諸城を攻略せしめた。家忠日記に「四月廿六日酉關東筋へ淺野彈正、三川家康様衆三かしら働候」といひ、淺野長吉の伊東祐岳に復する書中に「拙者も奥關東仕置之事被仰付、四月廿六日小田原表罷立」といふものである。仍て此一隊は北條氏勝を嚮導として、先きに戸田忠次の收めたる江戸城に入り、これより房總の諸城を攻降した。家康更に援軍として酒井家次、内藤家長を遣はし、秀吉は山崎志摩守片家、岡本下野守良勝を遣はす。五月十八日戊午家次は臼井城を降し、家長は佐倉城を收めた。家忠日記「五月十八日戊午酒宮内地城取候」とあり。

五月十九日諸軍岩槻城を圍んだ。此城は太田十郎氏房の居城である。氏房は小田原城中に籠り、その臣伊達與兵衛房實、宮城美作守、太田備中守本丸を守り、妹尾下總守兼延、片岡源太左衛門正則等二丸を守り、その兵二千餘人、本多忠勝父子、淺野長吉政長父子追手の將となり、平岩親吉、鳥居元忠は搦手より迫り、木村重茲は梶原直保太田三子と共に和氣口に向つた。妹尾、片岡等は町口を破られじと郭外へ打つて出で、入り亂れて奮戦した。淺野長吉城外の風上に火を放つ、敵引退く、寄手利に乗じて追ひ迫り、大手の門前に於て激戦した。本多平八郎忠政十六歳、淺野左京大夫長繼幸長十五歳、先登して車橋の上に於て勇戦す。忠勝の相備松平源七郎康直、植村土佐守泰忠も亦功を顯す。忠勝の旗奉行三宅理兵衛、鈴木九郎左衛門城門へ一番に押入る。平八郎忠政は山田大學助の放つ矢、鞍の前輪に中り疵を蒙りしが、妹尾兼延と渡合ひて遂にこれを突伏せた。鳥居元忠、平岩親吉新曲輪へ攻入り、火花を散らして戦ひ、榊原與三右衛門吉勝功を顯す。のち家康蒨黃緘の鎧に兼光の刀を與へて賞とした。元忠の家人死傷多かりしが遂に新曲輪を乗取る。家康元忠に感狀を與へた附三是に於て

浅野、本多、平岩、鳥居、松平源七郎、植村土佐守一所になつて二丸に攻入る。片岡源太左衛門、妹尾下總守遂に討死す。是に至つて本丸を守る伊達與兵衛、依へ得ず、降を乞うて城を開渡す。小田原記長吉忠勝、彈正、中書は本城を攻め、鳥居、平岩は新曲輪を請取て責る。中にも鳥居彦右衛門、鳥居の紋の旗を指され、新曲輪に乗入らんとす、む處に、城中よりも爰を先途とせめ戦ふ間、鳥居中にも安藤孫十郎、寺田喜兵衛、小田切又三郎、一色左大夫などいふ兵三十餘人被討ける。城中より新曲輪の軍急なりとて山口平兵衛、山角彦三郎、佐枝、板部岡など爰を先途と禦しが、巳午前十時より午の剋の終まで三度の合戦に、上方衆多く被討、味方にも山角彦三郎、穂坂大炊助等討死しける。終に不叶、妹尾下總守、片岡源太左衛門討死しければ、残る大將の伊達を初め降人に成て城を渡しけるとある。時は五月廿二日の事であつた。家忠日記、五月廿二日壬戌夜雨降。本田中書、平岩七之助、鳥居彦右衛門、武州岩付城せめ候て三州衆少そんじ候とある。

さて城中に籠れる氏政本田三樂の妻の妹、氏房の室、その他諸將の妻子を三丸に禁監す。秀吉命じて女子は小田原へ送るべきやう命じた附四また小田原記

に、浅野、彈正本城に入、城中に籠りし女童等を穿鑿して、能き士の妻子共を捕へ、小田原表へ遣し磔に上げるこそ不便の次第なれ。又家老衆の妻をば三の丸に入れ番を付置ける。爰に太田三樂の内室十郎の姑なりしが、心剛なる女人にて、娘の十郎殿内義を始め、餘多の女房を一人も不散引まといひ、川原に出給ふ躰甲斐々々しければ、關白大に感じ一所懸命の地を給はりしと聞えしともある。

岩槻城陥れるを以て、二十七日長岡忠興、池田輝政、長谷川秀一は書を小田原城中に遣し、岩槻城陥り、氏政の妹、氏房の妻女等を生擒せる由を告げ、併せて鉢形城、忍城、八王寺等の城も今や攻撃最中なれば、程なく陥落すべきを報じ、以て城中の士氣を沮喪せしめんと圖つた。

下野佐野城は唐澤山城先きに小太郎宗綱居りしが、天正十二年十二月晦日の夜、館林の城主長尾但馬守顯長のために所領彦間の城を襲ひ取られたるを憤り、天正十三年正月元日宗綱只一騎彼の城に馳向ひしが、城中より射出す矢に中りて討死し嗣なきにより、佐野の臣大貫越中守武重、竹澤源三郎、津布久駿河守、山上美濃守、飯塚兵部少輔、高瀬紀伊守、小見小四郎

相議して、北條氏康の五男左衛門佐氏忠を嗣とせんとした。然るに宗綱の叔父天徳寺了伯修理大夫房綱寶衍は佐竹家の中よりその嗣を得んとしたるが、老臣等肯んぜず、是に於て京に上り黒谷に閑居せしが、秀吉東征の際これを起たしめて嚮導とし、且つ佐野に赴いて佐野家の老臣を誘致せしめた。當時氏忠は小田原城中に在り、留守の諸臣了伯を迎へて佐野城を引渡した。然るに獨り大貫越中守のみ肯んぜず、佐野の本城を守りて忠死を遂げんとす。了伯乃ち烈しくこれを攻む。越中守微兵にして防ぎ得ず、命は義によりて輕しと呼はり遂に自殺した。佐野城は全く了伯の手中に入つた。四月中旬の事である。

さて北國勢の嚮導たりし松平田依康國は、我が一手の兵を以て多目周防守長定、大谷帶刀左衛門嘉信の守る上野國西牧城を攻降し、更に寺尾左馬助の守る同國石倉城を略して總社に陣した。秀吉これに感狀を與へた

附五

此時長根の城主長根縫殿助も亦降りて康國の陣所に在りしが、當時前田利家に屬せる本多三彌正重の從兵喧騒せしかば、これを鎮めんとする

を、長根我が身の誅せらるかと思解し、急に起つて康國を斬る。康國の叔父善九郎信政直に長根を誅し、康國の弟新六郎康貞亦その從士と馳來つて長根の屬兵を塵にした。依田氏系譜には、康國が長根縫殿助某を饗して茶會を催す時に、縫殿助俄に狂氣して康國を斬るとなし、近代諸士傳略には、石倉の誤の城主金井淡路御方に來る故に、同所宮地の神前にて出合ふ所に、家人の馬離れて跳ね合ふ故、雜兵混亂しけるを見て、淡路たばかられたりと思ひけん、修理大夫を斬殺す。修理大夫弟新六郎康貞のち右衛門大夫淡路を撃取る。淡路弟長根城主小林左馬允働きけるを、信守田信則ちこれを撃取り、淡路左馬助家人百人を討捕るとする。小田原記には、上野石倉之城主も松平修理大夫方へ降參す、則城を請取けるが、如何思ひけん修理大夫を對面の座にて忽に討ける。舍弟松平新六郎其座に有しかば、則斬てかゝり兄を討し石倉を始め餘多の者共を討捕ける。若輩の身にてさすかに芦田の名を揚げる」とある。これは四月二十七日の事であつた。康國は秀吉の感狀を遂に見ずして終つたのである。

家康書を與へて康國の跡職を康貞に賜うた附六

利家、景勝等の軍は武藏に打入り、倉賀野、本莊、八幡山、深谷、東方等の諸城を陥れて比企郡松山城に向つた。城主上田上野介朝廣、入道安獨齋は小田原に籠り、その留守難波田因幡守憲次、山田伊賀守直安、若林和泉守直則、金子紀伊守家基、木呂子丹波守友則、根岸主計定直等堅くこれを守るが、大道寺政繁の士を城中に入れて諭し降さしめた。かくていよいよ鉢形城の攻圍となるのである。

秀吉は五月十三日附を以て上杉景勝に書を送り、前田利家と議して速に鉢形城を攻略すべきを命じた附七

更に秀吉は五月廿日附を以て淺野長吉、長政、木村重茲に書を遣りて、二萬餘の兵を擁しながら、こやんくの端城をばかり請取る事分別に苦しむ所であるといひ、八州の内四五ヶ國持つ北條を、日本國中五十ヶ國餘りの兵を以て攻圍し、更に關白の出馬あり、はね能しめ能狂言迄仕たほせずば馬を收められすと云ひ、その方兩人の中の一人の人数程を持てる時にすら、三木の干殺、鳥取のかつやかし殺、高松城の水責、毛利の五萬六萬の大軍を間近に引受け、信長の計を聞くや直に軍を返して光秀の首を刎ねた

る當時の状を、其方等は忘れたるか、請取にくき城を請取るこそ手柄なれ、城渡すものあらば、鉢形城を取卷きたる上にて使を遣りて請取らすべしと云ひ、小田原表に於ては諸勢粉骨を盡す際、大軍を擁しながら便々としてさまよふとは何事ぞ、所詮景勝利長と相謀り、速に鉢形城を攻略せよ、かく云ふは其方等を少時より知れるが爲であると、且諭し且つ責めた附八

秀吉はまた、五月廿七日附を以てその後の注進なきを詰り、鉢形表へ取詰め陣取り候や如何、様子委細言上すべきやう嚴命した附九

鉢形城は寄居町の南に在りて、荒川その北をめぐり、深澤川その東を洗ひ、斷崖の上に立ちて要害甚だ堅固、北條安房守氏邦を守將として、井上三河守、黒澤上野介、鳥村近江守、花岡修理亮、金丸右馬助、大橋主水佐、吉田源太左衛門、高橋平六郎、三上又右衛門、秋山善九郎、日野次郎三郎、蒔田彦五郎以下、侍三百廿餘人、雜兵二千七百餘人、これに沼田の城代猪股能登守、範直三百人を率ゐて立籠り、鉢形の枝城なる日尾の城は諏訪遠江守定勝、田野は三上外記、安藤兵庫助、虎岡は猪股能登守の弟小平太範宗、根小屋

は渡邊監物正、淺見伊賀守信忠父子守る。

五月十九日景勝、利家は、畠山、本田の郷を経て鉢形の枝城四山の砦を襲はんとせしが、壘兵早くも城を棄て、鉢形城に遁入る。仍て兩將は赤濱海道を経て東の方より鉢形城に押寄せ、南の方大手には景勝の軍、難波田因幡守憲次、大道寺新四郎直重を嚮導とし、直江山城守兼續、甘粕備後守清長を隊將として押向ひ、東の方搦手には前田利家父子、金子紀伊守家基、大道寺駿河守政繁を嚮導として攻寄せ、山の頂より城中を俯瞰して鐵砲を打懸く、眞田安房守昌幸は木呂子丹波守友則、山田伊賀守直安を案内者として、榛澤野より小前田を過ぎて寄居山に陣を取り、荒川を中に阻て、鐵砲迫合を始む。然るに城兵しばしば打つて出で、手痛く戦ひ、寄手死傷多く甚しく攻惱んだ。

六月に入つて二三日頃の事であらう。六月五日秀吉、長吉と利家とを小田原に召す事あり淺野、木村の兩將に家康の將本多、鳥居、平岩の諸軍寄手に加はり、東南の方を請取つて攻立つる。城中は後詰の望も無く、糧食も次第に盡き、氣屈し力弛み長く堪ふべくも見え無かつた。其機を察して景勝の將藤田能登守信吉、氏邦の老臣横地

左近へ和議の扱を掛く、是に於て氏邦は士卒に代りて切腹せんと云ふ、されど猪股能登守頻に降を勸む。小田原記に「沼田の城主猪股能登守、主より先に降參す。是は猪俣小平六範綱が子孫にて武勇の家なれども、運や盡けん人より先に臆しけるとある。是に於て氏邦は、悉く士卒の死を宥めん事を條件として、遂に六月十四日城を開き、寄居正龍寺に入つて剃髪した。是に於てその屬城皆降つた。忠勝、親吉、元忠等は轉じて相模に向ひ、筑井津久井城主内藤昌豊、小田原に在り城を陥る。相州文書に、六月廿四日附相模國見増三之郷に出せる本多、平岩、戸田、鳥居の四將連署の禁制を載す。

禁制 相模國見増之郷

一 軍勢甲乙人亂妨狼藉之事

一 放火之事

一 對地下方申懸非分事

右條々堅令停止畢。若有違犯之輩者、速可處嚴科之由所被仰出也。仍如件

天正十八年六月廿四日

本田中務少輔花押

平岩七之助花押

戸田三郎右衛門花押

鳥居彦右衛門花押

津久井城を攻落し、仍て此地方に禁制を發したのである。家康また杉浦藤八郎を遣し、是等の諸將に城中の武器、兵糧等を點檢せしめた附一〇かくして家康の諸將の小田原に還れるは恐く六月の末であらう。

六月二十七日に石田治部少輔三成、大谷刑部少輔吉繼、長東大藏少輔正家、速水甲斐守晴之、野々村伊豫守雅春、中江式部少輔直澄、伊東丹後守長實、松浦安大夫清長、鈴木孫三郎重朝等、佐竹右京大夫義宣、結城中務大輔左衛門督晴朝、佐野天徳寺了伯寶衍、宇都宮三郎左衛門國綱等附屬諸將の軍、關東先方衆を率ゐて館林城を攻む。

館林城は北條美濃守氏規の屬城にして、南條因幡守城代として板倉の眞下越前守、飯野の淵名上野介、大島の片見因幡守、小泉の富岡六郎四郎、藤岡の富田又十郎以下五千餘人楯籠る。城の東南は躑躅崎の大池を控へて人

馬通ひ難ければ、寄手は軍を三手に別ち、西の方追手は石田、速水、中江、並に佐竹、宇都宮の勢七千餘騎、佐川田の渡を越えて佐野口より押詰め、大屋原の松林に陣を取る。東の方下外張口は搦手として長東、野々村、伊東等の六千八百餘騎、東北の間の加保志口には大谷、松浦、鈴木三千六百餘騎。三方より攻圍む。三成謀つて附近の山林より巨木を伐出し、晝夜をわかず大沼に投入れ、二三日の間に二筋迄道を付たるに、その夜松明を夥しく燈し、人聲どよみ渡りて普請する如き音聞えけるが、翌日見れば二筋迄付けたる道の材木悉く泥中へ陥り込み、渡るべしとも思はれざれば大に驚き、何者の所爲ならんと訝りけるに、折柄岩槻落城して着陣せし北條左衛門大夫氏勝云ふ、こは此城の鎮守の神と崇むる命婦あらみ荒御前あらかみと呼ぶ靈狐の所爲ならんと、然らば長陣は無益なりと、氏勝をして降を諭さしむ。氏勝乃ち南條、眞下、富岡等へ矢文を射込んで扱を入れた。城兵仍て此月晦日城を開いて退いた。關八州古戦録に「此砌岩築落城シテ、北條左衛門大夫氏勝着陣シタリシガ、是ヲ聞テ信ト思ヒ出シタル事有、全ク城兵ノ業ニハ有ヘカラズ、往年赤井但馬守此城ヲ築始メシ時、地形ヲ指南シ

タリト云フ野狐の變身、今以城中ニ祭リテ鎮守ノ神ト崇ルト聞、尾引曲輪則是ナリ。過ニシ永祿九年ノ秋、南方ノ軍勢當所へ押寄せシ砌モ、斯ル神變ニ依テ圍ヲ解タリシナレバ、決定命婦荒御前（ミヤノゴサキ）ノ所爲ナルヘシト申ケルニツ、諸將モ手ヲ打テ奇異ノ思ヒヲナス云々（ト）ある。

三成等は六月四日館林を發して、川股の渡をわたつて忍城に向つた。景勝、利家等は六月十七日に小田原に至り秀吉に謁したるが、秀吉その戦功についてさまで褒賞を與へざりしかば、兩將且恨み且つ疑ふ。秀吉夜話のついでに近習の士に語つて云ふ、景勝、利家が軍功少しと云ふべからず、されど常に招致し降服せしむるをのみ事とし、一城を攻略して鏖戦せし事なし、一宥一威の法を知らずと。これを聞いたる利家、景勝悟る所あり、乃ち八王子城を攻取らんと、木呂子、難波田、金子等を案内者として六月廿二日横山驛に至つた。

八王子城（新編武藏風土記稿に、元八王寺村の西の山上なり。天正の初北條陸奥守氏照が築きし所なり。それまでは氏照郡中瀧山城に在城せしが、瀧には落ると云縁語あればいまはしとて、この城を築きて移せりと云。想ふにその頃は甲州よりしげく、侵されしなれば、甲州口押への爲にとて引城せしりや、さて八王子權現を以て城の鎮守とせしにより、八王寺城と號せりと云。又地名を神宮寺村とも、權現別當の山根の字を以て、慈根寺村とも云を以て、神宮寺の城とも慈根寺の城ともいへり）とあるのは北條陸

奥守氏照の居城なれど、氏照は小田原に籠り、留守として本丸に横地監物長次、中丸に中山勘解由左衛門家範籠り、一菴郭（三）は狩野主膳入道一菴金子郭は金子三郎右衛門家重、山下曲輪は野州榎本の近藤出羽守助實が守つて居た。

さて利家、景勝等の一萬五千餘の兵は、二十三日の黎明八王子の町口を攻破つて城外へ詰寄せ、追手口へ利家の隊、搦手へは上杉の隊押向ひ、山下曲輪は大道寺駿河守、難波田因幡守、木呂子丹波守、金子紀伊守等攻寄せて奮ひ戦つた。藤田能登守信吉は東方の溪間水手道を傳うて三丸の後より火に押登り、逆茂木を取除いて攻入り、甘粕備後守清長は三丸の後より火を掛けて燒撃ち、前田の先隊山崎長門守長鏡は金子郭を攻破る。是に於て一菴並に近藤出羽守助實、金子三郎左衛門家重粉骨して戦ひ、遂に討死した。かくて前田の隊は中丸に逼り、上杉の隊は本丸に押寄せ、城將横地監物殘兵を率ゐて突撃し、奮戦力めたれども遂に攻破られて遁れ走つたのち野伏の爲に殺された。獨り中山家範は、三百許の兵を以て中丸にありしが、のち本丸に移つてこれを守り、屢々突いて出で、寄手を駈惱まし、遂に手勢

僅に十餘人に討なされ、今は是迄なりと門を固く鎖して、殘兵と共に自殺を遂げた年四十三。前田利家は深くその忠戦を感じ、中山の舊知なる松山の金子紀伊守、小岩井雅樂助を遣はし、諭し降さしめんとした。金子等門脇を打破りて入りたる時は、既に自殺し果てたる後にして、纔に息ある者は中山の妻女のみであつた。かくて是日八王子城は陥つた。家忠日記に「六月廿八日甲午八王子の城攻崩候由御注進候」とある。

家康の關東入國の後八月十三日、中山の嫡子勘六郎解由のち勘照守、次子佐助信吉の、武藏府中の邊に浪々せるを召出し、照守は高麗流八條家の馬術の奥儀を究むるを以て、二代將軍秀忠の馬術の師として三千五百石を知行し、信吉は水戸頼房の家老として、從五位下備前守に敘任し二萬石を領した。

これより忍城の水攻に移る。さて館林城を攻落したる石田、大谷、長束等の軍は、六月五日に忍城に攻寄せた。城主成田下總守氏長は、弟左衛門佐泰或は左衛門尉、泰親泰親ともあると小田原に籠り、留守には成田肥前守泰季、その子長親、正木丹波守、酒卷鞆負、柴崎和泉、小高右京、布施彌兵衛、吉田和泉等籠る。忍城

は新編武藏風土記稿に「埼玉郡の西の方にあり、平城にして東を首として西を尾とす。本丸二丸三丸、及内外の曲輪櫓臺十二の城門備はれり。本城外曲輪とも池沼或は深田をもて固となし、最要害よき地にて、關東七名城の一なり。外曲輪の門は長野口、北谷口、皿尾口、持田口、大宮口、下忍口、佐間口、其外は總て田畠にて、城下町は曲輪の内にあり。又東南佐間口の邊より東北北谷口へかけては、忍川延亘して自づから堀構となれり。曲輪の周回は凡二里半とある。七名城とは管窺武鑑に「佐野、唐澤山、新田、金山、佐竹、太田山、是ハ山城ナリ。武州忍、下野宇都宮、武州、河越、上州、厩橋、是ハ平城ナリ」とする。かくの如く要害甚だ堅固なる上、氏長の妻女は太田美濃守入道三樂齋資正、道灌の曾孫の女にして、智慮ある女丈夫なれば、留守の諸將に下知して社寺、山伏、農商等を悉く城中に引入れ、糧食はもとより鹽油、薪炭の類をも蓄へ集め、各配備を定めて太鼓、鐘の合圖によりて緩急相助けしめ、また要害の堅固ならざる所に堀を掘らしめ、婦人これを營めるを以て笄堀と稱ふるなど、防備をさく／＼餘す所が無かつた。かくて追手行田口は島田出羽守、今村佐渡守、山田河内守、福島勘解由、吉野源太左衛門、

荻野傳右衛門、福田治部右衛門、坂本將監。南の下忍口は酒卷鞆負、別府小太郎、矢島玄蕃、手島采女、小金井善忠、青木兵部、櫻井藤十郎、堀勘五郎。東南の佐間口は正木丹波守、福島主水、長谷部隼人、櫻井文右衛門、内田三郎兵衛、同源内。東北の長野口の出張は柴崎和泉守、同新四郎、三田加賀守、同次郎兵衛、吉田和泉守、秋山宗右衛門、成澤庄五郎、鎌田次郎左衛門。北谷口は横田大學、沼澤兵庫、江口主水、藤井右馬、栗原十郎兵衛。西の持田口は成田大藏少輔、松木織部、長鹽囚獄、黒田新八郎、長瀬新六郎。西北の皿尾口は成田土佐守、篠塚山城守、宮原左近、松橋内匠、田山又十郎、安藤治部左衛門、長瀬與三郎。西南の大宮口は齋藤右馬助、小高右京、小寺右馬介、門井主水、松岡十兵衛、平賀又四郎、佐藤彌一郎、布施彌兵衛が守つた。此外栗原美濃守或は攝津守ともある、佐藤大炊、八十原織部、成松刑部、鈴木彈正、加藤隼人、中村主水、吉野織部、笹沼十郎、山田又兵衛、加藤五郎兵衛、村松市左衛門、中村藤十郎、吉羽彦之丞、同兵衛等は遊軍として、所々の持口の城戸矢倉の弓鐵砲を守り、弱からん方を助けんとした。惣勢實に二千六百二十七人。忍城戦記には、凡城中ノ侍七十九人、足輕四百廿人、百姓町人、寺法師、雜兵以下、所々持口ノ人數都合二千六百二十七人、十五

歳以下ノ童部等千百十三人、男女都合三千七百四十餘人、楯籠ルとある。寄手の軍は、下忍口には石田治部少輔三成、速見甲斐守時之、北條左衛門大夫氏勝、佐竹右京大夫義宣等七千餘人、埼玉或は柳渡村を本陣として、大宮口まで打圍む。佐間口は大谷刑部少輔吉繼、松浦安大夫宗清、宇都宮彌三郎國綱、鈴木彌三郎重朝六千五百餘人、長野口は長東大藏少輔正家、伊東丹後守長實、結城中務大輔晴朝、水谷伊豫守勝隆、岩上但馬守四千六百餘人、北谷口まで引廻して陣を張る。皿尾口は中江式部少輔直澄、佐野天徳寺了伯、野々村伊豫守雅春及び江戸、川越の先方五千餘人、わざと持田口一方をば明け置いた。新編武藏風土記稿には、寄手は石田治部少輔三成、大將として當城へ馳向ひ、城の東方半里を隔て渡柳村と云所を本陣として、且小塚を數多築て仕寄とす。副將伊藤丹波守重實、鈴木孫三郎重朝、及降人北條左衛門太夫氏勝、佐野足利の兵都合七千餘人、下忍口、大宮口を責む。佐間口には長東大藏少輔正家、速水甲斐守時之、中村式部少輔氏種、並羽生關口の降人都合四千六百人、埼玉村に陣す。長野口、北谷口の寄手は大谷刑部少輔吉隆、松浦安大夫宗清、堀田圖書介勝吉、木柄の降人都合六千餘人。皿尾口の寄手

は中江式部少輔有能、野々村伊豫守雅春、降人古河、加沼の兵合五千餘人差向て、只持田口の一方をかくとある。

寄手の攻口は、水田、池または深沼の足入なれば、人馬の駆引自由ならず、矢鐵砲を放つて相戦へども、足場良からざれば手負死人數多く出づ。石田三成は丸墓山に立ちて城内を望み地理を按じ、利根川、荒川の水を堰き入れて水責にせんと決し、六月七日近郷の人夫を集め、晝は一人に錢六十文に米一升、夜は錢百文に米一升を與へて、晝夜兼行に長堤を築き、十四日に至りて成る。乃ち樋上堤根に新堤を築き、袋鎌塚、大井、平戸等の舊堤防へ築きつゞけ、北は長野、小見等より利根川岸に及んだ。忍城戦記には「熊ヶ谷堤の際より築初め、吹上、鶴間、前綱、三ッ木、箕田、川頼、堤根、樋上、渡柳、埼玉、持田、長野、小見、白川、戸和田、上池守、中池守、下池守、土手、大井、棚田、久下、柿賣新田等、忍の城邊都合廿五郷、行程三里半の所數千間、高サ一間或は二間敷六間に堤を築かしむ」とある。

かくて南は石原にて荒川を堰留め、熊谷の西より流し入れ、北は石原堤を斷つて利根川を流し懸けたれば、外曲輪は殆んど没したれど、本丸

は恙なくいまだ全く城中を苦しましむる迄に至らず、然る所に十八日亥刻午後十時より雨烈しく降り出で、子の刻午後十時に及ぶ頃、袋堤根の間より堤防破壊し、寄手の軍溺死する者二百七十餘人、水悉く流れ去り、城邊全く沼田と化し泥濘深く、暫くは人馬共に通ずるを得ざるに至つた。されば止むなく攻撃を止めて空しく日を送つた附一かくの如くにして水攻は失敗に終つた。是に於て秀吉は鉢形に屯せる淺井長吉長政、眞田昌幸に忍城攻撃の援軍たらしめ、六月下旬に忍城に來會した。新編武藏風土記稿には「加勢として淺野彈正少弼、木村常陸介、赤座久兵衛馳來て、淺野は長野に陣し、赤座は石田に加り、木村は皿尾に扣たり」とある。

かくて相議して三面合撃の部署を定めたるが、七月五日石田隊期に先ちて下忍口を攻め、却て撃破られて多くの死傷を出した。この後も寄手しばしば攻撃すれども遂に功を奏せず、纔に淺野長吉が先きに七月朔日皿尾口の要害を攻破つたに過ぎ無かつた。秀吉これを賞してさて「兎角水責に被仰付事候間其段可申付候」といひ附一二更に秀吉は前田利家、上杉景勝をして忍城に赴援せしめ、堤普請を堅固に申付くるやう命じた。七月

六日附秀吉の景勝へ遣れる書中、忍表わ早々相越、堤丈夫可申付候。十四日頃者岩付可被成御座間、忍表堤之體可被成御見物候條、普請等無油斷能々可申付候景勝年譜とある。秀吉は兎角水攻の妙味を忘れ得なかつたものと見ゆる。

かくて遂に小田原開城の後までも拒ぎ守りたるが、小田原陥落の後、氏長は近臣松岡石見を遣はし、秀吉よりは神谷備後を副へ、諭して城を開かしめた。時は七月十六日の事であつた。

参考附記

附一 昨日十六芳墨令披見候、並松平修理大夫注進狀趣、具相達候。信州牢人原、阿江木白岩に取籠候處、早速追拂三百八拾餘討取之由、尤之仕合候、粉骨之働神妙之旨、能々松平可被加詞候。隨而今日十八至于田中城相着候。明日府中迄可打越候。一兩日令逗留三枚橋に可被移御座候。然者其間清見寺に可爲一泊之條、可有其意候。猶期對面入候。謹言

三月十八日 秀吉 花押

駿河大納言殿

(蘆田文書)

附二 急度申遣候。去月廿七日到于駿州三枚橋令着陣、昨日虎口見斗、則山中城、中納言申付、則時責落、城不及申首千餘討取之、其外追討不知其數候。然者伊豆國障明候之間、箱根峠令陣替候。小

田原表之行可被仰付候。次其表如何相動候哉、一城於有之者、仕寄候而茂可相果候。何茂不可有油斷候也

卯月朔日 秀吉

羽柴越後宰相中將殿

(景勝年譜)

附三 今度於岩付粉骨無比類旨、淺野彈正少弼殿被仰上候條、能々御禮可申候也

六月七日

花押 家康

鳥居彦右衛門尉殿

(鳥居氏所藏文書)

附四 武州岩付之城二三、丸迄追敗、敵數多討捕之旨、淺野彈正少弼、木村常陸助方より昨夕注進候。二付而、様鉢被仰含、御上使兩三人被差越候。其趣彈正、常陸可申聞候、各同前ニ無油斷城取詰、壹人も不洩可討果候、女子共は悉此方へ可差越候。引散候は可爲越度候。委細兩三使可申候也

五月廿三日 秀吉 朱印

本多中務少輔殿

鳥居彦右衛門殿

平岩七之助殿

(古今消息集)

去廿日、武州岩槻城へ押詰、町外曲輪追破剋、碎手頭數多討取之、註文到來、粉骨之至神妙思召候。本城へ北籠殘黨儀、仕寄申付、味方無手負様ニ仕、可討果事專一候。尙淺野彈正少弼、木村常

第參節 關東の諸城陥る

陸介可申候也

五月廿三日 御朱印 秀吉

平岩七之助とのへ

(古今消息集)

附五 上野之内西牧城、以計策落居、殊武主多米周防守、大谷帶刀左衛門成敗之段尤候。北條類親等、

於彼爰可相果事案之中候。彌馳走此節候。其方事無油斷通、加賀宰相言上候。神妙ニ被思召候。猶以辛勞忠節專一候。委細利家可申候也

卯月廿九日 朱印 秀吉

松平修理大夫とのへ

(蘆田文書)

附六 修理大夫跡職事、如前々新六郎ニ申付候條、人數等不散様堅可申付候。然者其元陣中之儀、羽

柴中將殿任差圖可走廻候也

五月十一日

新六郎殿

花押 家康 (蘆田文書)

附七 松井田城請取候者、利家令相談、鉢形城急而可被取卷由、先度被仰遣之候キ。其後一途之無左

右候。早々鉢形可被詰寄候。何篇無由斷様尤候也

五月十三日 朱印 秀吉

羽柴越後宰相中將とのへ

附八 急度被仰遣候。鉢形城越後宰相中將、加賀宰相兩人可取卷由被仰出候。然者此方より相越候

人數、其取卷刻ハ、兩人之人數與一ツニ成陣取以下堅申付上ニおゐて、此方より被遣候人數、又ハ佐竹結城其外ハヶ國之内諸侍、御太刀をもれさめ候者共召連、何之城成とも不相渡所於有レ之者執卷、いつれの道にも可討果儀切々被仰遣候處ニ、こやゝのはしる共、貳萬餘りの人數にて請取候事、不能分別候事

一、大軍を被召連、ハヶ國之内四五ヶ國持候北條を、日本五十ヶ國餘之國の者として、可刎首儀は勿論にて候が、其上關白被出御馬候ては、はね能しめ能、狂歌迄無之候ては、御馬をは被治間敷候條、其分別可然候事
一、ひたち、彈正、一人の人數ほともたせられ候時さへ、三木の干殺鳥取のかつやかしころし、十三ヶ國持候毛利を六丁七町之内ニ、五萬六萬の人數を後卷にうけさせられ候てさへ、高松城を水責にさせられ、太刀も刀も不入、水をくれ候て可被成御覽と被思召候刻、兩人之者ハ存候哉、搦見院殿六月二日御腹をめされ候事、三日之晩ニ彼高松表へ相聞候時、右之高松城主水をくらひ可死事ハ無念次第候間、船を一艘被下候はゞ、御前にて腹をきり申度候由御歎申候といへども、二日の日御腹をめされ候ニよて、相ゆるし舟を遣腹をきらせ候と、敵味方の諸卒存候てハと被思食候て、六日の日迄ふれを不被遣候處ニ、毛利方より國を五ヶ國、彼高松城に相添進上可申旨種々懇望申候間、船を被遣高松城主腹をきらせられ候て、毛利をゆるさせられ、彼逆徒等明智可被刎首事こそ道の道にて候と被思召高松の城其外の城々被請取、不移時日馳上、光秀被刎首候事を兩人ハ忘申候哉、自然兩人家中にも覺候者有之ハ相尋、鉢形の城可取卷儀可有之候哉、景勝利家ニ可入合申候由こそ堅被仰出候ニ、安房國境目、常陸國境目迄、彼おとり人數を召連相越持かれ候城を請取候儀、天下之手柄には成申間敷候哉、城相渡者有之ハ、鉢形城を取卷候上にて、それノニ上使ニ二百三百宛相そへ人數

を遣うけ取候てこそ可然候か、敵有之所ハ差置、二萬計の人数を召連あるき候事、御分別無之候事

一、此面ハ陣取堅被仰付、其上仕寄以下廿間卅間の内ニ被仰付、夜番日番雖無其差別候、北條の表裏者人数二三萬も構内ニ相籠、其上百姓町人不知其數、雖有之、臆病者と被罩見候間、御座所之御普請を彼夜番日番を仕候人数ニ被仰付、磊重々ニつかせられ候て、聚樂又ハ大坂の普請を數年させられ候ニ不相劣様ニ被思食候。此表衆ハ如右書付申付候へハ、晝夜の粉骨中ノ不可勝計候間、はちかた面へ一むとりかけ候て可然候。如此懇ニ被仰聞候事ハ、兩人の者せがれよりよく存候ニ、鉢形城にそく取巻候ニ付、被仰遣候。最前山崎志摩守、岡本下野守兩人ニも、右趣ハ被仰遣候ニ、理もなき所へひそり候事無是非候。江戸請取候てより、川越に罷こし、それより松井田へ入合候様にと被仰遣候ニ、弓と絃のやうなる所へひそり候事、如何成分別候哉、所詮景勝利家相談、早々至于鉢形押寄可取巻候也

五月廿八日 朱印 秀吉

浅野彈正少弼とのへ

木村常陸介とのへ

(浅野文書)

附九 急度被仰遣候。鉢形面へ執詰陣取候哉、四五日者其表之儀何共注進不申、爲可被聞召被成

朱印候。様子委細可言上候。聊不可由斷候也

五月廿九日 朱印 秀吉

浅野彈正少弼とのへ

木村常陸介とのへ

(浅野文書)

附一〇 筑井城之儀、早々被請取候由、上意ニ候間、急度請取置候。然者、矢、たて、兵糧以下能々しらべ

肝要候。委細杉浦藤八郎口上相含候也

六月廿五日

家康 御判

本多中務大輔殿

平岩 七之助殿

戸田三郎右衛門殿

鳥居彦右衛門殿

松平新六郎殿

(古文書集)

附一一 六月七日石田治部少輔、近習の侍六七騎引率して陣所を出、小山に登り忍城を熟覽し、則諸將を招て曰、今城中の體を見るに、兵糧玉藥澤山にして、究竟の要害也。故に大勢を以て攻ると雖も、中々急に落城すへしとも見え、唯今迄關東の諸城、輒く攻落す事、或は要害淺間にして防戦せず、或は寄手の大勢に恐れて降を乞ふ。今此城能く防ぐと雖も、地低くして水攻に便なり、所詮堤を築き、利根荒川を切懸て水攻に致すべき乎と云々。皆此儀然るべしと同心す。爰に於て近郷隣里に相觸れて、男女兒童に依らず、忍城外に來り土を運び堤を築く者には米錢を賜ふべしと云々。之に依て近郷の農人、商夫、兒童等數萬人相集る。晝は一人に米一升、永樂錢六十文、夜は同く米一升、永樂錢百文宛を授く。熊谷堤の際より築初め、吹上、鶴間、前網、三ッ木、箕田、川頼、堤根、樋上、渡柳、埼玉、持田、長野、小見、白川、戸和田、上池守、中池守、下池守、土手、大井、棚田、久下、柿賣、新田等、忍の城邊都合廿五郷、行程三里半の所數千間、高サ一間或ハ二間、數六間に堤を築しめ、利根荒川を切掛、水攻にせんと夜を以て日

第參節 關東の諸城陷る

に次て其功を遂げんとす。城中には中々水難の患なき故あるを以て、却て人夫を出し、其價を取らしめ、米穀を城内に買入る。奉行人是を見咎て石田に告て曰、城中より出る所の人夫一々召捕て之を討すべしと、石田曰、是は城兵田舎心の淺略あさしかより、水攻の徳大にして頓て溺死せんも辨へず、米錢を貪り取らんため、士卒を人夫に混亂し出すと見えたり。最も捕て斬捨てんこと輒かるべし、然る時は他の人夫是に驚怖して群り來らざる時は、即功に妨有るべし、唯堤の成就を急ぐべしと下知しけると也。

同十一日午の下刻、右の堤其功成て、江原堤を斷て利根川を懸んとすれども、思慮の如くに水至らず、又石原にて荒川を堰留、熊谷町の西より忍の城下迄流し掛んと、種々工夫を凝し人力を弊し畢ぬ。同十六日忍の城外數十町四方、河水漫々と流入て、殆んど潮の如く水湛る事六日、人皆城兵溺れ死すべき事を哀む。然るに城中敢て水に溺れず、逆浪漲りて道路なく、寄手の來るべき心遣も無ければ、城兵甲冑を解いて寛伏し、枕を泰山の安きに措て日來の辛苦を忘ると也。同十八日亥午後十時の刻より甚雨ふり乾いぬの風烈しく、今度新に築く所の堤、白浪腰を浸し、子の刻午後十一時に至りて川頬の邊堤切ること數ヶ所、寄手の陣營六七十軒押流され、溺死する者二百七十餘人、城邊の道路悉く深泥となる。城中且□□を見る患聊も無く、寄手は總攻の術を失ひ、石田が功勞空しく成ると云々。

(忍城戦記)

附一二 一昨日朔日三るう口乗破、首三十餘討捕之由、繪圖被成御覽候、破候て可然所候條、尤被思

召候。兎角水責ニ被仰付事候間、其段可申付候也

七月三日 朱印 秀吉

淺野彈正少弼殿

(淺野文書)

態飛脚差越候、仍忍之城被責崩之由、無比類手柄名譽之至無是非候。手負數多在之候由、無心許候。猶重而可申入候。恐々謹言

七月十四日

信雄 花押

淺野彈正少弼殿

(淺野文書)

第四節 奥羽諸將と小田原陣

伊達政宗は天正十七年六月葦名氏を滅して會津黒川城を奪ひ、同年十月廿六日須賀川の二階堂氏を併せて仙道七郡田村、石川、西、安達、磐瀨、安積などを得、勢ます振ひ、北條氏と好を結んで南より佐竹氏を牽制せしめ、以て佐竹氏の勢力を驅逐して奥州を一定せんと謀つた。されば北條氏とはしばし音信を通じ、天正十六年四月三日には小關大學を使者として蒼鷹五連を氏直に贈る。四月三日相州北條左京大夫殿氏政直へ御使者トシテ小關大學不詳知差遣サル、因テ御鷹五連贈進セラ伊達氏治家記録ルとしるすものである。この使者六月廿六日に歸れるものと見え、同じ書に「六月廿六日戊申天氣好、相州小田原ヨリ小關大學歸ル、北條左京大夫殿氏直ヨリノ返狀等持參不

傳とある。これの返禮として七月十六日氏直より飛脚を政宗の許に遣はし、また引つゞき八月十八日にも氏直より飛脚を發した。共に書狀並に物を贈つたのである。この後もこの音問は絶えなかつたのであるが、天正十八年正月に及んで氏直は、政宗の將に佐竹氏と軍を構へんとする由を聞き、取あへず甲冑一領を贈つて軍功を勵まして居る附一かくて秀吉のいよゝ、京都を出發し、先軍既に伊豆境に集中するに及び、氏直使を會津黒川城に遣はして談合する所あらしめた。天正十八年日記伊達政宗事蹟考に「三月六日天氣夜に入つて自南方之御使御參、其後御談合御座候也」といふものである。

伊達政宗は斯く小田原と絶えず好を通ずると共に、一方また使者を上洛せしめて秀吉の歡心を買ふ事を忘れなかつた。即ち天正十五年の冬に、京都へ遣はしたる伯藏軒並に船生道蝸齋が、天正十六年三月一日秀吉よりの、また羽柴筑前守前田利家よりの返書並に進物を持して京都より下着した。伊達氏治家記録に「三月朔日甲伯藏軒、道蝸齋、京都より下着ス。關白殿ヨリノ御返書御進物、並ニ羽柴筑前守殿利家返書進物等持參ス。筑前

守殿書狀左ニ載ス關白殿御返書不傳としるす附二而して是年天正十六年四月には秀吉書を政宗に與へて鷹を徴し、卯月五日附羽柴筑前守利家、富田左近將監知信がこれに副書して居る。是に於て政宗は名鷹十二隻を秀吉に獻じ、更に九月二十日には政宗また鷹一雙を秀吉に、馬一匹を秀次に贈り、秀次これに對して禮狀を發し附三十月十七日には秀吉特に政宗の許に使を遣して物を贈り、斯波三松義近、富田知信白また副書を發して居る。是に於て是年天正十六年十二月廿五日に、政宗また、馬二疋と太刀一振とを秀吉に獻じて感謝の意を表した。

是迄は、上方と政宗との關係、甚だ順調に進んだのであるが、政宗の天正十七年六月十日に葦名氏の會津黒川城を奪ひ、その十一日に政宗黒川城に入るに及んで、秀吉大に怒り、北條氏との交渉遂行後は直に奥州へ軍を發せんと計つたのである。

葦名修理大夫盛重義廣、實は佐竹義重の次男は先きに天正十六年十月十四日に、一族金山入道盛備を上洛せしめて秀吉を候問し、種々の進物を獻じた。會津舊事雜考に「十月十四日金山遠江入道盛備發會津赴洛、十一月廿三日金山

遠江入道下國とある。恐く再三かゝる音問はあつたのであらう。されば秀吉は政宗の葦名氏を滅したる處置を甚しく怒つたのである。こゝにまた横田中丸城主山内刑部大輔氏勝、久川城主河原田治部少輔盛繼は、一使を京都に上せて政宗を訴ふる所があり、石田三成は秀吉の旨を承け、返書を山内氏に送つて秀吉東征の日を待たしめた附四これを以ても秀吉の政宗討伐の意ありし事が知らるゝ。

さて家康と政宗との關係は如何と云ふに、先きに家康が政宗の父輝宗に、鷹師の件について應對したる事は既に述べたるが、政宗と音信を通じたるは天正十六年九月十三日を初とする。天正十六年日記に「九月十三日從家康爲御音信、しゝら三拾端被指越候」と云ひ、伊達氏治家記録に「九月十三日亥東照大神君ヨリ御音信、縮羅三十端到來ス、是公宗御代ニ至テ始テノ御音信ナリ。御書不傳。御飛脚御使等ヲ以テ贈進セラル、歟、蓋御鷹師御鷹求トシテ下向スル便宜ニ贈リ玉ヘルニヤ、様子不知」と云ふものである。

さて此頃、伊達最上、佐竹、葦名、岩城、相馬諸族の間、戦鬪の絶え間がなか

つた。秀吉乃ち是年天正十六年十月家康にその調停の勞を執るを依頼せる事があつた。然るに幸にして一時互に相和し、小康を得るに至れるを以て、家康喜び、書を政宗並に片倉小十郎景綱に遣り、いよゝ長く和平を調へ互に犯す事無きやう諭す所があつた附五片倉家譜に「天正十六年十月廿六日從家康公景綱ニ賜御書、十二月五日到來、是ハ政宗頃年、佐竹常陸介殿、葦名平四郎殿、岩城左京大夫殿、相馬長門守殿、白川七郎殿、石川大和守殿、大崎左衛門督殿等と御取合、最上出羽守殿も不和之由殿下及聞召、惣無事御覽可然旨家康公へ御内意有り、因て以御使者御覽可被成と被思召候之處、其先品々有之、八月初無事相調、殊に大崎最上者、政宗之母公、出羽守殿御姉にて最上に御座候故に、右母公御覽にて和睦相調ふ。大崎最上者御骨肉之親有之也。右之旨家康公被聞召、早速無事之由尤ニ被思召也。義光、義弘向後互ニ入魂可仕由委曲玄越ニ被仰之由ニ而、御書並御羽織一無上茶三斤政宗ニ被遣云々とある。されば政宗この調停の謝意として鷹を家康に贈つた。即ち天正十六年日記に「十月廿七日天氣吉、三河への御鷹と申候を御覽じ候」と云うて居る。最上出羽守義光もまた家

康の書を得て深く喜び、政宗とは骨肉の間なれば政宗の母は最上義守の女、向後いよ／＼入魂いたさん由の意を表した附六その後天正十七年五月にも、家康は更に政宗に書を遣つて、出羽最上氏との間のいよ／＼異議なく長く懇親を重ねるやう切に勧告して居る附七

さて義光は、その後家康に物を贈り或は鷹を上せ、また家康に依りて秀吉にも鷹を獻じたりして誠意を表した。是に於て天正十八年二月四日附家康は義光に書を遣つて、去年上せられたる鷹三連を秀吉に獻じたるに深く喜ばれた、それにつき其方上洛の義を秀吉に通じたるに、暫く差扣ふるやうにとの事であつた。就ては三月上旬秀吉小田原へ動座せらるゝにより、その刻早々小田原に會せらるべしと勧め、更に三月廿二日附を以て、まづ書簡と鶴とを贈りくれたる禮を述べ、上せられたる鷹は秀吉に駿府に於て献上した。なほ御身上之儀は一途御保證いたすにより御安心あれと言送つた附八かくて最上氏の方は何等の異論なく事決着したのである。

一方政宗に對しては、秀吉天正十七年七月書を以てその輩名氏を滅せ

る不法を詰問せるを以て、十一月十日政宗使者遠藤下總不入を上げて辯疏これ力め、淺野前田富田一白諸將に對し、またその幹旋を依頼する所があつた。是に於て淺野長吉政長富田一白等は、政宗に速に上洛して自ら分疏すべきやう督促し、天正十七年十二月にはまた長吉前田利家、秀吉の北條氏直に與へし手切狀の寫を送り、明春秀吉關東に動座すべきにより、それ以前上洛せよと勧告し、なほ十八年の二月に前田利家は、秀吉のいよ／＼小田原に兵を動すを報じ、家康は先鋒として既に軍を發し、利家自らも加能越の兵を率ゐて廿日に出馬せんとす、我等上野へ打入らん時、下野迄出馬し、秀吉に對する忠誠を抽づべしと言送り附九更に四月十日に施藥院全宗も、片倉小十郎に書を遣り、四月廿日には淺野長吉また小田原攻圍の狀況を報じ、會津を秀吉に引渡すべき事專一であり、早々小田原へ來會すべき事肝要なりと勧告して居る附一〇

政宗實は小田原城包圍後も、形勢を觀望して容易に動かかなかつたのであるが、今や勝敗の數逆睹するに難からざる事となりたれば、いよ／＼意を決し、五月九日に百餘騎を率ゐて黒川城を發し、途を上杉氏に借り

て越後に入り信濃に出で、六月五日小田原に着いた。然れども秀吉容易に引見せず、政宗もまたしばし上洛を勧められたるも遂に果さざりしのみならず、黒川城奪取の件もあれば、甲冑の上に素服を纏うて罪を待った。秀吉乃ち政宗を底倉に閉居せしめ、鉢形に在陣せる淺野長吉、前田利家を小田原に召致した。政宗の白石右衛門に與へし書中に「併、淺彈、利家鉢形表ニ在陣候を、從關白様昨日迎を御越此陣候、被招指南可被仰付之由候、然時は萬々仕合とも可能歟と存候」と云ひ、是に因て幾分形勢の緩和する所あるべしと喜んだ。やがて秀吉は淺野長吉、宮部善祥坊、施藥院全宗等を遣りて詰問せしめ、會津取候は慮外に思召され候間、召上らるべく候、本領は御別儀有間敷候間御禮仕るべき由仰出され伊達成實記た。案外寛大の處置なりしたため、政宗の喜びは云ふ迄も無い。秀吉より加藤清正への書中「其内伊達參上候、彼手前之儀、此頃押領之地可返上由堅被仰出候。御請申、彌相極、可被成御對面候諸家感」と云ふものである。

かくて五月廿四日に政宗は石垣山に上りて初めて秀吉に謁した扱御前には、家康公利家を始め諸大名衆詰められる其場に於て、政宗御禮仕り

給ひ即ち退き給ふを、秀吉公政宗々々と呼給ひ、御杖にて是へ〜と宣ふ、其間遙に遠かりけるに、政宗中途にて思出し、腰なる脇指を脱ぎ其所にも置かず、其下に和久宗是又兵衛居られけるが、日來懇にてたはしければ、宗是方へ擲給ひ、御前へ參り給へば、纒一問程を隔給ひ、小田原本城の方へ寄向はれ、城の容躰何方々と御杖にて御示あり伊達成實記以て巧に政宗を懐柔した。

是に於て一先づ政宗を故國に還したるが、木村彌一右衛門清久、淺野六右衛門政勝兩人をして、これと同伴せしめ黒川城を収めしめた。政宗の黒川城を致して米澤に移れるは七月十三日である。

津輕はじめ大浦氏右京亮爲信は、秀吉征討の軍を發すと聞き、十八年二月廿七日駿河に來り、三月廿九日秀吉に沼津に謁した。秀吉乃ち津輕一郡支配の朱印を與へた。津輕は爲信の南部氏に叛いて押領せるものである。南部彦三郎信直は、天正十六年の春秀吉に使者を發して七戸立の駿馬十匹を獻じた。その從五位下大膳大夫たるは秀吉の奏請する所である。秀吉の小田原城を攻圍するや、信直即ち嫡子彦九郎利直前田利家の烏帽子子と

取れるも伯父南遠江守長義を伴ひ、小田原に來りて秀吉に謁し駿馬五十匹を獻じ、南部の一族九戸修理亮政實の暴慢並に津輕爲信の叛逆を訴へた。されど爲信には既に朱印を與へたるを以て、奥州下向の際、九戸政實を處罰すべき旨を以て慰諭して歸らしめた。信直痛恨遣る方なく、南部、津輕兩氏の反目はこれより長く止む時が無かつた。

宇都宮下野守國綱は、先きに既に屢々京都に使を發し、贈遺甚だ鄭重を極めた。仍て秀吉は下野國高田專修寺の僧をして國綱に書を齎し、今春小田原に來謁すべきやう諭す所あらしめた。國綱感激し、更に天正十八年正月廿三日附を以て佐竹右京大夫義宣の臣小場六郎義成に書を遣り、政宗と對陣の軍を解いて小田原に會するを得策なりと勸告した附一。是に於て義宣の父常陸介義重は、義宣をして石垣山に來つて秀吉に謁せしめ、關東の軍に加はらん事を請はしむ。仍て秀吉は義宣並に宇都宮國綱を岩槻、忍の城攻に従はしめた附二。また出羽角館城主戸澤治部大輔盛安は、北陸道を経て漸く三月十日金谷に着き、秀吉の島田の陣に來り謁した。秀吉その率先して軍に會せるを賞し、佩刀を與へて中村式部少輔一

氏の相備たらしめた。

結城左衛門督晴朝また來り謁した。晴朝は既にこの春秀吉に使者を發して禮を盡し、併せて嗣子たるべきものを請はしめたるに、秀吉參河守秀康を與へん事を約した。之につき面白き話柄あればしるし置く。天正十八年庚寅年春の比、下野國結城城主結城左衛門督晴朝、家臣多賀谷安藝を大阪へ遣して申されけるは、晴朝よ此ひすでに老におよぶといへども未だ家を相續すべきの子なし、願くば貴族の内一人下し給はつて息女とめあせせ、家督を讓申度旨申越されければ、秀吉早速領掌して、すなはち秀康卿を遣さんとありければ、多賀谷かた此らの人に申けるは、たよ義し丸と申は何ものゝ子にて候やと尋ければ、秀吉座敷を隔ながら聲に應じて仰らるゝは、我子にまぎれなし、何のためにうたがひ申事あらんと有ければ、多賀谷畏て御請を申あげ、結城へ歸ける此間小田原落扱是よ城の記事ありりかねて約束の如く、秀康卿を結城へ送り遣されければ、晴朝大に喜び、婚禮の規式を相調へ殘所なき事共にて、すなはち八月六日隱居して家督を秀康卿へゆづり給ふ。時に十七歳越前と。更に下野の大田原城主大

田原備前守晴信も來り謁した。

この他關東奥羽の諸將相率ゐて來り謁し、或は使者を發して物を獻する事甚だ厚かつた。この後秀吉の奥州に向ふや、その早く來謁せる者は悉く本領を安堵し、その遅く來る者或は來らざる者は悉く所領を沒収した。

參考附記

附一 御出陣之由風聞、依之以使申達候。具御返答可爲本望候。仍腹卷一領細毛甲一羽進之候。猶令附與月齋口上候。恐々謹言

正月十七日

伊達殿

氏直 花押

(伊達文書)

附二 思召寄預御使札本望至存候。殊ニ見事之御馬二疋黒毛送給候。御懇信之段誠難申謝候。就其

此般關白様へ御音信被仰上尤珍重存候。被相添吏者指上候處、御兩使仕合能、我等迄満足不過之候様、御使節如才覺、於于向後互無隔意可申談覺悟候。隨而雖不珍候、小袖五并鞍二口梨地教人形、被進覽之候。聊御音問被給斗候。如何様自是可申伸之條閣筆候。恐々謹言

極月十一日

伊達左京大夫殿

利家 御書判

(伊達政宗記錄)

附三 爲御音信馬一疋毛送給候。遠路之處御懇志之段別而喜悅之至候。向後相應之義不可有疎略一候。猶委曲申合御使者候間不詳候。恐々謹言

十二月三日

伊達左京大夫殿

秀次 御書判

(伊達政宗記錄)

附四 懇預飛札快然至極候。抑去夏以來、被對義廣無二御忠切之段、誠以無比類候。則遂言上候處、御

感不斜候。彌丈夫ニ水窪大鹽兩城共ニ可被相拘事專一之旨御誼候。然者北條相背御下知故、來月上旬に始家康景勝御人數被差遣、三月朔日ニ有御出勢、北條御成敗議定候間、其直ニ黒河之被成御亂入、政宗可被刎首ニ落着候。然時者、今少之儀ニ候條、其元之儀無御油斷事肝要候。將又大沼郡伊北地、御舍弟大覺助殿身上之事承候、條々令得心候。窺御透令言上重而御朱印相調可進之候。加様之儀をも只今雖可相究候、其表之儀無御心元候。殊に飛脚も急候間返遣候。猶井口清右衛門尉可申越候。恐々謹言

正月十三日

山内刑部大輔殿 御返報

三成 花押

(新編會津風土記)

附五 其表總無事之儀、家康可申嘸旨、從殿下被仰下之間、御請申、則以使者和與之儀可申嘸由存候

處、早速御無事之由最可然儀候。殊義光之儀御骨肉之事候間、彌向後互御入魂專要候。將亦羽折一無上茶三斤進上候。委細玄越口上相舍候。恐々謹言

十月廿六日

伊達左京大夫殿

家康 御書判

其表總無事之儀。家康可取愛之旨。從關白殿被仰付候間。及其御請。即以使者和與之儀可申。由存候處。早速無事之由候。珍重候。然者先相止使節候。殊政宗義光之事者。御骨肉之事候之間。彌無異儀。御入魂可然候。向後政宗與別而可申談候間。連々取成相任候。其通委玄越口上相含候。將又其國へ毎年鷹所望使下候之條。往還指南可爲喜悅候。上方用所等不可有疎意候也。

十月廿六日

天正十六年

片倉小十郎殿

家康 御書判
(以上伊達政宗記
録事蹟考記)

附六 急度啓之候。爾ニ其方自上方就下向。自家康之御理共。細御物語候を。遠境之間。虚説にも有

之歟と存候處ニ。我々三河へ爲指登候鷹匠。此程罷下候ニ。自家康御來札候。其書内ニ。萬々玄悦玄越ニあるニ被仰下之由承候。彌其方心事感入候。依之彼書中爲披見指越候。然者去年不慮ニ當方御方不和ニ候つるニ。後室依御媒介令和親候事本望ニ存候。政宗我々間之儀骨肉之事ニ候得者。異他可然懇切之段。京都三河邊迄も無其隱候間。彌以向後入魂可申候。左程迄候自上方御使節なとも候は。於其元懇切可然候。又自是申上子細候は。其元懇入候。委細三明坊相含候間早々。恐々謹言

二月五日

天正十七年

玄悦

義光 判
(伊達文書)

附七 幸便之條。染一翰候。依去秋源悦先きに玄悦或は玄越とある下候刻。委細令申候。然者其方義光骨肉之御間

柄之義候間。彌以御入魂。於家康も大慶不可過之候。被對山形殿下一段御懇候間。尙々無御別意。被仰談專肝候。尙具片倉小十郎可申候。恐々謹言

五月三日

天正十七年

伊達左京大夫殿

家康 御書判
(伊達政宗記録)

附八 舊冬兩度鷹上給候。喜悅此事候。仍其方上洛儀。殿下へ申上候處。先以御無用之由御意ニ候。去

年御意之御鷹三連則備上覽候。一段御自愛御機嫌不斜候。於家康大慶不過之。將又關白殿相州御動座三月上旬必定ニ候。落去不可有程候。其刻早々御越可被仰上儀專一候。猶重而可申入候。恐々謹言

二月四日

天正十八年

山形出羽守殿

家康 御判

追而小袖一領進候。祝儀計候。

芳墨并鶴送給候。遠路殊喜悅之至候。抑關白様へ年頭之仰御祝儀被申上候。就北條御成敗御動座之間。爲其被上候御鷹。即於駿府上申候。一段被悦思召候。關東御靜謐不可有程候。然者御身上之儀一途可被仰付候條。可御心安候。委細御使節可有演説候。恐々謹言

三月廿二日

天正十八年

山形出羽守殿

家康 御判
(以上古文書)

附九 猶々不入齋可有演説候。

追而令啓候。北條事年内可致上洛之旨重々被申上。其手筈相違付而來春被成御動座可被加御成敗分ニ相究候。北條方へ被遣御朱印則寫進之候。此砌早速於御上洛者。萬事可被任御意

第四節 奥羽諸將と小田原陣

候哉、異于他申合付而、存寄趣重疊申下候御分別此節候。委細御返事可承候。以其上彌御取成可申上候。猶從上郡山右近丞方可申入候。恐々謹言

十二月五日

長吉 花押

利家 花押

伊達左京大夫殿

御宿所

(伊達家文書)

重而良學被指越候二付而、御懇簡具拜披本懷之至存候。如承候、最前遠藤不入齋被差上條々御存分之趣、達上聞候。委曲先書ニ如申伸候、御逆鱗雖不淺候、淺野彈正少弼方令相談多重御理申上候ニ付而、會津之儀御別條有間敷之旨、御内證之通不入齋へ懇ニ申渡及御報候シ。就其先日も如申入候、北條表裏之緩急曲事ニ被思食、則被成御動座可有御成敗ニ候。東海道之御人數駿河大納言家康卿爲御先手當月五日ニ被打立候。其跡押續御出勢ニ候。依之拙者も加州能州越州之人數召連、十日ニ先勢相立、我等者廿日ニ致出馬候。信州通上野へ可押入候。眞田井上杉方を先勢ニと被仰出、是亦同道へ被相働候。淵底良學被聞届候。然上ハ此時候條、自會津口至下野有御出馬可被抽忠儀候。我等上野へ打入候者、其地へ物近候條、節々御飛脚被相越可被示合事專一候。猶於巨細者口上ニ申渡候間不能詳候。恐々謹言

二月二日

羽筑

利家 書判

伊達左京大夫殿

參 御返報

(伊達家文書)

附一〇 今度道有軒下向候間令啓候。此表之事道有可被申入候之條、不能詳候。先早々御上洛奉待候。小田原被取巻之條、落居不可有其程候也。恐惶謹言

卯月十日

片倉小十郎殿

施藥院

全宗 花押

人々御中

太守へ可申上候得共、無別條候間、可得御意存候。

(伊達政宗 記録)

去月十五日御札、當月十九日於小田原表拜見候。抑爲後詰早速御出陣之由、無御油斷之體不及是非候。乍去此表之儀、小田原二町三町之間ニ被成御執詰堀、堀、柵、虎落、五重六重被相付候。海上之儀ハ、四國西國鎮西之船等數千艘、被浮置候之間、誠鳥之通も無之爲體候。一人も不殘可被作于殺御調儀候之條、落去不可有程候。就中會津之儀、先書具如申入候、急度殿下様へ可被上渡事專一候。以其上此表へ早々御出馬可目出候。爲其此使も不取敢下申事候。尙委曲任口上候。恐惶謹言

卯月廿日

長吉 花押

伊達左京大夫殿

參 御報

(伊達家文書)

附一一 急度企使候。抑義宣重而至于其表御出勢各陣勞令察候。仍殿下御進發必然候。就其小田原取亂不成太形候。手合之儀無御油斷樣、諷諫可有御前候。委細可有彼口上候。恐々謹言

第四節 奥羽諸將と小田原陣

正月廿三日天正十八年

小場六郎殿

國綱

(佐竹文書)

附一二

猶以御留主ニ被_レ殘置□御人數はちかた形五里三里、何の道筋にても被_レ相動一左右を被_レ爲_レ待候様、可_レ被_レ御仰遣候。以上

急度申入候、仍今日雨ふり候共、無御油斷御參陣尤候。爲_レ其態令_レ啓上候。然者はちかた形をはしめ、其外無御赦免城々、爲_レ可_レ有御成敗、各可_レ被_レ押寄候旨候。我等も可_レ罷越候由被_レ仰出候。右之城ニ手寄、近邊へ御人數、右ニも近所迄被_レ打立、各御動被_レ爲_レ待候様ニ、前廉早速被_レ仰觸、可_レ然存候。今日御□□可_レ被_レ差遣事專一候。不可_レ有緩候。恐惶謹言

五月廿七日

石田治部少輔

義宣

三成 書判

國綱

御陣所

(宇都宮氏家藏文書)

第五節 小田原城降る

六月廿六日石垣山の本營建築成つて秀吉これに移つた。秀吉がその夫人政所への五月十四日附書狀に「御ざところのしろも、いしくら石藏で申候間、大大ところ所でき申、やがてひろ廣まてん天しゆ守たて可_レ申候」とあり、また前節に引きたる秀吉の淺野長吉、木村重茲へ與へし書狀中に「御座所之御普請

を彼夜番日番を仕候人數ニ被_レ仰付、磊いしがき重々ニつかせられ候て、聚樂又は大坂の普請を數年させられ候ニ不相劣様ニ被_レ思食候」と云ひ、榊原康政の加藤清正に遣れりと云ふ書中に「上様御陣ハ、西之高山之頂上ニ十丈餘累石を築、箱根山連穿雲、敵城直下被_レ爲_レ御覽候。御屋形造様之廣大な成有様、凡聚樂大坂ニ難劣相見へ候ともありて、本營の結構の甚だ壯大雄偉なりし事が知らるゝ。是日小田原城中に向つて鐵砲をつるべ撃して威嚇した。家忠日記「六月廿六日丙關白様石垣かけの御城へ御うつり候。諸陣に午後十時亥刻に鐵砲そろへ候」とある。

秀吉の持久戰の計畫は小早川隆景の建築に因るものと云ふ。小早川家記に「清須ニハ隆景被_レ頼置せ候。扱小田原ハ隆景被_レ召寄、石山石垣にて數寄屋之御成仕候」とありて、隆景の秀吉に招かれて小田原陣に來會したる事は明であり、五月七日の事である。

そは兎も角、糧食は大小の船舶數千艘によりて間斷なく輸送せられて豊富を極め、諸將の陣營には廣大なる屋形を造り、書院、數寄屋を立て、庭には松竹や草花を植ゑ置き、周圍に瓜、茄子、大角豆などの野菜類を栽培

し、その外構の縦横に道路を劃し、諸國の町人小田原城下に群集して津々浦々の名物を賣買し、店棚を設けて唐や高麗の珍物、京や堺の絹布類を並べ、海道の側には茶屋、旅籠屋など設けられ、遊女、飯盛女の類も出入し、一大都會を形成するに至つた。これも次の榊原康政の書中に「大道ハ東西互ニ十騎廿騎往復之馬足音、物具之聲、十二時中無鳴止問候。又日本國ハ商人集來と見え、唐土高麗之珍物、京堺之絹布一として無不賣買、京田舎之遊女列軒掛小屋戸前成市。扱又兵糧ハ千石二千石の大船壹萬餘艘、二百石三百石之小船三萬餘艘ニ而、運送而無絶間之條、陣中一日も不得貧事候」と詳細にしるす。北條五代記また同様の文を載せて居る。共に次に引く。

遠路御使札本望至極候。仍家康へ御帷子五被進候。遠路一段祝着被存候。我等能々相心得可申入之旨候。并我等方へ御帷子ニ送被下忝存候。然者當御陣之様子、定而從方々雖可申入候。御望之由候間、拙者見及候分大概書付令進之候。先三月廿七日、伊豆堺至沼津御動座、廿九日寅之刻御出勢、當日午之刻以前ニ伊豆國山中之城、近江中納言殿一手之御人數ニ而片時之間ニ乗捕敵五六百被切掛候。以彼競一日之間ニ爲始足柄竹之下と申城十二三捨逃候。翌日卯月朔日ニハ箱根御越山、二日ハ峯々谷々御陣取、三日ニ小田原へ被押詰候。抑小田原之城存外堅固被構、廣大ニ候。東西五十町、南北十八町、廻ハ三里、西ハ大山、東北ハ田、南ハ海、西方ハ

北東南へ次第ニ御圍ニ候。先御旗本ニハ九州島津、并大友中將、毛利内吉川、小早川、房州里見爲始、此等都合其勢五萬、山之手之御人數之次第、右陣ハ長谷川藤五郎、羽柴左衛門尉、中納言、津守、本文は其子、池田三左衛門尉、并海賊衆九鬼大隅、脇阪中書、左陣ハ御旗本ニ差續、長岡越中、津之侍從、次ニ宇喜多宰相、次ニ近江中納言御手之衆、中村式部、堀尾帶刀、一柳伊豆、直末山中、城に暇其直盛、山内對馬、次ニ大垣少將殿、次ニ松島侍從、次ニ内府御家中衆、澤井左衛門尉、天野周防守、土方勘兵衛、羽柴下總守、次ニ家康家中、拙者并酒井宮内、石川左衛門大夫、井伊兵部、松平周防、牧野右馬、次ニ東南海賊衆、加藤左馬助、長曾我部、家康海賊衆、間宮、小濱、都合海上三萬餘、漕浮時者海上俄ニ陸地ニ成るかと思へ渡候。又陸地之御陣取、從虎口際、後陣迄者、厚サ廿四五町、其薄キ所ハ十七八町、早川湊より東南之濱まで、寸地尺地之無透間御圍候。去程ニ旌旗差物色々様々飄風有様、吉野龍田之花紅葉も、喩之非物之數、其繁キ事ハ稻麻竹葦之喩も、猶難及候。敵味方鐵炮之音、晝夜片時も無鳴止問、數々捕打込時ハ、百千之雷同時ニ鳴落歟と被疑、上者有頂下者那羅、俱之底迄も鳴響歟と驚、敵味方消肝候。城中之者共、殊ニ女童部左程、啼悲覽と令推量哀に候。上様御陣ハ、西之高山、石垣山、頂上ニ、十丈餘累石を築、箱根山連穿雲、敵城直下被爲御覽候。御屋形造様之廣大成有様、凡聚樂大坂ニ難劣相見へ候。其外一手々々構陣城、天守矢倉白壁耀天、陣屋々々悉塗籠、小路々々割壁、陣所ハ大將之意樂々と相見へ候。或は魚鱗、或ハ鶴翼、依山川之地形、鳥雲ニ取之候。如何成強敵も可敗之共、不覺候。高廣として大成屋形も有之、細少にて奇麗成屋形も有之、植松竹有草花、好野菜、茄子、大角豆、蕪等作所有之惣、而色々植木書院數寄屋、驚目候。大道ハ東西互ニ十騎廿騎往復之馬足音、物具之聲、十二時中無鳴止問候。又日本國ハ商人集來と見え、唐土高麗之珍物、京堺之絹布、一トして無不賣買、京田舎之遊女、列軒掛小屋、戸前成市、扱又御兵糧ハ千石二千石の大船壹萬餘艘、石之小船三萬餘艘に

而の十五 運送而無絶間之條陣中一日も不得發事候。然則於御陣中送生涯とも可有退屈共不覺候。因茲彌勵勇力者也。隨而卯月廿一日相州玉繩城明渡。城主北條左衛門大夫、剃髮成染衣形出仕申候。其後伊豆國下田之城ニハ、清水上野介楯籠候。是も剃髮助命差上城事候。扱又北國出勢事、羽柴筑前守、長尾喜平次爲始、信州蘆田、眞田、都合共勢五萬餘、上州白井之麓松井田城押詰等、破堀埋堀候間、楯籠大道寺則降參申助命候。次ニ武州岩付城、淺野彈正殿爲物主、木村常陸介家康家中本多中書、鳥居彦右衛門、平岩七之助、都合三萬五千押詰等、曲輪三四乘破候間、中一日持忍、五月廿二日明渡候。爰ニ物之哀を留候ハ、彼城主太田十郎妻子舅女共虜、其外千餘人之侍妻子悉召籠候處、子ハ母ニ取付、母ハ子之手を引泣悲有様、如何成無心野人も袖をしばり、猛き武士も籠手をぬらし候由、飛脚再三到來候。此外關八州小田原籠城之者妻子悉召捕候、哀成次第ニ候。其後同國鉢形城ニハ、氏政舍弟北條安房守楯籠候。北國人數并淺野彈正人數押寄候處ニ、則降參申、六月十四日明渡助身命候。前代未聞之比興者之由、敵味方申候一ニ、前代未聞以又同國忍之城、關八州并出羽奥州之諸卒、常州佐竹、結城、都合三萬餘騎押詰、水責可致支度之處、種々懇望申候間、落去程有間數候。然間、東國名城十四五、其外當座之足掛、彼是城數六七十、或は捨逃、或は明渡、命計御詔言申候。然處ニ伊豆國韮山之城北條美濃守楯籠候。福島左衛門、大夫、戸田民部、蜂須賀阿波守、生駒雅樂、前野但馬守、伊賀侍從都合共勢五萬餘騎、百日之間晝夜雖手痛責候、于今堅固ニ候。然凡家康年來之因不淺故、城差上尤之由達而異見被申候間、定而是も程有間數候。去程ニ氏政父子爲北條時政後胤、年來振關八州威程之無威言、箱根山之被越切所時も一合戰之無心馳一夜討程之無行、弱々ト籠候。究運と乍申餘ニ無言甲斐相見へ候。古良將之言ニも、合戰之負ハ似恥非恥、但可及合戰所ニ而不致合戰爲恥ト申傳候。是等をば不被存候哉。將又今度惣軍初而被記二十萬候。關八州、出羽、奥州迄之士

卒一人も不殘出仕申、西國北國之諸士、依故障遲參之輩、追日參陣候間、今者都合共勢五十萬有餘ト被記畢。從神武以來如此不思議之御威風未聞候。此體ニ候者異國迄も可有御隨事、中候歟。尙追々御吉左右可申入候。恐惶謹言

六月 日

榊原式部大輔

康政判

加藤主計頭殿

御報

(古今消息集)

北條五代記亦同様の文を載す。

小田原惣がまへへせめよるの人数は扱をき、後陣ハ山野ニ寸土尺地のすきまなく、嶺を登り谷を下りに軍勢充滿たる事、其かぎりしられず、往還の道は馬の足音ものぐの音、十二時中なり止む事なし、兵糧米運送する事、西海の大船小船幾千艘とも敷しらす、是故に陣中ゆたかなり。東西南北に小路をわり、大名衆陣がまへには、廣大なる屋形作りし、書院、數寄屋を立、庭に松竹草花を植、さて又陣屋毎の四壁には、野菜の爲とて瓜、茄子、大角豆など植をき、町人は小屋をかけ、諸國の津々浦々の名物を持來て賣買市を爲す。或は見世棚をかまへ、唐土高麗の珍物、京堺の絹布をうるもあり。或は五穀、鹽肴、干物をつみかさね、生魚をつかれをき、何にても賣買せずといふ事なし。京田舎の遊女は、小屋をかけた色めきあへり。其外海道のかたはらに、茶屋はたごや有て、陣中まづしき事なしといふ。然は敵陣も城中もかくのごとくんば、數年をへるとも雙方退屈のあるべからず。たゞ、兩將の武運の厚薄にこたへ、天命をまもる計也と皆人いふ。

(北條五代記)

多聞院日記に「五月十六日小太郎東國陣ヲ見廻テ歸了。昨夕歸ト云々。一段城堅固、萬々ノ猛勢取巻、城ノ内五里四方ト人數六萬在之申ト永々敷見ヘ了ト。人馬多ク死スル道ノクサキ事無限云々」など、人馬の死體の爲、道の臭き事限無しとあるは悲酸である。

秀吉は尙諸將に勸めてその妻室を陣中に召寄せしめ、自らも淀君を小田原に招き下した。彼の四月十三日秀吉の政所に遺れる書中に「たのたのへも申ふれ、大めうともににうほうをよばせ、小たはらにありつき候へと申ふれ、みきとうとうかのごとくにながちんを申つけ候まゝ、其ためによとの物をよひ候はん間、そもじよりもいよ／＼申つかはせ候て、まへかどによをいさせ候べく候、そもじにつゞき候ては、よどの物我等のきにあい候ようにこまかにつかはれ候まゝ、心やすくめしよせ候よし、よどへも其もしより申やり人をつかはせ候べく候」とある。また當時岡崎城に在る吉川廣家に命じ、その送迎の準備をも爲さしめた附一こは獨り廣家のみならず、東海道の城々を守衛する諸將に同様の沙汰を下したものであらう。

かくして秀吉の持久對策には寸分の遺漏も無かつた。

一方小田原城内に於ても、將士慰安の方法については特に注意を拂ひ、物資を豊富に蓄積して、城内の士卒百姓等の生活の安定を圖るに力めた。事は、また北條五代記に載せてある「晝は將棊雙六を打てあそぶ所もあり、酒宴遊舞をなすもあり、爐をかまへて朋友と數奇に氣味をなぐさむもあり、詩歌を吟じ連歌を催し音しづかなる所もあり、笛鼓をならし亂舞に興する陣所もあり、然ば一生涯を送るともかつて退屈の氣有るべからず、扱又松原大明神の宮のまへ通町十町ほとは、毎日市立ちて七座の棚をかまへ、與力する物手買ふりうりとて、百の賣物に千の買物有て群集す。氏直公高札を立給ひぬ、萬民年中計の糧米支度すべし、あまる所はあるにをいては市にて賣べし、來春に至ては民百姓にこと／＼御ふち下さるべしと云々。是によて二年三年の支度ある者は五穀を市へ取出してうり、もたざるものは珍財にかへて用意をなす。米穀積滿たるゆへ、萬民に至るまで城中ともしき事なく、何に付てもなげくたもひなし」と。されど關東の諸城は次第に陥落し、妻子の安否を氣遣ふ諸將も多く、

松田成田の如き異心を抱ける者も出で、疑心暗鬼を生ずる折柄、長谷川秀一、池田輝政、細川忠興等は關東八州の諸城大方陥落し、城中の妻子を生捕にせる由を報じ、秀吉また手を替へ品を替へて城中へ降伏を勸むる手段を取りたれば、城内の士氣の次第に緊張を缺くに至れるは止むを得ざる次第であつた。

さて浮田中納言秀家の陣所は、太田十郎氏房弟直の持口に近かりければ、秀家より使を立て、氏房が防禦の功を稱へ、籠城の鬱を慰めらるべしとて南部酒に鮮鯛を添へて遣つた。氏房その情を悦び、返禮として江川酒を贈り來り、それより互に懇親を結び、後には互に面會せんとて日を定め、氏房は櫓に出迎へ、秀家は塀近く寄りて互に相語り、その後はわけて懇親となりたれば、秀家より氏房を介して氏政父子に講和を勧めしめた。池田正印覺書に、あつかひの 嚮使花房助兵衛職としるす。

更に六月廿四日には、黒田官兵衛孝高、羽柴瀧川下總守雄利城中に入りて、氏房に勸めて氏政父子を説かしめた。氏政應ぜず、黒田孝高更に家臣井上平兵衛に命じ、城中へ良酒二樽、糟漬まなかつをの魴十尾を贈り籠城の勞を犒つた。

北條陸奥守氏照その使に對面してその懇志を謝し、氏政よりは鉛十貫目火藥十貫目を謝禮として贈つた。孝高又之を謝せん爲とて、刀を帶せず肩衣袴を着して城内に入り、氏政父子と懇談した。氏政父子その厚意を謝し、氏政より日光一文字の刀、白貝と名付る陣螺じんがら、并に東鑑一部を、氏直より時鳥の琵琶を贈つた。この東鑑はのち孝高より家康に獻じた。

後世の事ながら、慶長十年三月に家康東鑑を刊行せしめたる事あり、その原本は即ちこの孝高の家康に獻じたる東鑑であつた。

是に至りて氏政父子の意動きたるなるべく、特に氏直は若年にして思慮淺く、和を欲するの念頻に動くまゝに、六月廿九日に津川三松斯波義近を介して調停を乞うた。三松これを秀吉に聞かす、秀吉その扱の當を得ざるものとして大に怒つてその弟謙入と共に三松を放逐した。淺野文書に「一斯波義近小田原無事之儀、三松被取扱候て被得御詫候處ニ、三松ニ不似合儀被仰上候とて、以外被成御腹立けん入にう共ニ御自國を御はらひ被成候事」とあり、また一柳右近可遊より七月四日附淺野長吉へ遺れる書中にも「次ニ小田原種々御佗言申上、命御たすけ被成候様ニと上野殿御手前へ申候付而、

三松様右之通被仰上候へは、以外被成御腹立、三松様を御自國御はらひ被成候、けんにうをも同前に被仰出候ともある。家忠日記には七月四日卯無事沙汰候としるし、頻に和談の取沙汰があつたのである。

かくて遂に氏直意を決し、七月五日弟太田十郎氏房を伴ひ、山上郷右衛門顯將、諏訪部宗右衛門定吉郷右衛門一人を従へて家康の陣に來りて和談の斡旋を申出で、我割腹して罪を謝すべければ、氏政をはじめとし諸將士の命を助けられん事を請うた。この氏直の出城は、父氏政と謀らず、弟氏房の勧めにまかせて全くの獨斷專行であるが、なほこれに葦山の美濃守氏規の意志の加はれりと想はるゝ事は後に云ふ。當代記に「七月中旬氏直背父命寄手陣中へ走入被惆望間、被助身命、此模様專岩付十郎氏以覺悟也是氏政也としるす。

さて家康は、氏直我が縁邊なれば遠慮すべきなりとして、羽柴雄利の陣に赴かしむ、雄利乃ち黒田孝高と謀りてこれを秀吉に聞す。秀吉仍て家康と議し、氏直の志殊勝なる上、家康の壻なればとてその死を宥し、却て氏政、氏照、松田憲秀、大道寺政繁に切腹を命ずる事とした。こは秀吉よ

り氏直に與へたる朱印狀によりて明に知らるゝ附二家忠日記「七月五日辰甲雨降。小口番に越候。氏直内府様内羽柴下總守陣所に走入被成候而、關白様へ御詫言候」とある。

葦山城を固守せる氏規に對して、家康は先きに開城を勧めたる事ありしが、更に六月七日に朝比奈彌太郎泰勝を遣して降を勧め、速に城を開いて氏政父子のために詫言すべきやう忠告した附三家康と氏規とは、幼少の時駿府に在りて同境遇の二人互に相睦び、甲府に於ける和睦も主として氏規の周旋する所であり、長く相親しめるを以てある。彼の榊原康政の加藤清正への六月の書中に「葦山の城于今堅固に候。然共家康年來之因不淺故、城差上尤之由達而異見被申候間、定而是も程有間敷候」と云ふものである。仍て六月廿四日には、氏規、家康の陣に來つて面會し、東西和睦の事を評議した。小田原記には「又葦山の城主美濃守氏規、若輩の時家康卿駿河にて御因み有て、日比入魂不淺故に、内々御使ありしは、東國の城悉く開渡す處に、去三月廿九日より于今堅固に持固めたる事、比類なき働の由風聞最大慶なり。此方太田十郎、羽柴下總守打寄、和談の

扱に及ぶ。貴殿と某多年の知音なり、同また此相談可申とて再三の使ありしかば、美濃守小田原へ來り、家康卿と相談懇なり、武藏相模兩國安堵にて、氏直上方へ參勤有べしと被相定、則和調て、七月六日尾張守父子を生害させ、氏直は山上郷右衛門計御供にて、家康卿の陣所へ入て、内府信雄相談し、關白殿へ出仕ありと載せて、はじめ武藏相模兩國を安堵せしむる條件を以て氏規も和議に賛成し、仍て七月六日に氏直が家康の陣所へ來れりとなすのである。北條五代記には、太田十郎氏房と羽柴下總守との間に和談の議ありて和順にたいては、伊豆相模武藏三ヶ國は前々のことく氏直收領せらるべき事いさゝか違亂あるべからず、猶對面せしむるの上、水魚の契約を仰談せられ、翌日京都へ馬をたさめらるべきむね堅約の證文に秀吉公直判をのせられをはんぬ。是によつて氏直秀吉公へ對面のもよほしあり、召つれらるゝの所の郎從多勢にたいては、疑心をかまへ遺恨あるに似たるか、態近臣の輩ばかりをめしつれ、氏直七月六日出城ありといひ、これには氏規與れる事を云はず、而して更に氏規の事を此氏規は、一年氏直名代として上洛し、秀吉公對面あり、家

康公懇志たるにより、にら山へ使者をもて云、關八州の諸城皆悉く落城する所に、にら山一城堅固たる事氏親武勇のほまれ天下に比類有べからず、然るに小田原和平の儀によて、味方には羽柴下總守、城中には太田十郎、中使としてあつかひ半なり、にら山無事たりといふとも、小田原落着の上は益有まじき歟、たなじくは氏親にら山の城をばさしたき、急き小田原に入て和順のあつかひ然るべき旨、家康公しきりに異見に付て、氏親にら山を出城し敵の陣中に入て小田原和睦の内談す、伊豆相模武藏三ヶ國にたいては前々のごとく氏直收領せらるべき事いさゝか相違あるへからず、其上たかひに證人を取かはし、時日をうつさず歸洛有へき旨秀吉公の證文を請取、氏親七月六日卯の刻溢取口より小田原の城へ入給ふ所に、氏直は此義をしらず、かく同日同刻兩將出入是天のなす所なりとありて、氏規は家康の陣に來り、秀吉より出したる武藏相模伊豆三ヶ國は相模武藏安堵の證文を請取り、七月六日溢取口より城内へ入りしが、それと入違に氏直は城を出でたるため謀齟齬したり、これ天の爲す所なりと云ふのである。小田原記、北條五代記共に七月六日氏直城を出でたり

と爲すは、七月五日の誤であるが、こゝに一柳右近可遊が、七月四日附淺野長吉に遣れる書中に「隨而にら山相渡申付而、昨日にら山の御人數悉此表へ被相越候。然者八王子之御人數も此表へ可被參之旨被仰遣候。筑前殿、越前衆、中納言様御陣所被遣候。中納言様ハ御本陣可被成御移之旨候。景勝にら山の衆半分、家康御陣所へ被遣、家康は江戸へ御越之由候。上様も十五六日比ニ其元へ被成御座、其より會津へ可被成御働座之旨被仰出候」とある。こゝは、葦山開城せるを以て、その攻圍軍を引拂ひ、これを小田原に集めて、八王子の人數と共に小田原城の周圍に配置し、前田利家と越前勢は、中納言秀次の陣所へ遣つて、秀次は本陣へ移り、景勝と葦山攻撃勢の半分は家康の陣所へ遣り、家康は江戸へ赴く由であり、秀吉は十五六日頃に奥州へ動座する旨を仰せ出された」と報じたのである。更に淺野文書に「にら山相濟候付而、一昨日二日ニ悉御人數共、小田原表へ」とある。然らば葦山開城は七月五日の氏直出城以前なりとすべきである。されば小田原記に云へる如く、氏規、家康の勧誘によりて、家康の陣に來つて葦山開城を決し、武藏、相模兩國の安堵は兎も角もとして

秀吉は既に早く關八州は擧げて家康に與へんと定めて居り、家康へも早く其意を明にして居る。而して氏直の家康の陣に來りて請ふ所、並に秀吉の朱印狀によりて考ふるも、こゝは悉く事實に氏規よりも氏直に開城を勧め、氏直遂に意を決し、父にも謀らすたゞ氏房のみを伴ひて城を出たのであらう。されば聞見集に「にら山は北條美濃殿籠城にて持こたへ、小田原落居之後に城を渡し被成候」とあるは全く誤である。

さて氏規が葦山城を開くに當り、これまで城に向つて矢玉を發せる者へ城を渡す事本意に非ずとし、家康の將内藤三左衛門信成、阿部伊豫守正勝に開け渡したとある。

小田原城はいよいよ六日に開け渡し、片桐市正且元、脇坂中務少輔安治、榊原式部大輔康政これを請取る。家忠日記に「七月六日巳乙城中へ關白様小性衆貳人、此方にては榊原式部大輔城うけとり被越候」とある。同時に家康の軍勢入つて城中を守る。此日氏直松田憲秀を自殺せしめ、その臣岡部小左衛門吉正介錯した。吉正遺骨を高野山に携へ行きて菩提を弔うた。

七日に城中に籠れる諸將士をして城を出でしめた。家忠日記「七月七日

午丙城中關東衆皆々御出し候一次に引く新庄直友の書中にも今日日七城内之者家康御陣所迄出申とある。

八日九日の兩日城中の兵を放つた。これも家忠日記に七月八日未丁地下人出候。九日申戊地下人出候といふものである。

新庄新三郎直友が七月七日附を以て淺野長吉に遣れる書狀中に「此表之儀、氏直色々御佗言申上候而、一昨日羽下雄利總陣所迄兵十郎召連罷出、御佗次第腹を可仕之由申上候、餘あま存きりたる心底不便ニ思召候間、氏直事命を被成御助、氏政ニ腹可仕候之由被仰出候。昨日家康人數城中被入置、今日城内之者家康御陣所迄出申、其上にて氏政兵奥州腹可仕候間、氏直事于今羽下所ニ在之事候」とある附四

これに氏直事于今羽下所ニ在之事候といへる如く、氏直は引つゞき羽柴川瀧下總守雄利の陣所に居り、氏政、氏照は九日に醫師田村安栖軒長傳の住宅に移つた小田原記には田村安清新編相模風土記稿に安齋小路。東海道の大路より南に折れ、欄干橋及筋違橋兩町の界に入、茶畑町より侍小路を経て海濱に至るまでの横町を云。田村安齋古記には安宅跡、今其跡慥に傳へずとある。

る。

さて秀吉家康に謂つて云く、我東征の擧は北條氏を撃滅せんとするにあり、然るに今悉くこれを赦さんには前言を偽るに似たり、氏政、氏照はこれを殺し、氏直は君が婿なればこれを赦さんと、家康今は争ふべくも無く、たゞ領承すべしと答へた。氏政、氏照を殺さんと決せるは先に既に家康と議したる結果なるべく、また秀吉が氏直に與へたる書中にもしるしてある。然るに今亦家康に向つて此言を爲す、或は家康の氏政等の死を宥めんことを請へる事があつたのであらう。そは井伊直政が淺野長吉に遣れる書簡に「氏直儀を被成御助、氏政、陸奥守兩人可被成御成敗之由被爲成御朱印候。氏政儀何與も御詫言申上度之由被存候」附五また「氏政ニは腹を仕候へと御詫にて候、種々御佗言ニ候之間相濟可申候かと存候」附六ともあるにより、其間の消息が推測せらるゝ。されど遂に切腹と事決定したのである。

十日家康小田原城に移り入る。家忠日記に「七月十日己酉殿様城へ御うつり候。城中見物ニ越候」とある。さきに高天神城を開いて武田勝頼に従ひ

し小笠原與八郎長忠は、甲州没落後小田原城内に在りしが、六日開城の日家康これを誅した。

十一日に至り秀吉、中村式部少輔一氏、石川備前守貞清、蒔田權之佐正時、佐々淡路守行成、家康よりは榊原康政井伊直政を加ふるもあるを檢使として安栖軒に遣し、氏政、氏照を自殺せしめた。檢使等秀吉の命を傳達し兼ねたる體を氏政早くも察して、吾々共に腹切れとの御諛なるべし、然らば沐浴して身を清めんとす、暫く猶豫あるべしと云ひ、心閑に座に還り、辭世の偈と和歌とをしるして二人共に見事に切腹し終つた。北條氏規之を介錯し、その刀を取直し我腹に突立てんとするを、榊原康政小田原記には井伊直政となす咄嗟に走り懸りて抱き留め、かゝることあらんかと懸念して、家康我を檢使に副へ給へるなり。助命ありたる御身を殺さば檢使の罪さり所なし、只管に思ひ止り給へと言を盡して諫めた。かゝる紛に氏照の小姓山角牛太郎定吉十六、氏照の首を抱いて遁げ行くを、やう／＼追付取かへした。檢視終つて後、康政は牛太郎を伴つて陣營に歸り、事の由を家康に上申す。家康その志の殊勝なるを感じ、召して麾下の士とし、後武州多摩郡關戸

郷に於て千石の知行を與へた。家忠日記七月十一日庚戌氏政同弟奥州に腹を御きらせ候

さて氏政、氏照の首は、石田三成に命じて京の一條戻橋に梟せしめた。

氏政、氏照の辭世は

今氏政採吹毛劍 切破乾坤 歸那箇

小田原記には、今氏政採吹毛劍 乾坤切破 反那因

雨雲のたほへる月も胸の霧もはらひにけりな秋の夕風

我身今消とやいかにおもふへきそらより來りそらにかへれば

氏政行年五十三歳

吹と吹く風ないとひほそ花の春紅葉の残る秋あははこそ

太閤記には、天地の清き中より生れ來てもとのすみかにかへるへらなり

氏照行年五十一歳新編武藏風土記稿、氏照邸蹟の條に、年四十九とある秀吉十二日に加藤清正に宛て、

氏政、氏照の自殺、並に十七日會津へ向つて座を移す由を報じた附七

小田原開城し、氏政等いよ／＼自殺する事に定り、秀吉奥州へ向はん

とするを以て、かねて陣中に召置きたる淀君を京都へ還さんとし、小早川隆景、吉川廣家に書を發して、駄馬卅疋、人夫六百人を用意し、路次滞りなくこれを送らしむるやう命じた。こは固より路次の諸城すべてに發したるものである附八

十二日氏直を高野山に送る事となつた。家忠日記「七月十二日亥氏直高野へつかはされ候はん由候。荷馬あたり候」とある。

いよ／＼廿一日に氏直高野山に向つて發足す。從ふ者安房守氏邦氏政弟、美濃守氏規同左衛門佐氏忠上右衛門佐氏光或は氏光十郎氏房氏直弟、大道寺孫九郎直繁、松田右馬助直憲、内藤左近大夫、福島伊賀入道、堀和左兵衛尉、依田大膳亮、山上郷右衛門、諏訪部宗右衛門、菊地七兵衛以下侍三十人、兵三百人、秀吉道中の不自由なからしめんため、警固の士、驛路の傳馬、旅宿の賄等懇切の注意を下し、家康は榊原康政をして見送らしめた。康政、淺野長吉に小田原城請取、並に氏直高野入の事を報じた附九秀吉より氏直に月俸五拾口を扶持した。

八月二日左衛門佐氏忠、右衛門氏光氏光高野山高室院へ書を發して、その

使僧を以て音問せられたるを謝し、兩人共氏直に隨伴して高野山へ上らんとす。將來萬事然るべく御指南を願ふ由を述べ送つた附一〇

八月七日安房守氏邦まづ奈良に入り花藏坊に宿す。十日氏直一行奈良に入り、十二日に高野山へ上つた。多聞院日記に「八月七日保北條氏直并同安房守高野山へ上トテ安房守ハ今日爰へ下、前ノ商人知人ヲ尋テ花藏坊に先入了ト。哀成在様也。扱モ命ハ不得捨者也、恥ヲサラシ如此。淺猿々々。十日氏直一類高野山へ入トテ今日爰元來候由也。十二日氏直高野へ上了」とある。いつもながら皮肉の言分が多い。

のち秀吉山上の寒苦を憐み、十一月十日河内國天野に移り居らしめ、天正十九年二月七日徳川秀忠の斡旋により、河内國狹山に於て一萬石を給せらる寛政重修譜、關東の内において九千石、近江の内にて千石とある。三月大坂に入りて秀吉に謁した。秀吉これを伯耆一國に封せんとしたるに、たま／＼痘瘡に罹り文祿元年十一月四日天野に於て歿した年三十一寛政譜關八州古戦録等、年三十とあれど、永祿五年の生誕なりといへば三十一となる。家康の霸業時代迄生存したらんには、家康必ず扶持する所ありたらんに、短命にして歿したるは哀にも不運であつた。小田原記「氏直甲斐なき命な

がらへ、家老舊功の侍少々召連て紀伊國高野山に參り、同冬山より下り天野と云所に有しを、關白大坂へ呼給ひ有對面て、伯耆國を可賜との儀也しが、運命や此時に縮りけん文祿元年十一月四日三十一歳にて早世し給ふ。法名は松巖院大圓徹公居士尊儀と號すとある。多聞院日記に「十月廿九日相州保條氏直在大坂ニ近日庖瘡煩フ祈禱也ト云々。遂ニ死去云々」なほ氏直の高野山高室院宛の書に「此度御祈念頼入候處、今迄之儀者存儘ニ候」と云ひ、更に「來春は唐へ御働我々も罷立候間」とあるに據れば附一北條家再興の祈願を依頼したるもの、如く、これまでは順當に運んだと云ふのである。なほ朝鮮打入にも從軍せんとしたる事が知らるゝ。また天正十九年卯辛八月廿三日附その臣山上郷右衛門宛の書中に「右知行爲堪忍分先遣候。氏直身上之依是非追而可重恩賞候」とありて、身上之是非と云へるもまたこの家再興の事を指したるものと思はるゝ。然るに遂に歿した。心残りの多かつた事であらう。眞に惜しむべきである。

十郎氏房も、翌文祿二年四月二十日肥前唐津の陣中に於てまた庖瘡を患ひて歿した。年二十八。

氏規へは秀吉その忠勇を賞し、十九年八月九日河内國丹南郡に於て三千石を給し、文祿三年十二月二日氏直の舊領狹山の地を與へた寛政譜には二月二日河内國丹南河内二郡のうちを以て加恩あり、文祿三年十月すべて六千九百八十石餘を賜はり各朱印を添らる」とある慶長五年二月八日大坂に於て歿す年五十六。

左衛門大夫氏勝は、家康より氏勝の玉繩城に蟄居せるを頻に勧誘して降伏せしめ、八州城攻の案内者として軍功ある者なれば、吾預りて扶助せんと請ひければ、秀吉尤なりとてこれを家康に屬せしめた。氏勝家康の關東移封の時、佐倉或は岩富に於て一萬石を賜はり、慶長十六年三月二十四日歿年五十三。その家は保科彈正正直の四男氏重繼ぎ、出羽守と呼び掛川城に於て三萬石を領したるが、嗣なくして家絶え、氏勝の弟繁廣、氏勝の養子となる。北條安房守と稱するは此家である。また氏規の子助五郎氏盛も、同時に家康に召された年十のち狹山の地に於て七千石を領し美濃守と呼ぶ。その孫氏宗の時一萬石に加恩あり諸侯に列した。

七月十三日秀吉小田原に入る、家忠日記に「七月十三日子關白様城中へ御成候」とある。此日秀吉は家康の關東移封を發表した。

小田原城請取の時、板部岡江雪齋城中に在り、秀吉使を遣りて、汝去年北條氏の上洛を約しながら、違變のためかゝる天下の亂を爲す事、汝の奸曲か北條の詐謀か、速に申開けと責めしめた。江雪齋直々に面謁の上ならでは御答申上がたしと云ふ、秀吉怒り江雪齋を緊しく縛めて庭前に引据ゑしむ。江雪齋乃ち云ふ、今度の事我主の違變に非ず家臣等の致す所なり、その滅亡に至れるは全く天運にして凡慮の及ぶ所にあらず、今天下の兵を引請け百餘日の籠城に堪ふ、武士たるもの、面目なり、是以上申すべき儀なし、速に首を刎ねられよと。秀吉汝を磔に懸けんと思ひしが、云ふ所義にかなへり、その罪をゆるすべしとて、岡と改めしめて麾下の士とした。小田原記に「右小田原請取尅、本丸に板部岡江雪齋罷在處に、家康卿被召寄、關白殿より成瀬伊賀守を以御使として被仰けるは、去年其方爲使罷上堅く御請申上、其段違變加様に天下の亂を起す事、北條の偽か汝が奸曲か、速に可申上之由被仰ける。江雪齋申は、去稔上洛仕り直に對面仕申上る、今日御使にては難申上と申す。關白殿被聞召、則江雪齋を羽かい付にいましめ御前に引すへさせ、汝は主の使と

して堅約を申上、加様に違亂に及事、且又主の家を滅し惡逆の臣也と被仰、江雪申は、全く北條殿に違背なし、安房守家人等不圖及違亂と、申分仕候得とも無御承引、是運の盡所也、又天下を引請百餘日籠城面目之到り也。別に無可申上様唯御芳恩に速に可被刎首之由申す。關白汝を可掛磔と思召候得とも、申様一段也。命を助け可召仕とて則御免を蒙り、御意を以岡と改名すとある。のち家康に従ひ岡野氏を稱し代々麾下の士となつた。

自箱根到小田原、道中右方有山、其形細長、

昔豐臣秀吉公擊小田原時、築城于此、其

石壁猶存、近世松樹徃々繁茂、感而賦之

林

忠
號字
羅山

山是相模海岸邊 豐臣古壘暮雲天

八州藩衛稱斯地 一帶岩流號早川

蟻附環攻東道主 蛙尊失墜北條權

英雄忽去今何在 松樹陰々起翠煙

望小田原城

菊池

禎
號字
衛岳

古驛瀟々暮雨晴 翠微雲散出層城

第五節 小田原城降る

夕陽立馬遙吟眺 雉堞偏含積露明

山崎 嘉號字敬義

小田原二首

有城郭有于戈 要害關鎮國家

孟辨君其可記 天時地利人和

北條曾據小田原 五葉堂々八國軍

博陸環圍鑿戰日 世情雲雨手紛々

同

木下貞幹 號字順庵

往昔北條氏 來乘衰叔時 八州專節制

數世關基址 石壁依溪澗 譙樓據岸岨

橫前瀛海渺 萬波等湯池 擁後山巒簇

千岩布鐵藜 人和直可恃 天險不扶危

能拒信玄陣 難當關白師 榮華一場夢

興廢幾揮棋 舊郭猶非是 遺民轉耐悲

經過無限思 落日照城陴

小田原城

林 恕 號字之遠

伊勢新郎善用兵

火牛計策氣縱橫

上杉三浦大森走

佐竹武田長尾爭

威振八州期勝敗

運傳五世奈枯榮

儲胥甲士雖堅險

博陸雄軍孰抗衡

戰似子顏屠白帝

功如王濬虜烏程

唯今四海太平日

關左藩屏在此城

(新編相模風土記稿所載)

秀吉は七月十七日に小田原を出發して奥州に向つた。この小田原出發の日につき、一柳右近の淺野長吉への書狀十五六日頃とし、淺野文書には來十五日上様會津へ可被成御働座之旨御錠候とありて十五日とし、家忠日記七月十六日卯乙關白様はあい津筋へ御成候と云ふ。而して兼見卿記「殿下十七日奥州へ御發足治定之由被仰了」とし、七月廿六日の條に「殿下御發足十七日也」とあり、秀吉の政所への書狀にもかへす、十七日にあいつへ參候間、やかて、ひまあけ候て、今月中にはかならず、上可申候ま、御心やすく候へく候とあり、清正への十二日附書狀にも來十七日至于會津被移御座候とある。されば豫定は十五日なりしが、いよその前軍の出發したるが家忠日記に云ふ十六日にして、秀吉は十七日に出馬したるものとすべきであらう。

秀吉小田原を出で、鎌倉に入り、鶴岡八幡宮に參拜し、白旗の社に詣

でて、徒手天下を取れるは君と我とのみ、されど君は王氏より出で、祖先に伊豫守頼義、陸奥守義家あり、我は匹夫より出で、天下を風靡す。これ我の君に勝れる所なり、そは兎も角君と我とはこれ天下友達なりと、頼朝の影像の肩をほとくと叩いてカラくと笑つたと關八州古戦録に
しるす。

それより江戸に入り、北曲輪平川口の日蓮宗法恩寺を旅館とした。家康も同伴せん筈なりし事は家康をも江戸まで被召連、江戸之御普請可被仰付之由御誼被成候事淺野文書とあるによりて知らるゝ。秀吉の江戸入は恐く十九日であらう。此日大道寺政繁重政を櫻田に誅した。寛政譜に「太閤東奥に發向せんと江戸に到着のとき、七月十九日政重が不義をにくみ、櫻田にをいて誅戮す年五十八。法名淨清、松枝の補陀寺に葬る。今政の呈譜に、小田原没落の後、七月十九日川越上戸村常樂寺にをいて自殺せりといふ。これはたいむところにしてしかいふものか云々」としるす。小田原記に「大道寺は普代の主へ不忠にして一戦も無之事不似合上に、不儀有とて江戸櫻田にて誅畢云々」とある。廿一日に彦坂小刑部平岩主計頭、秀吉

を饗した。

かくて秀吉の江戸出發を多くの書七月廿四日となす、されど家忠日記に七月廿日の條に「關白様はたくへ御通被成候」とある。家忠は十八日に江戸に着き、この廿日迄江戸に居つたのである。然りとせば法恩寺の書上「彦坂小刑部平岩主計令談合、於當寺七月廿一日晝御膳御上被成候」とあるに合はず、されど正しくは家忠日記の云ふ如くであらう。

廿六日宇都宮に至り、伊達政宗、最上義光等を召し、八月朔日佐竹義重その子義宣に本領安堵の朱印を與へて附二常陸の旗頭とし、義重年老いたるを以て義宣をして之に代らしめた。八月九日會津黒川城に入りて三日逗留、大崎左衛門督義隆、葛西左京大夫晴信、白川七郎義親、石川大和守昭光の小田原に候せざりしを罰してその領有を沒收し、義隆、晴信の采地を木村伊勢守吉清並にその子彌一右衛門清久に付し、會津、岩瀬、安積を蒲生忠三郎飛騨守氏郷に與へた。

八月十二日或は十三日と秀吉南山高原越下野屋郡宇都宮に至る。

八月二十日駿河清見寺、二十二日駿府、二十三日懸川、二十五日岡崎

に入り、九月一日京都に凱旋した。御湯殿上日記九月一日はるゝ、今日けふく開むん白はく白殿凱かいちん陣にてみなくむ地かるに御いてのよしあり、めてたしく、何なに事ことなくするくくと御のほりにて上わたくし悦たほしめし候と。

秀吉は此際浅野長吉、大谷吉繼、石田三成、木村重茲等をして、奥羽の檢地を行はしめ、會津は中納言秀次、白川及びその附近は備前宰相秀家、出羽は上杉景勝に命じた。秀吉書を浅野長吉に與へて、檢地、斗さだ代一段の高斗斗と定むると何は石盛と稱へたの事よくく入念こと江戸時代に兎相なきに注意せよ、最上義光、伊達政宗その妻子を京都へ上せられたれば、兩人外の國人等の妻子も京へ上す事尤なり、さもなくば會津へ差越すやう申付けよ、尙檢地の次第を國人并百姓等によくく合點致すやうに申聞せ、それにも不屈の輩あらば、城主にても百姓にても悉く撫切にせよ、山の奥海は艦權のつゞく迄入念專一なり、もし事の進捗せざるやうの事あらば關白自ら出馬すべしと云ひ附一三檢地に對して如何に秀吉の意氣込の強かりしかと窺はるゝ。

この際佐竹義重はその妻孥を京都に上せて人質とせるを以て、秀吉之

に傳馬百疋と役夫三十人を給して送らしめた附一四その他伊達政宗、最上義光、南部信直等も其妻孥を質として上洛せしめし事は、前に云ふ秀吉より浅野長吉への書中、山形出羽守井伊達妻子早京都へ差上候と云ひ、島津修理大夫入道宛の書中にも御置目等不殘被仰付始伊達南部山形妻子爲在洛差上とあるによりて知らるゝ。

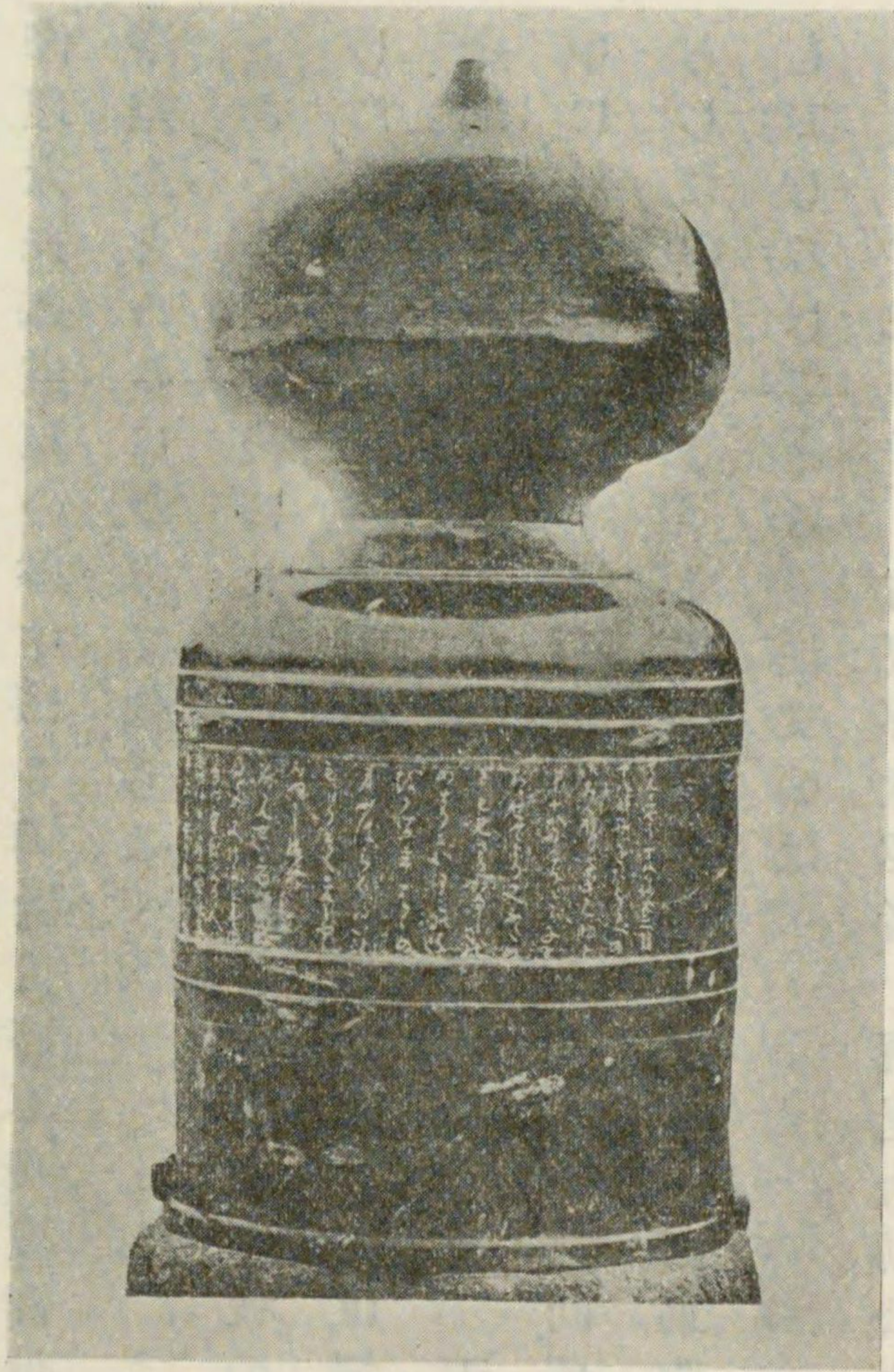
さてこの最後にしるしたかんとするは、彼の熱田の傳馬町精進川に架したる裁斷橋の擬寶珠の銘の事である。こは堀尾茂助刀帶可晴吉の子堀尾金助が、年十八にしてこの小田原陣に従ひ、天正十八年六月十二日に陣中に於て歿した。その追善のため、三十三回忌にこの橋を修造して供養としたのである。その四隅の擬寶珠の東南東北西北は漢文、西南は國文もてしるしてある。漢文のは

熱田宮裁談橋、右檀那意趣者、堀尾金助公去天正十八年六月十二日於相州小田原陣中逝去。其法名號逸岩世俊禪定門也。慈母哀憐餘、修造此橋以充三十三年忌並に同供養之儀矣。

とあり、國文のは

てん天しやう正十八年二月十八日に、小田原をたはらへの御ちん、ほりをきん助と申十八になりたる子をたゝせてより、又ふためとも見ざるかなしさのあまりに、いまこのはし橋をかける成、は母の身にはらく落るいと涙もな

り、そく即しん身しやう成やう佛ふつし給へ、いつ透かん岩せい世いしゆ後んと、後のよの又のち後まて、此かきつ後けを見る人は念佛申給へや。卅三年のく供やう養也。



(名古屋温故會發行 國史教授資料)

は撤廢したれど、擬寶珠石柱は從來の位置に立て、古を偲ぶ資としてある。

參考附記

附一 追而申候、いなた清藏大急に遣し候。つぎ馬を以可送之候。不可有油斷候。以上

淀之女房衆召下ニ付而、爲迎稻田清藏差越候。然者下向之日限、重而可令案内旨申付候條、新庄駿河守、稻田清藏左右次第、傳馬夫令用意相待、早速可送付候。次泊々、賄等之儀、清藏可申渡候間、馳走可悦思食候。猶以路次無滯様ニ可入精事肝要也

五月七日 御朱印 秀吉

岡崎

吉川侍従とのへ

(吉川家什書)

附二 當城立籠候人數、大將之事ハ不及申候。下々迄ほしころしニさせらるべきと被思召候處、其方一人罷出、是非腹を仕候ハ人間、諸勢被作助候ハ、可忝旨申候由、羽柴下總、黒田勘解由兩人、懇致言上候。其方申様神妙なる體被感思候間、御法度無之候へバ、命之儀被成御拯度被思召候へ共、御法度之儀候間、無是非候。但親候氏政并陸奥守、大道寺、松田四人所行ニて、表裏之段聞食御届候條、兩四人ニ腹をきらせ、其方儀は被助置度被思召候。是非兩四人可被相究事可然候。今日罷出儀ハ、感入思召候條、外聞之儀者、天下へ御請乞候間、心安存候べく候。爲其如

此被仰出候。又御自筆之御はしかきたるべく候。是非四人可然候

北條氏直所への御朱印之寫

七月五日

(小早川什書)

附三 懇令啓候。仍最前も其元之儀及異見候之處ニ無承引候へき。此上は令任我等差圖、兎角先有

第五節 小田原城降る

下城、氏政父子之儀御詔言專一ニ候。猶朝比奈彌三郎口上相合候。恐々謹言

六月七日

家康 御判

北條美濃守殿

(古文書集)

附四

其後以書札。不申上候。仍其表打續御苦勞之段難申盡候。此表之儀、氏直色々御侘言申上候。而一昨日羽下總陣所迄、十郎召連罷出御詔次第腹を可仕之由申上候。餘存ホカきりたる心底不便ニ思召候間、氏直事命を被成御助、氏政ニ腹可仕候之由被仰出候。昨日家康御入數城中被入置、今日城内之者家康御陣取迄出申、其上にて氏政奥州腹可仕候間、氏直事、于今羽下羽下總守所ニ在之事候。存之外相濟、上様御機嫌可被成、御繁々伺可申上候處、方々不得隨、乍存致無音候。尙追々可得御意候。恐惶謹言

七月七日

新庄新三郎

直友 花押

淺彈様 參

人々御中

(淺野文書)

附五

以飛脚令申候。仍於其地廻輪被爲乘取、數多被討捕之由無其隱候。于今不始御手柄共、於拙者大慶此事候。御手負衆多御座候由候、無御心元存候。次者小田原之儀、昨日氏直、同岩付之十郎、羽芝下總陣所迄走入申候。然ニ彼申分者、氏直腹を切、城中上下之者共相助申度之由、小寺官兵衛殿、羽下を以被申上候處、神妙罷出候ニ付、氏直儀を以被成御助、氏政、陸奥守兩人、可被成御成敗之由被爲成、御朱印候。氏政儀何も御詔言申上度之由被存候。此上候間、其地之城

之儀も有間敷候。諸事御歸陣之刻可申上候。得貴慮候。恐惶謹言

七月六日

井伊兵部少輔

直政 花押

淺彈様

御陣所

(淺野文書)

附六

猶々節々御註進可申達候へども、一昨日如申越候間無其儀候。萬々以貴面可申述候。以上

上

御札拜見仕候。仍御馬二疋被牽越候。委細相心得存候。堅可申付置候。隨而當城之儀、昨日六日ニ榊原式部大輔入申候。今日日本城相渡申候由候。氏直ハ于今羽柴下總陣所ニ被居候。氏政ニは腹を仕候へと御詔にて候。種々御侘言に候之間相濟可申候かと存候。其表何時分御歸陣可被成候哉、承度候。萬端以貴面可得貴意候。恐惶謹言

七月七日

井兵部少

直政 花押

淺彈正少様

貴報

(淺野文書)

附七

急度被仰遣候。昨日十一、北條氏政同陸奥守刎首、則刻京都へ差上候。氏直、家康依爲縁者一命助候。然者奥州出羽御置目爲可被仰付、來十七日至于會津被移御座候。頓可有御歸洛條、可遂參上候。猶山中橋内可申候也

七月十二日 秀吉 朱印

第五節 小田原城降る

加藤主計頭殿

(諸家感狀記)

附八 急度被仰遣候。小田原之儀、北條被爲刎首、平均被仰付、此表悉御隙明候條、淀女房衆被差上せ候。然者來十五日三枚橋迄可相着候。成其心得兼而令用意、小荷駄卅疋、夫丸六百人申付、路次無滯相越候様馳走肝要候。留は如書付、大津迄可爲十一留候。猶山中橋内可申候也。

七月十日 御朱印

清須とまり

羽柴筑前侍從殿へ

岡崎とまり

羽柴新庄侍從殿へ

(吉川家譜)

附九

尙々右之様子少も不存候而不申上、疎意之様可思召候、致迷惑候。氏直高野入山候、彼是取紛、此頃御無沙汰迄ニ候。委曲以貴面可申上候。以上
急度以飛脚令啓上候。仍忍之城御責落候由、御手柄共中々不得書中申候、即可申入候之處、努々不存候而不能其儀候。只今於藤澤承候間、先如此候。小田原之城請取申、彼是申付候之故、取紛惣別頃無沙汰、迷惑仕候。御手負等御座候由、無御心元奉存候。尙追々可申上候間、令省略候。恐惶謹言

七月廿三日

楠式太

淺彈正様

康政 花押

人々御中

(淺野文書)

附一〇

就小田原仕合、氏直所へ預御使僧候。依之御狀本望ニ存候。仍氏直其元へ依被罷登候、致供候。萬事御指南奉願候。將又兩種被懸御意候。忝存候。猶於其地可得御意候。恐々謹言

八月二日

氏光 花押

高室院

尊報

被寄思召身上無御心元、由有之而懸預尊札候。具拜見誠忝存候。氏直御當山爲住居被罷上候條、我等式も致供候。萬端御指南等頼外無他事候。隨而二色御音信本望ニ存候。委細は御使僧へ申合候間、令省略候。恐惶敬白

八月二日

氏忠 花押

高室院

尊報 御同宿中

(白川羽林文書)

附一一

此度御祈念頼入候處、今迄之儀者存儘ニ候。然ルニ來春ハ唐へ之御勸、我々も罷立候間、御本尊其元ニ被指置、彌御祈念頼入候。猶様子山角治部大輔可申入候。恐々謹言

八月廿四日

見性齋

高室院

氏直

(南行雜錄)

附一二 常陸國并下野國之内所々、當知行貳拾壹萬六千七百五拾貫文之事、相添目錄別紙令扶助之訖。然上者義重義信、任覺悟、全可令領知者也

第五節 小田原城降る

天正十八年^{庚寅}八月朔日 朱印^{秀吉}

佐竹常陸助殿

(佐竹文書)

附一三 去九日八町目に相着候由書狀之通於會津披見候。最前如被仰出能々可申付候。委細之儀者木村伊勢守被仰含候。會津之儀松坂少將ニ被下候。檢地之儀者中納言被仰付候。其國々儀も、檢地之事并御置目等條數被差遣候。得其意入念堅可申付候。猶山中橋内木下半介可申候也。

八月十一日 朱印 秀吉

淺野彈正少彌とのへ

(淺野文書)

猶以此趣其口へ相動衆不殘念を入可申届候。返事同前ニ可申上候也。態被仰遣候。

- 一去九日至于會津被移御座御置目等被仰付其上檢地之儀會津者中納言、白川同其近邊之儀者備前宰相ニ被仰付候事
- 一其許檢地之儀一昨日如被仰出候。斗代等之儀任御朱印旨何も所々いかにも入念可申付候。若さうニ仕候ハ、各可爲越度候事
- 一山形出羽守并伊達妻子早京都へ差上候。右兩人之外國人妻子事何も京都へ進上申族者一廉尤可被思召候。無左ものは會津へ可差越由可申付事
- 一被仰出候趣、國人并百姓共ニ合點行候様ニ能々可申聞候。自然不相届覺悟之輩於在之者、城主にて候ハ、其もの城へ追入各相談一人も不殘置なできりに可申付候。百姓以下ニ

至るまで不相届ニ付てハ、一郷も二郷も悉なてきり可仕候。六十餘州堅被仰付出羽奥州迄そさうニハさせられ間敷候。たとへ亡所に成候ても不苦候間、可得其意候。山のわく海ハるかいのつゞき候迄、可入念事專一候。自然各於退屈者、關白殿御自身被成御座候ても可被仰付候。急與御返事可然候也。

八月十二日 朱印 秀吉

淺野彈正少彌とのへ

(淺野文書)

附一四 佐竹義重妻子令上洛候條、傳馬百疋、人足卅人申付、領分中遣可送付候。宿等入念可令馳走候也。

八月朔日 朱印 秀吉

蘆田 松平依康貞 松平新六殿

(諸將感狀下知 狀並露士狀寫)

第六節 尾參の守衛

小田原戰役中、尾參の守衛について少しく述べ置く。秀吉が小田原征伐に際し、毛利輝元、小早川隆景、吉川廣家等に軍令を發せし事は先に述べたるが、隆景の伊賀與三郎家久に與へたる書狀に據れ

ば附一天正十八年二月朔日其國當時筑後に在りを發したるもの、如く、輝元、廣家の出發の月日は明ならざれど、輝元が天正十七年十二月十八日附發したる軍令狀によれば、二月十日に嚴島に於て船揃し、二月二十日に兵庫港に於てその兵船を檢閲したるもの、如くであり附二而して晴豊公記に據れば、輝元、隆景、廣家共に二月二十二日に入洛したのである。尤も毛利氏の婦女は既に二月九日を以て入洛した。また鍋島飛驒守直茂が夫人石井氏を伴ひて入洛せるは、やゝ遅れて二月二十七日であつた。

かくて輝元は京都に留守し、守兵千六百人を大垣、州侯、竹々鼻諸城に入れ、別に水軍五千を小田原に送つた。隆景、廣家は三千の兵を刈屋須賀、清洲、星崎に入れ、刈屋須賀、清洲の兩城は隆景守り、清洲に二千、刈屋須賀に五百を入れ、隆景は清洲に在番した附三星崎は廣家五百の兵を以てこれを守り、附四鍋島直茂の將田尻丹後守鑑種、土肥出雲守家實、並に西牟田新介家親の陣代向井藤三郎等、清洲の在番に加はつた附五而して大和大納言秀長の軍二千五百人をして、岡崎、長澤、吉田を守らしめ、尙龜井武藏守茲矩をはじめ、宮部善祥坊、木下備中守、垣屋隱岐守、南條伯耆守をして濱名、

濱松、懸川を守らしめ、前野但馬頭、明石左近、齋村左兵衛、別所主水をして田中、久能府中、興國寺、沼津を守らしめたる事、豊臣秀吉譜に載す。即ち

所々城々軍勢被入立次第

輝元之軍勢千六百人

美濃國 大柿 洲侯 竹鼻

小早川左衛門尉 三千人

尾張 刈屋須賀 清洲小早川在番 星崎吉川在番

大和大納言軍勢二千五百人

三河 岡崎千人 長澤五百人 吉田千人

龜井武藏守 二百七十人

宮部善祥坊 千人

木下備中守 四百五十人

垣屋隱岐守 二百人

南條伯耆守 七百五十人

遠江 濱名 濱松 懸川

前野但馬守 千二百五十人

明石左近 五百人

齋村左兵衛
別所主水 七百五十人

駿河 田中 久能 府中 興國寺 沼津

廣家の星崎城に入れるは三月十二日である。廣家より其臣佐々木平兵衛への書に「今日十二日星崎入城候。當城之儀灘手ニテ萬自由候吉川家譜とある。然るに小早川隆景の清洲入城の日が明でない。秀吉が小田原出陣の途次清洲に入れるは三月六日であるが、祖父物語には秀吉清洲に三日逗留し給ふといひ、さて後「爰ニ小早川トテ筑紫士アリ、丈夫モノナリトテ清須ノ留主仰付ケラレケルガ、小早川中村マデ御供申シケルニ太閤仰ケルハ云々」とあつて、既に隆景は清洲に在りしやうにしるしてある。果して然らば廣家より先きに清洲城に入つたのである。

その他の諸軍の濃參遠駿の諸城を守る時も明ならざれど、恐くその前後の事であらうと思はるゝ。

山中城陥るに及んで、秀吉は廣家に書を發して、東海道諸城在番の兵を順送りに進ましむるを以て、星崎を隆景に譲り岡崎城を守衛すべきやう命じた附六隆景は前のまゝ清洲に在番し、星崎にはその兵を遣つて守衛せしめ置いた。

かくて廣家は岡崎城に移り守れるが、小田原城陥り秀吉會津に向ひ、さて京都に凱旋せんとするや、廣家その家臣今田中務少輔をして之を迎へしむ。秀吉朱印を與へて其志を賞した附七

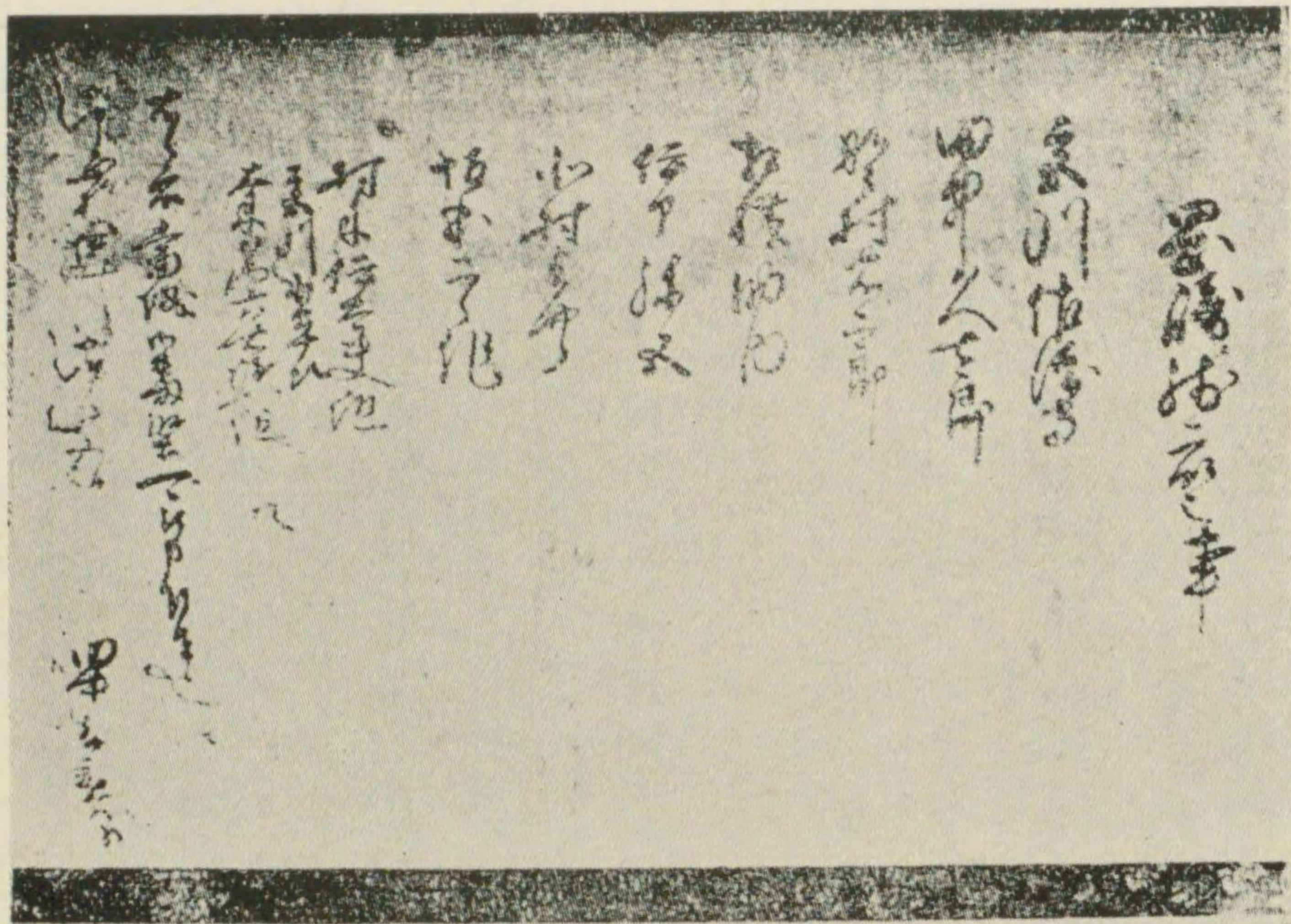
八月二十五日秀吉岡崎城に入る。廣家これを饗す。仍て秀吉より腰物、並に秘藏の馬の中、目利次第遣はさるゝ旨を以て、月毛の駿馬を賜ひ、今田中務少輔には盃を下し秀吉自ら肴を與へた。翌日秀吉岡崎を發した。吉川家史臣略記に、廣家岡崎在番中病氣に罹り、秀吉より醫師を附せられたる由をしるす吉川廣家病氣差起ければ、殿下より延壽院玄朔法印を御付置被成、岡崎に於て被養生とある。

田中兵部大輔吉政が岡崎城五萬石を賜ひしは、家康の岡崎移封の發表を見たと同時の七月十三日の事であらうが、その江州八幡山より岡崎城へ移れる月日明ならざれど、續武家補任には十月二十日岡崎城に移る

やうしるす。即ち田中橋吉政初長政、竹久次、久兵衛、天文十七年生年月領江州八幡山城三萬石、天正十八年十月二十日移參州岡崎加二萬七千餘石文祿四年八月八日加三萬石武續家補と。

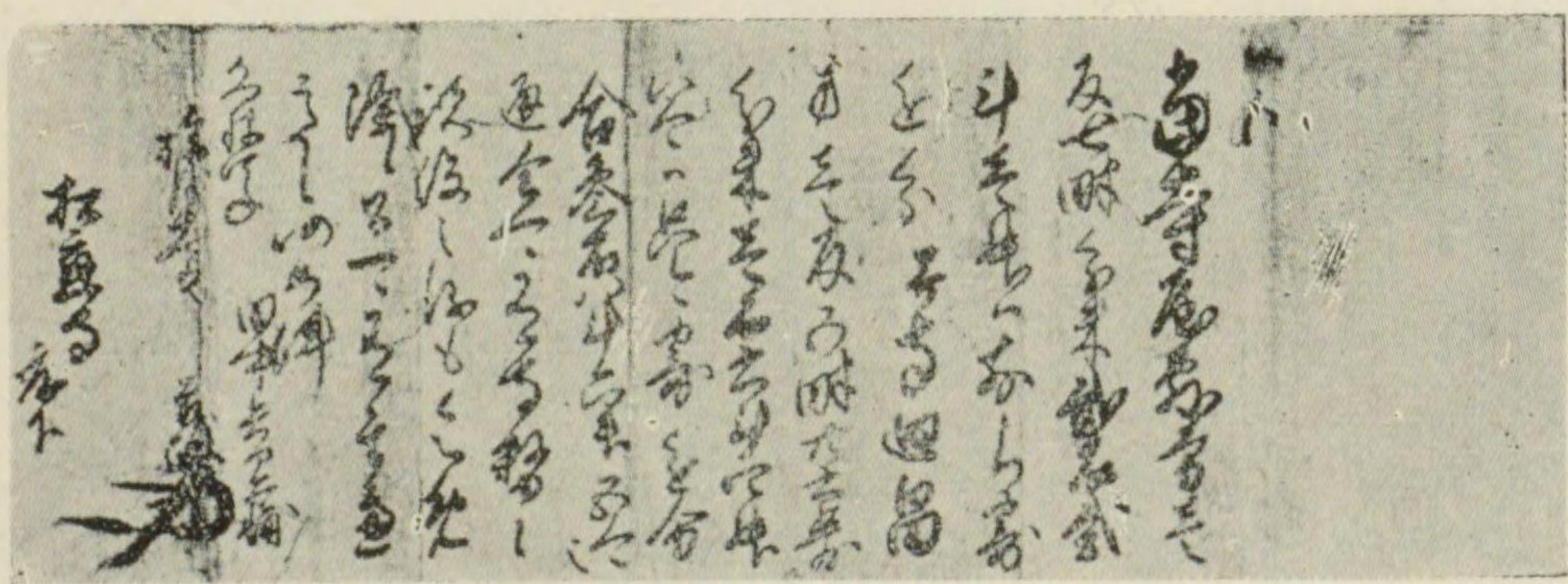
岡崎專福寺に天正十八年八月廿五日附吉政の「岡崎ニ殘衆之事」とする予定書がある。こは吉政が秀吉に隨從して京都に上る途中、岡崎城は我が下賜の城なれば、廣家の在番兵と代替り、こゝに老臣等を殘して守衛せしめ置いたるものと思はるゝ附八

吉政は續武家補任にしるす如く、文祿四年八月八日更に三萬石を加へられ西尾を兼帶した。吉政はもと關白秀次の傳たりしが、讒によりて疎んぜられたるものゝ、文祿四年七月十五日秀次の高野山に於て生害あるや、吉政の身にも必ず咎あるべしと人々危み、老臣の宮崎五左衛門などは上意なき前に切腹あるべし、我等も御供仕るべしなど意見せしが、思ひの外に加増の命を受けたのであつた。武家事紀などに據れば、こは主として宮部善祥坊の同情ある執成に因つたものゝやうである。秀次刑戮ノ三年前ヨリ、秀次近臣熊谷大膳阿波左助が讒訴ニツイテ、吉政秀次ノ間



(藏寺福專崎岡)

田中吉政岡崎殘衆の事



(藏寺應松崎岡)

田中吉政寄進狀

疎遠タリ、因此秀次刑戮ノトキ吉政不及子細、シカレトモ吉政モト石田三成ト不和ニツキテ、三成ヒソカニ讒訴ノ夏ハカリガタキヲ以テ、宮部善祥坊八十餘日毎日秀吉ノ前ニ近侍シ、吉政カ身上安堵セシムルナリ」と。慶長六年二月本多豊後守康重、上州白井三萬石より二萬石を増して岡崎城主となる。慶長見聞集には慶長六年二月とあり、岡崎歴代記には六年二月三日と明に日をしるす。同長慶六年辛丑二月三日三州岡崎城主トナル領五萬石と。岡崎雜記には五萬三千五百石とある。

參考附記

附一 懇申入候、爲北條御退治、來春至關東、可有御出馬之由被成御朱印候。輝元帝都之可被致御警固之由候。隆景事人數二千五百之辻を以、尾州清須可遂在番之由候。惣別は關東供奉雖本意候、遠國付而御校了之様候條、任其旨來二月朔日可打立候。遠方雖可爲御太儀候、馬物具支度御馳走肝要候。人數之出入、委細桂宮平市、粟四兵可申渡候。恐々謹言

天正十七年

左衛

十二月十三日

隆景 御判

伊與三

御宿所

(萩藩閱録)

附二 就東國御出馬中國兵船次第之事

第六節 尾參の守衛

一來二月十日於嚴島舟揃之事
一人數之儀、分限之辻別紙ニ在之事
一自身乘船事

一二月廿日於兵庫御船揃被仰付置盪上事

付、各輝元令同道兵庫可爲上着事

一武具指物如書付馳走之事

右之條々任御朱印之旨申出訖。若於緩々輩者、可準天下御政道之次第也

十二月十八日

輝元 御判

(洞玄寺所藏文書)

附三 北條儀頃可致出仕旨及御請、一札之面不相立、結句信州之内一城奪取之、其外於東國無道表裏無是非次第候。因茲對北條如此被仰遣候。則寫加朱印爲見之候秀吉の北條氏に與ふる十一月右廿四日の手切狀の寫である。右之通被仰出上は、來春被出御馬可加誅戮候。先勢從正月打立候。其方事尾州清洲須城請取、人數二千にて自身可在番候。同國假屋須賀城へ人數五百可被入置候。其用意可被申付候間、爲越年上洛無用々々。二月中旬必京着肝要候。猶淺野彈正少彌黑田勘解由可申候也

極月四日 太閤様 御朱印

羽柴筑前侍從とのへ

(小早川什書)

附四 北條儀爲誅伐、來春至于關東被成御進發條、其方事、人數五百召連、二月中旬有上洛、尾州星崎

城請取、自身可被在番候。委曲輝元隆景へ相達候。猶淺野彈正少彌、黑田勘解由可申候也

極月四日 御朱印 秀吉

吉川侍從とのへ

(吉川家什書)

當城爲留主居被差遣吉川候。則可入置候。就其奉公人妻子在之家共、陣取可相除旨堅被仰付候。可成其意候也

二月廿四日 御朱印 秀吉

尾州星崎城

留主居中

(吉川家譜)

附五 今年天正十年關白殿、北條氏直一家御征討トシテ相州小田原御出馬ニ付、當家ヨリモ、田尻丹後守鑑種、土肥出雲守家實、并西牟田新介家親ノ陣代向井孫三郎ヲ小早川隆景へ被差副、尾州清洲迄御出勢、二月五日ニ打立、到尾州清洲ノ城番相勤、八月廿八日各歸陣ス。

(鍋島直茂譜考補)

附六 山中城責崩、伊豆國平均被仰付、小田原表に御先手一里五十町之間ニ陣取候。然者御跡在城番事、次第送ニ可入置候間、其地小早川かたへ相渡候而、岡崎之城請取、番等無由斷可被申付候也

四月二日 御朱印 秀吉

第六節 尾參の守衛

第拾九章 小田原陣

五四四

羽柴新庄侍從とのへ

(吉川家什書)

附七 書狀之旨於小田原披見候。出羽奥州其外津輕果迄も、百姓等刀武具駈檢地以下被仰付、伊達山形初而足弱共差上、被明御障ニ付而、從會津今日當城迄被納御馬候。然者爲迎、吉川中務少輔指越候段悦思食候。猶黒田勘解由可申候也。

八月十八日 御朱印 秀吉

羽柴新庄侍從とのへ

(吉川家什書)

附八

岡崎ニ殘衆之事

- 宮川佐渡守
- 田中久七郎
- 野村忠二郎
- 相模助内
- 伊部彌五
- 北村與四郎
- 坂本二郎作
- 村木伊太夫組
- 宮川小平次
- 桑名六右衛門組

右之衆當城御番堅可被申付者也

天正拾八年八月廿五日

田中兵部大輔

(岡崎市專福寺文書)

當寺屋敷方壹反七畔、分米貳石貳斗壹升八、前より寄進分、并寺廻島方壹反五畔廿六步、分米壹石六斗四升八合八、只今寄進分、合參石八斗六升五合之通、全可有寺務候。諸役之儀も令免除候間、可有其慮意候。仍如件

文祿四年

田中兵部大輔

拾月十一日

吉政花押

松應寺

庵下

(岡崎市松應寺文書)

第六節 尾參の守衛

五四五

第貳拾章 關東移封

第壹節 江戸城の創建

江戸の地は源頼朝時代江戸氏の住する所にして、江戸氏は秩父氏の支族である。秩父四郎重繼秩父權守重綱の第四子初めて江戸に住して江戸氏を稱す。其子を江戸太郎重長と云ふ。吾妻鑑治承四年九月廿八日丑丁遣御使被召江戸太郎重長、依景親三庭之催遂石橋合戦、雖有其謂守令旨可奉相從、重能有重折節在京、於武藏國當時汝已爲棟梁、專被恃思食之上者、催具便宜勇士等可豫參之由云々十月四日未畠山次郎重忠參會長井渡、河越太郎重頼、江戸太郎重長又參上云々五日申武藏國諸雜事等、仰在廳官人并諸郡司等、可令致沙汰之旨所被仰付江戸太郎重長也などありて、頼朝に招かれて其陣に參會し、武藏國の諸雜事を沙汰すべきやう命ぜられた。これより頼朝に仕へ、子孫代々この地に住して南北朝の頃に及ぶ。その居館は恐く後の江戸城を築ける地であつたらうと。

扇谷上杉氏の執事太田左衛門大夫備中持資のち資長入道して道灌と千代田寶田祝の里或は祝言村に地を相して康正二年二二六築城に着手し、長祿元年二二七四月八日功成りてこれに移る。江戸城と呼ぶ。

扱資長は武州荏原郡品川の館に居住したりしが、有靈夢告として、同國豐島郡江戸の館に移り給ふ。勝れたる名地にて、雖無山見下四邊を有入海爲諸國往還の便、誠に目出度處なればとて、此城を靜勝軒と號す。康正二年丙子の年より始て、長祿元年二二七四月八日に功匠の功成就しけるとぞ聞えし。竣宇高臺は雲を凌ぎ、松風の薰簾を動す聲も、萬歳を唱ふる響かと疑はる。白峰の金屏に映するは、千秋の窓雪を含めるに似たり。寶塔の林間より見たるは、遠寺を畫くに似たり。釣舟の蘆邊に浮めるは、歸帆を移かと訝。西湖十景もよそならず、此城之景を述て五山の名宿詩を題せり。

景菫

兵鼓聲中築受降、聞君延客日臨聽、風帆多少載詩去、吹雪士峯晴墮江

龍澤

籍々威名關以東、又知天下有英雄、鼓鞞不起城邊靜、驅使江山入彀中

景三

江戸城高不可攀、我公豪氣甲東關、三州富士天邊雪、收作香油幕下山、
見人聞者賞歎するに堪たり。太田資長是歳二十五才迄、數多の城を取しかども、此城に勝りたるは無とて、登櫓四方を詠め一首の和歌あり

我庵は松原遠く海近し、富士の高根を軒端にそ見る

第壹節 江戸城の創建